

第3次 燕市総合計画

人と自然と産業が調和しながら進化する燕市
～「日本一輝いているまち」を目指して～

令和5年度～令和12年度
(2023) (2030)



目次

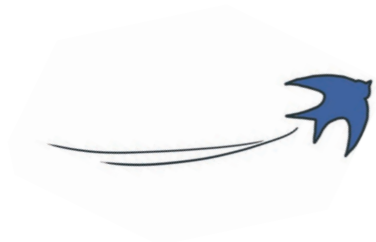
| | | | |
|-------------------------|----------------------|-----------------|----|
| 第1部 | 1. 計画策定の趣旨 | 6 | |
| 総論 | 2. 計画の位置づけ | 6 | |
| | 3. 計画の構成と期間 | 8 | |
| | 4. 第2次燕市総合計画の進捗状況 | 9 | |
| | 5. 燕市を取り巻く社会潮流と課題 | 17 | |
| | 第2部 | 1. 本市の将来像 | 22 |
| 基本的方向と 基本目標 | 2. 基本的方向と戦略体系 | 23 | |
| | (1) すべての施策に共通する基本的方向 | 23 | |
| | (2) 戦略体系とポイント | 24 | |
| | 3. 戦略的シティプロモーション | 30 | |
| | 4. 基本目標（重要指標）および成果指標 | 32 | |
| | (1) 基本目標（重要指標） | 32 | |
| | (2) 成果指標 | 34 | |
| | 5. 中期財政見通しの作成・公表 | 38 | |
| | 6. 計画の事業化と進行管理 | 38 | |
| | 第3部 | 戦略1 定住人口戦略 | 43 |
| | 戦略別計画 | 基本方針1 活力ある産業の振興 | 43 |
| 施策1 商工業の活性化 | | 43 | |
| 施策2 農業の振興 | | 49 | |
| 基本方針2 次代につなぐ教育の推進・子育て支援 | | 53 | |
| 施策1 教育の充実 | | 53 | |
| 施策2 子育て支援の充実 | | 59 | |
| 基本方針3 健やかに暮らせる医療福祉の充実 | | 65 | |
| 施策1 保健医療体制の強化 | | 65 | |
| 施策2 高齢者福祉の充実 | | 70 | |
| 施策3 障がい福祉の充実 | | 75 | |
| 基本方針4 地域に根付く移住・定住の促進 | | 80 | |
| 施策1 移住・定住希望者への支援 | | 80 | |

| | | |
|----------------------------|------------|-----|
| 戦略2 活動人口戦略 | 84 | |
| 基本方針1 いきいきと輝く健康づくり・生きがいづくり | 84 | |
| 施策1 健康づくりの推進 | 84 | |
| 施策2 スポーツの推進 | 90 | |
| 施策3 生涯学習・文化活動の充実 | 94 | |
| 基本方針2 つながり、支え合う地域社会の実現 | 97 | |
| 施策1 地域福祉の推進 | 97 | |
| 施策2 市民活動の活性化 | 101 | |
| 基本方針3 一人ひとりが活躍できるまちづくり | 104 | |
| 施策1 若者活動の活発化 | 104 | |
| 施策2 誰もが活躍しやすい環境づくり | 108 | |
| 施策3 人権尊重・多文化共生のまちづくり | 112 | |
| 戦略3 交流・応援（燕）人口戦略 | 115 | |
| 基本方針1 魅力あふれる観光の振興 | 115 | |
| 施策1 着地型観光の振興 | 115 | |
| 基本方針2 つながりを活かした燕市のファンづくり | 120 | |
| 施策1 広域連携・都市交流の推進 | 120 | |
| 施策2 「ふるさと燕」のファン拡大 | 124 | |
| 戦略4 人口戦略を支える都市環境の整備 | 129 | |
| 基本方針1 安全で安心して暮らせるまちづくり | 129 | |
| 施策1 災害に強いまちづくり | 129 | |
| 施策2 防犯・交通安全の推進 | 134 | |
| 施策3 良好な生活環境の保全 | 140 | |
| 施策4 脱炭素社会づくり | 144 | |
| 基本方針2 持続可能な都市基盤の構築 | 148 | |
| 施策1 空き家対策とまちなかの賑わいづくり | 148 | |
| 施策2 道路・公園の整備 | 152 | |
| 施策3 公共交通の利便性向上 | 157 | |
| 施策4 水道水の安定供給と汚水処理の効率化 | 162 | |
| 資料編 | 1. 策定過程 | 168 |
| | 2. 総合計画審議会 | 169 |
| | 3. 本編補足資料 | 173 |
| | 4. 用語の説明 | 192 |

第1部

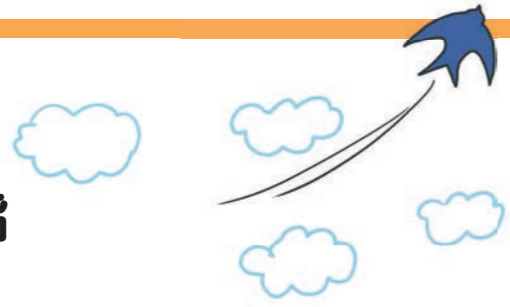
総論

-
1. 計画策定の趣旨
 2. 計画の位置づけ
 3. 計画の構成と期間
 4. 第2次燕市総合計画の進捗状況
 5. 燕市を取り巻く社会潮流と課題



1

計画策定の趣旨



本市は、合併後の平成 20（2008）年に「第 1 次燕市総合計画」（以下、「第 1 次総合計画」という。）を策定し、「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を市の将来像として掲げ、新市の均衡ある発展や市民サービスの向上に努めるとともに、地域の特性を生かした一体的なまちづくりを進めてきました。

平成 28（2016）年に策定した「第 2 次燕市総合計画」（以下「第 2 次総合計画」という。）では、市の将来像に『日本一輝いているまち』を目指してのフレーズを加えるとともに、国に先駆けた人口減少対策として、「定住人口」「活動人口」「交流・応援（燕）人口」の 3 つの人口増戦略に取り組んできたところです。

そのような中、令和 2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の困難に見舞われ、市民生活や地域経済は大きな打撃を受けました。それまで概ね順調に進んでいた第 2 次総合計画の進捗にも大きな影響が出ています。また、急速な人口減少と少子高齢化など、これまでの課題に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展や、脱炭素社会の推進をはじめとする社会環境の変化といった新たな課題への対応も求められています。

第 2 次総合計画が令和 4（2022）年度に終期を迎えるに当たり、直面するコロナ禍の影響から早期に回復を図るとともに、新たな課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があることから、第 2 次総合計画の進捗状況を踏まえ、「第 3 次燕市総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2

計画の位置づけ



（1）市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示す計画として最上位に位置し、各分野の個別計画に方向性を与えるものです。本計画の推進にあたっては、国・県等における政策・施策と整合性を図りながら、連携して取り組みます。

（2）「第 3 期燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に一体化

国から策定を求められている「総合戦略」は、地方創生に関する施策に特化した計画であり、目指す将来像や多くの施策が総合計画と重複していることから、「第 3 期燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に包含させ一体的に取り組むことで、計画の実効性を高めます。

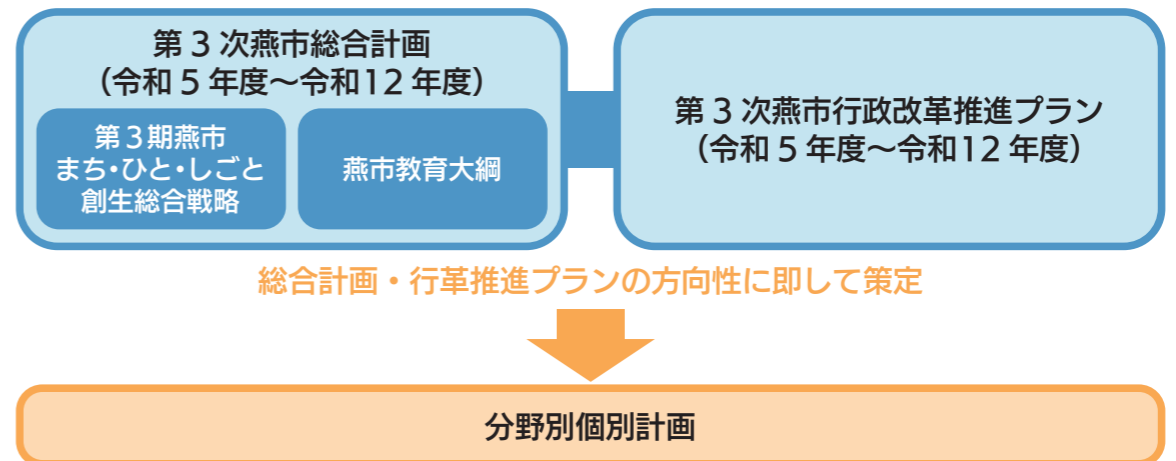
（3）「燕市教育大綱」との関係

「燕市教育大綱」は、教育立市宣言を基本目標とし、市の教育、学術および文化の振興に関する方針や施策を定めるものであり、総合計画における教育行政に関する内容がその方針や施策に該当するため、本計画をもって大綱に代えることとします。

（4）「燕市行政改革推進プラン」との関係

本計画と計画期間を同じくする「第 3 次燕市行政改革推進プラン」は、本計画を着実に推進するための行財政運営の指針となるものであり、本計画とともに市政運営の両輪を成すものです。同プランでは、限られた資源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるための行財政運営、組織・人事管理等の方針を定めています。

本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、同プランに基づき、自治体 DX をはじめとした行財政改革にも取り組みます。



3

計画の構成と期間

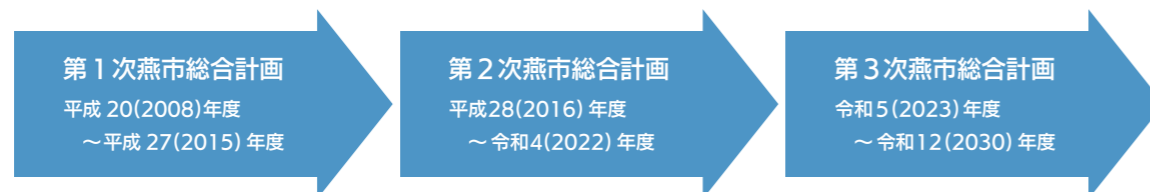
(1) 計画の構成

- 第1部 総論（計画策定にあたっての基本的な考え方や、本市を取り巻く社会潮流と課題）
- 第2部 基本的方向と基本目標（まちの将来像やすべての施策に共通する基本的方向、達成を目指す基本目標および成果指標）
- 第3部 戦略別計画（基本目標の達成に向けた具体的な施策）

(2) 計画の期間

本計画は、分野別個別計画に方向性を与える最上位計画であることから、中長期的な視点で政策の方向性を示す必要があります。計画の期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とし、計画終期の令和12（2030）年度に達成すべき目標を示すほか、中間年にあたる令和8（2026）年度の目標も明らかにします。

なお、計画の中間年に中間評価を行うとともに、社会情勢や市政を取り巻く状況に変化が生じた場合には、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4

第2次燕市総合計画の進捗状況

(1) 目標人口

第2次総合計画では、令和4（2022）年の目標人口を78,000人に設定し、各施策を展開してきましたが、令和2（2020）年国勢調査結果は、すでに目標人口を割り込む77,201人であり、目標を達成することは困難な状況となっています。

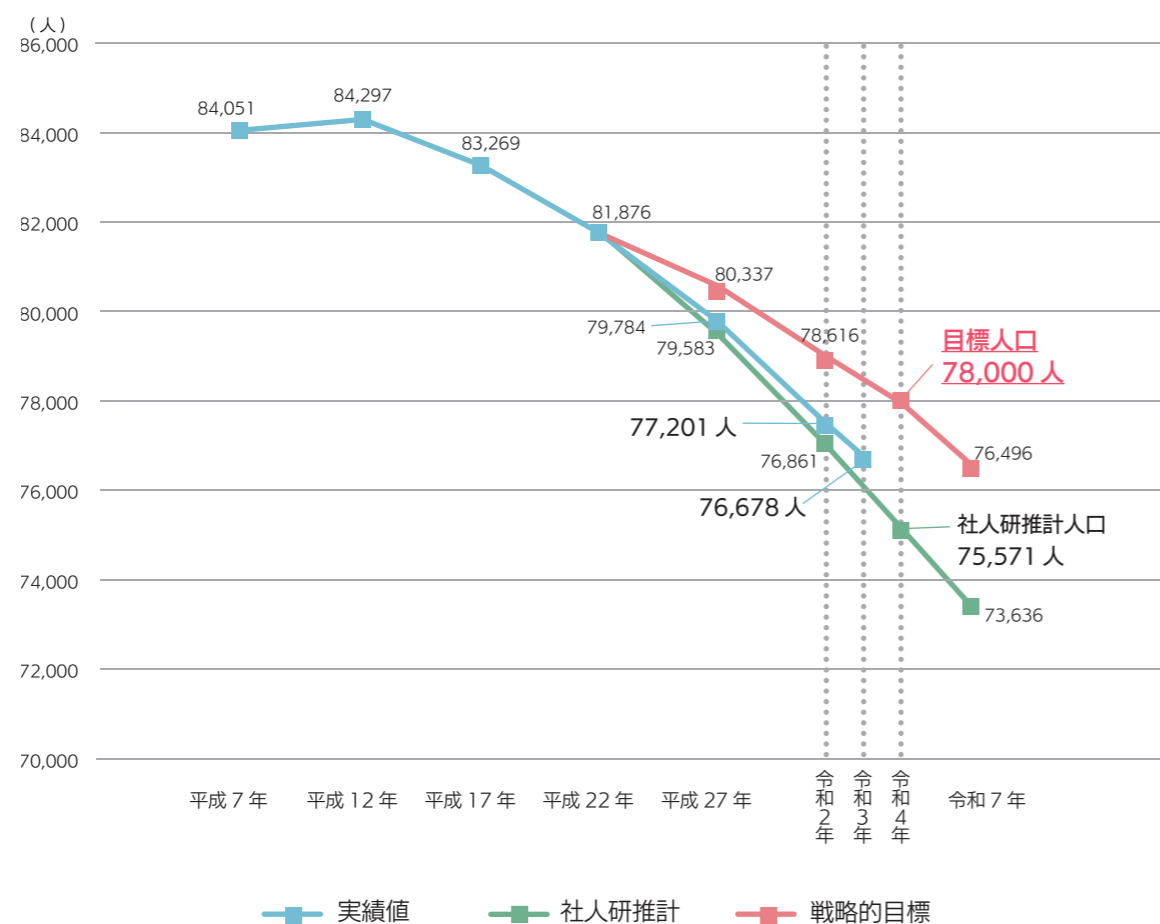
一方で、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成25（2013）年に公表した令和2（2020）年の推計人口は76,861人であり、これを340人上回る実績となりました。

設定した目標人口は、少子化対策や移住・定住施策を重点的に実施し、人口減少を最小限に留めることにより、社人研の推計を大きく上回ることを目指したものでした。目標とした出生数の維持や転入転出の均衡の達成が難しい状況となっていますが、直近の国勢調査による人口が、第2次総合計画策定当時の社人研推計人口を上回っていることから、これまで取り組んできた定住人口増戦略は、一定の効果があったものと考えられます。

なお、令和3（2021）年10月1日の人口は76,678人となり、令和3（2021）年（令和2年10月～令和3年9月）の減少率の県内比較では、20市中、少ない方から2位（1位 新潟市）、町村を含めた全市町村では3位（1位 湯沢町、2位 新潟市、3位 燕市）となりました。



目標人口と推計人口および実績



(2) 自然動態（出生数）

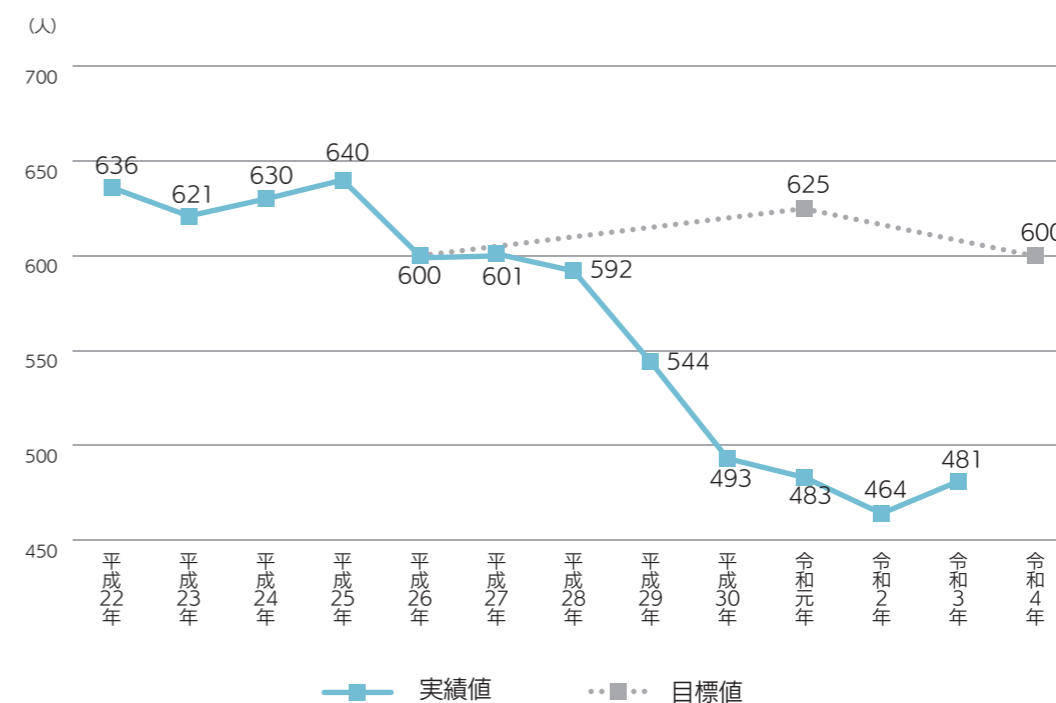
出生数については、令和元（2019）年までは平成22（2010）年から平成26（2014）年までの平均出生数と同数の625人、それ以降も平成26（2014）年の出生数と同数の600人の維持を目指してきましたが、平成30（2018）年には500人を割り込みました。令和3（2021）年は481人であり、前年比で若干の上昇が見られましたが、目標とは大きく乖離している状況です。

出生数は、出産可能年齢の女性人口など、人口構造に影響を受けるものであり、本来、目標の設定にあたり、本市の出産可能年齢の女性人口が計画期間中において減少するという推計を考慮すべきでしたが、目標とした出生数は、直近の出生数を維持するという高い目標を掲げて設定したものでした。

これまで、未満児保育の拡充や子ども医療費助成、他自治体に先駆けて開始した妊産婦医療費助成など、安心して産み育てられる子育て支援に努めてきましたが、出産可能年齢の女性人口の減少に加え、晩婚化などの要因も影響し、高い目標との差を埋めるまでには至りませんでした。

なお、令和3（2021）年（令和2年10月～令和3年9月）の人口あたりの出生数の県内比較では、20市中、新潟市に次ぐ2位、町村を含めた全市町村では3位（1位 聖籠町、2位 新潟市、3位 燕市）となりました。

出生数



(3) 社会動態

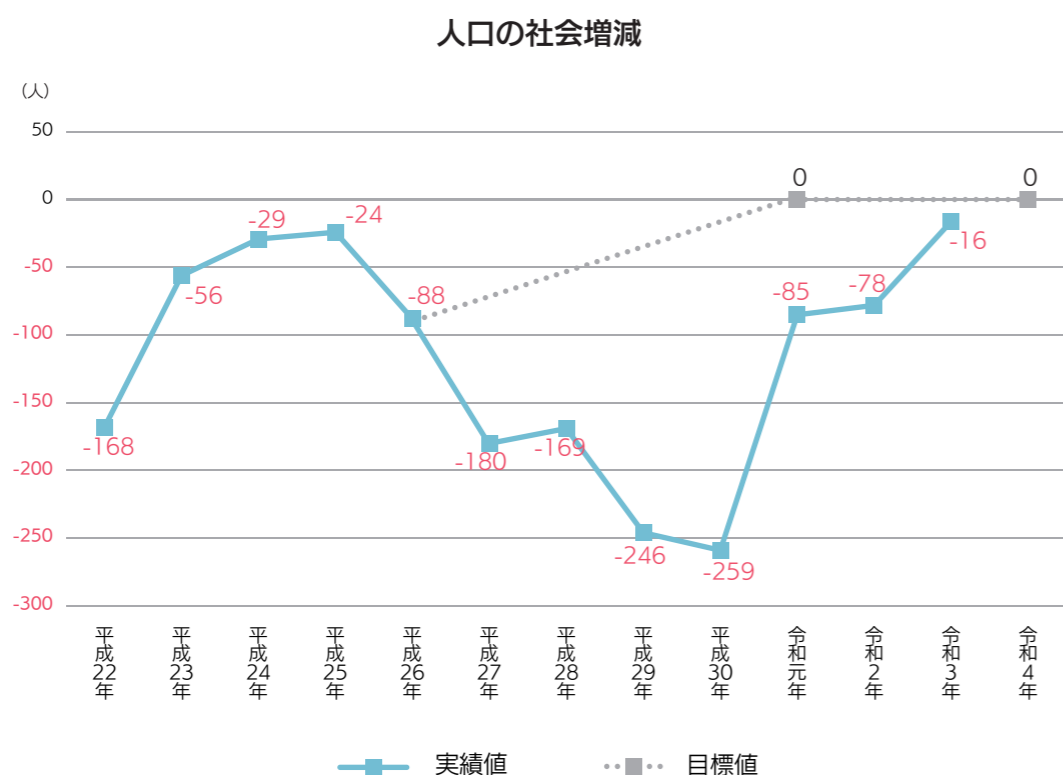
社会動態については、令和元（2019）年までに転入転出を均衡水準に改善し、それ以降はその水準を維持することを目指してきましたが、令和元（2019）年に目標を達成することはできませんでした。しかし、この年から回復傾向となり、令和3（2021）年は▲16人にまで転出超過数が縮小しています。

この社会増減の好転は、平成30（2018）年と令和3（2021）年の転入転出事由の分析により、以下の3つの要因が大きく影響していることが分かりました。

- ① 東京都との転出超過数の縮小（H30：▲109人→R3：▲66人）
- ② 国外への転出数の減少（H30：▲105人→R3：▲68人）
- ③ 新潟市との人口移動が転入超過に転換（H30：▲126人→R3：+13人）

①、②については、感染症の影響により、県をまたぐ移動が制限されたことなどが影響したものと考えられます。③については、「住居」を事由とする転入の増加および転出の減少が主な要因となっており、後述の「(5) 住みやすさの評価」「(6) 居住意向」の上昇に関係しているものと考えられます。

なお、令和3（2021）年（令和2年10月～令和3年9月）の社会動態増減率の県内比較では、20市中、良い方から1位、町村を含めた全市町村では、3位（1位 出雲崎町、2位 湯沢町、3位 燕市）となりました。



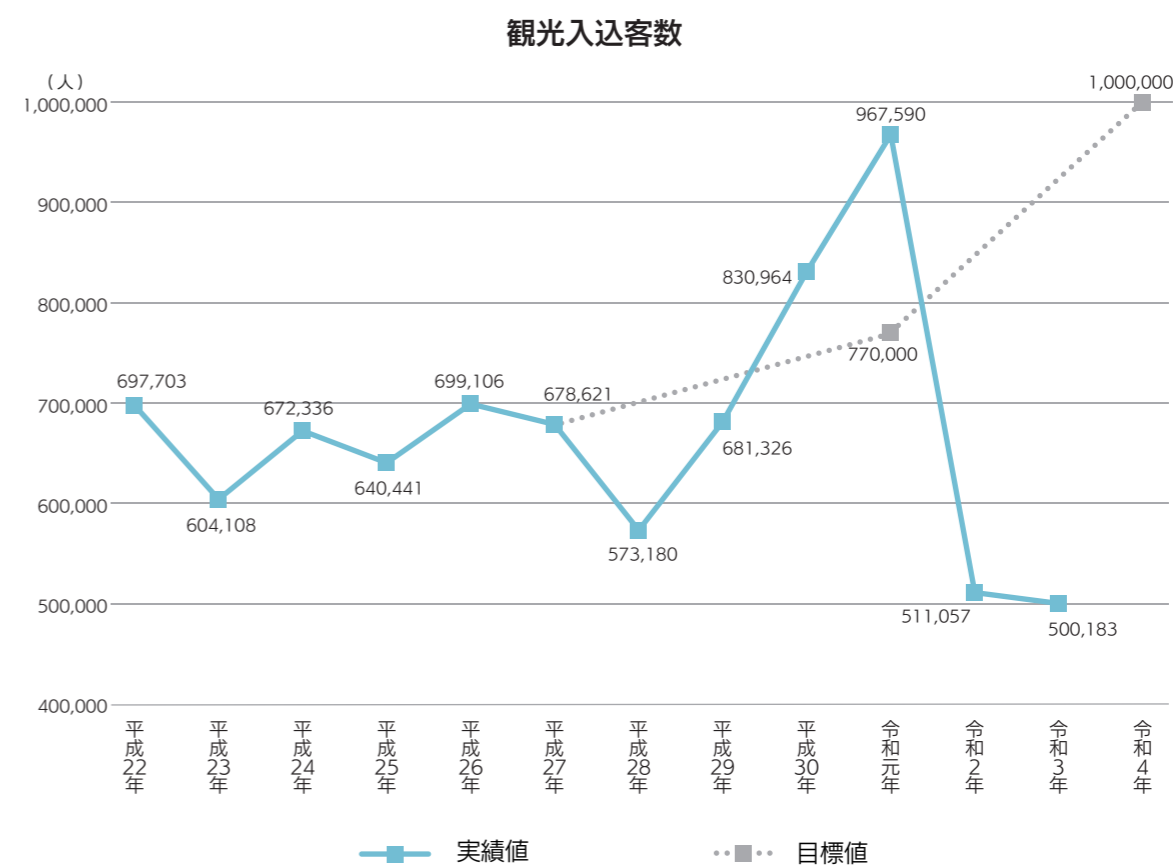
資料：新潟県「人口移動調査」、企画財政課「人口ビジョン」

(4) 交流人口

本市の「観光客入込数」は、平成28（2016）年までは60万から70万人程度で推移していましたが、平成29（2017）年以降は増加し続け、令和元（2019）年に当初の最終目標値90万人を達成しました。そのため、「第2次燕市総合計画 中間評価に基づく施策等の見直し版」（令和2年3月）にて、令和4（2022）年の最終目標値を上方修正し、100万人を目指して施策を展開してきました。

しかしながら、感染症の影響により県をまたぐ移動が制限されたことなどから、令和3（2021）年は500,183人にまで減少し、平成26（2014）年の基準値を下回る結果となりました。

一方で、コロナ禍のために首都圏等から旅程を変更した教育旅行の受入は増加しており、コロナ禍前は僅少であったものが、令和3（2021）年度には約7,000人にまで達しています。



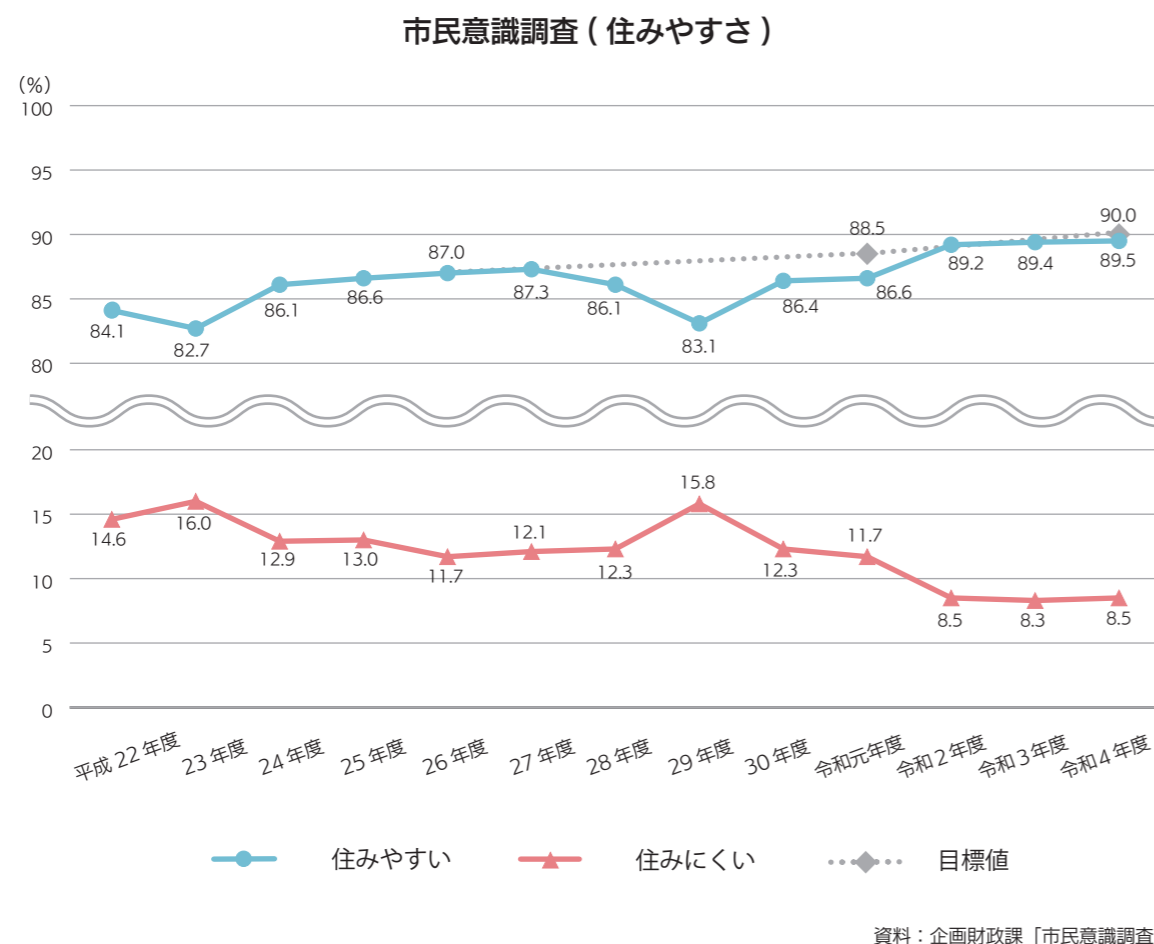
※国の共通基準に基づき集計。産業観光推進のため、平成30年に対象施設の見直しを行った。

資料：観光振興課調べ

(5) 住みやすさの評価

本市では、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境などについてどのように考えているのかを把握するため、毎年、無作為抽出した市民を対象に「これからのまちづくりのための市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しています。その中の、「あなたにとって燕市は住みやすいまちですか」という質問に対し、「住みやすい」と回答した人の割合を令和4（2022）年度に90.0%まで上昇させることを目指してきました。

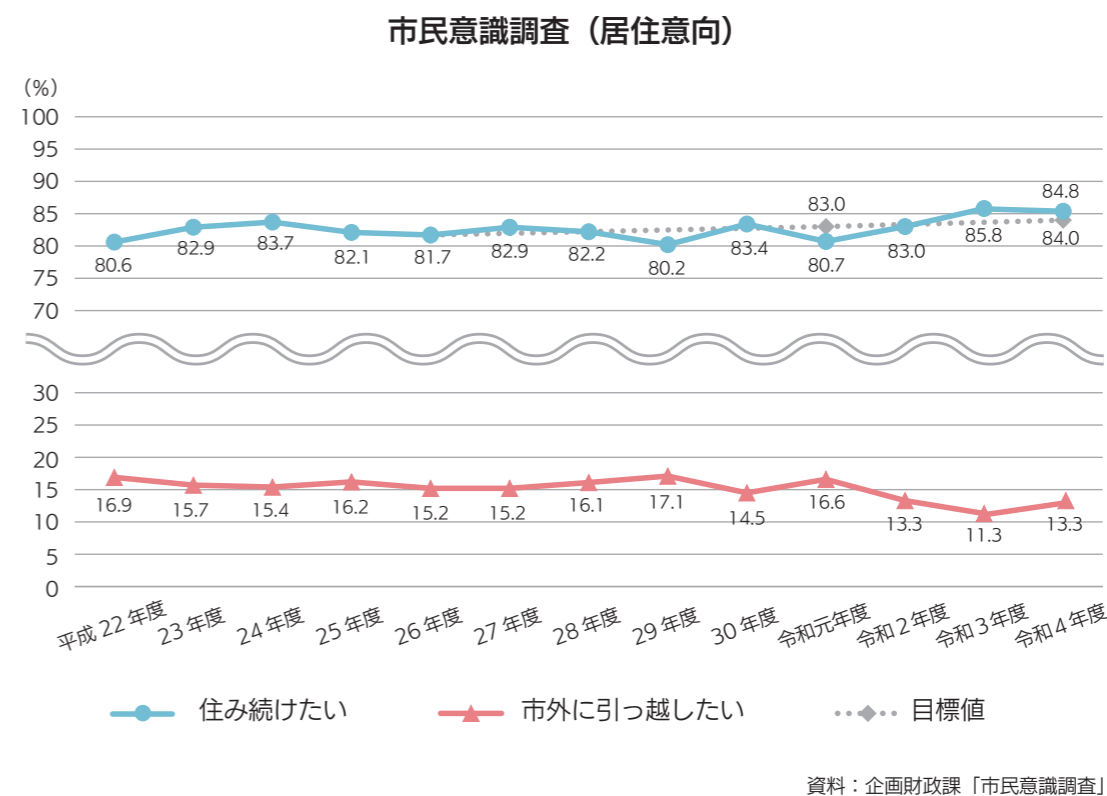
平成30（2018）年度以降は上昇傾向が続き、令和4（2022）年度実績は最終目標値を概ね達成（89.5%）することができました。これまで実施してきた各施策の効果が表れたものと考えられます。



(6) 居留意向

市民意識調査における「あなたは今後も燕市に住み続けたいですか」という質問に対し、「住み続けたい」と回答した人の割合を令和4（2022）年度に84.0%まで上昇させることを目指してきました。

令和4（2022）年度実績は最終目標値を上回る84.8%となり、「住みやすさ」と同様に、これまで実施してきた各施策の効果が表れたものと考えられます。



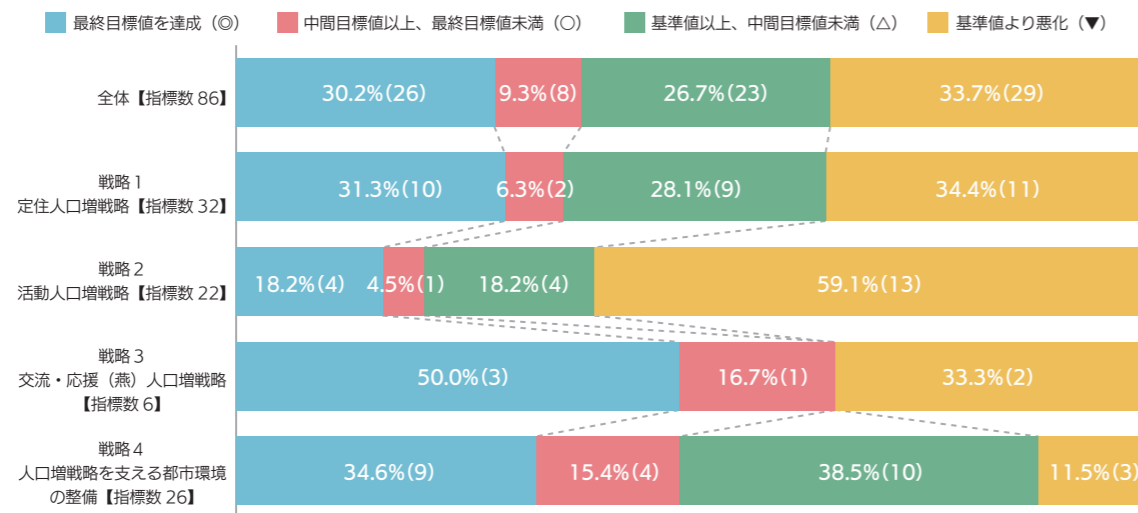
(7) 各施策の個別指標

各施策の達成目標として設定している86の指標項目について、令和3(2021)年度末時点での達成状況は、「最終目標値を達成」が26項目(30.2%)、「中間目標値以上、最終目標値未満」が8項目(9.3%)、「基準値以上、中間目標値未満」が23項目(26.7%)、「基準値より悪化」が29項目(33.7%)となりました。順調に推移しているといえる「中間目標値以上」の指標は、全体の約4割です。

令和元(2019)年度までは目標達成に向け順調に推移していた指標でも、人流を伴う指標を中心に感染症の影響を受け、実績値が悪化しました。令和2(2020)年度の実績においては、29項目で実績値が悪化、もしくは実績値なしとなり、令和3(2021)年度においても25項目で実績値が悪化、もしくは悪化したままとなっています。

一方で、86の指標項目のうち、令和2(2020)年度よりも令和3(2021)年度の実績が上昇(好転)した指標は50項目、減少(悪化)した指標は27項目、横ばいの指標は9項目となり、一部の指標では回復基調が見られます。

第2次燕市総合計画成果指標〔令和3(2021)年度の達成状況〕



資料：企画財政課調べ

5

燕市を取り巻く社会潮流と課題

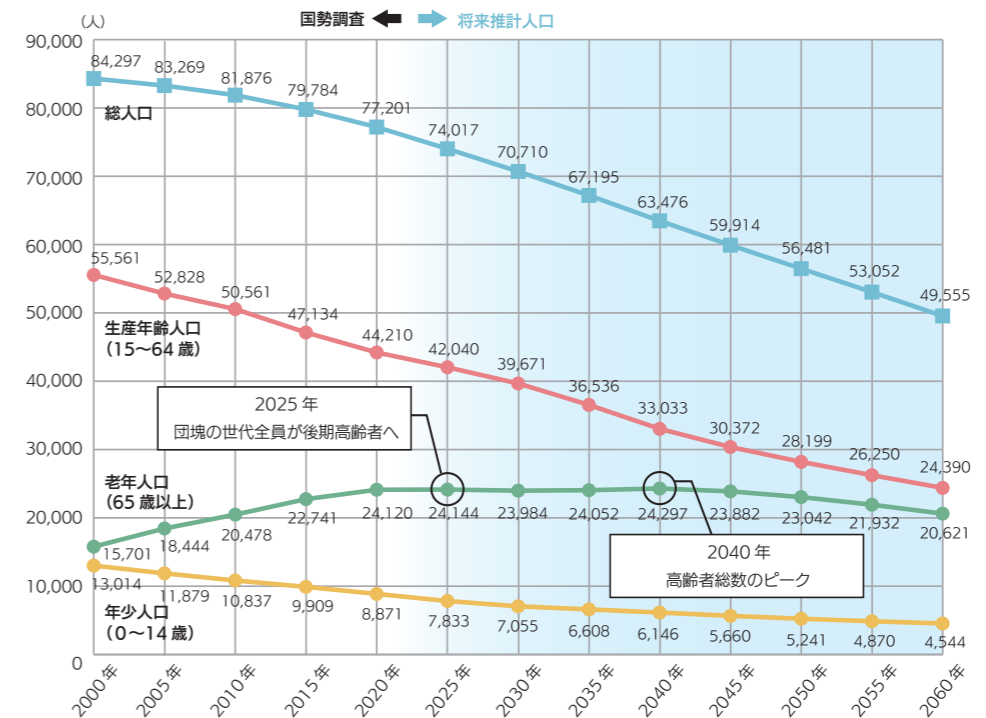
(1) 急速な人口減少と少子高齢化の進行

第2次総合計画では、令和4(2022)年の目標人口を78,000人に設定し各施策を展開してきましたが、予想を超える出生数の減少や転出超過により、目標を達成することは困難な状況となっています。

急速な人口減少・少子高齢化は、地域活力の低下や地域経済にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。社人研推計に準拠した推計では、今後も高齢化が進む一方で、年少人口や生産年齢人口は大きく減少する見込みです。さらなる子育て支援の充実や移住促進など、引き続き人口減少対策を行い、急速な人口減少に歯止めをかける必要があります。

加えて、令和7(2025)年は、いわゆる「団塊の世代」の人がすべて後期高齢者になる年です。今後も高齢者比率は増加していく推計となっているため、高齢者の多様な活躍に向けた支援を充実させる必要があります。

年齢3区分別人口の推移・推計



※「社人研推計に準拠した推計」は、社人研の推計方法に準拠して燕市が独自に推計したものであり、現在の人口動態が続いた場合の将来予測です。

資料：総務省「国勢調査」、企画財政課調べ

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大

令和元（2019）年12月に中国で初めて確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に広がり、世界経済や社会に深刻な影響を与えました。

国内では、令和2（2020）年4月に、初の緊急事態宣言が発出され、不要不急の移動自粛のほか、学校の休校、公共施設の休館など、多方面において、市民生活や経済活動への制約を余儀なくされました。その後も変異株の発生などにより、コロナ禍は長期化しており、引き続き市民生活や経済活動に大きな影響をもたらしています。

未だ感染症の収束が見通せない状況にあります。企業活動の活性化を図るとともに、落ち込んでいた消費の回復など社会経済活動と感染症対策を両立させ、コロナ禍前の水準に戻すための取組を行う必要があります。

(3) DX(デジタルトランスフォーメーション)¹の進展

Society5.0²の実現を目指し、IoT、AIなどの情報技術開発や5Gなどの情報基盤整備が進む中、感染拡大を契機に、社会全体のデジタル化、オンライン化が急速に進んでいます。

国は、令和3（2021）年9月にデジタル庁を発足させるなど、デジタル化を強力に推進する方針を打ち出しており、本市を含む地方公共団体は、国の動向や社会情勢を注視しつつ、デジタル人材の確保や行政手続きのオンライン化、企業のDX支援などに対応することが急務となっています。

(4) コロナ禍を契機とした地方分散型社会への移行

感染症の拡大による外出自粛などをきっかけとして、首都圏の企業を中心にテレワークによる新たな働き方が普及し、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっています。

この流れに迅速かつ的確に対応し、本市を移住先・移転先として選んでいただくための取組を展開していく必要があります。

1 DX(デジタルトランスフォーメーション)：デジタル化により、社会や生活の形・スタイルが変わること。
2 Society5.0：狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続くもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムによって開かれる新たな社会。

(5) 激甚化する自然災害への懸念

地球温暖化が一因とみられる気候変動により、世界各地で甚大な被害が発生しています。国内でも、自然災害が激甚化・頻発化・広域化する中、地震や台風、洪水、土砂災害、雪害など、様々な種類の災害に対する一層の対策強化が必要となっています。

(6) カーボンニュートラル³に向けた動きの活発化

気候変動による自然災害が激甚化・頻発化する中、地球温暖化対策が喫緊の課題となっており、平成28（2016）年に発行した「パリ協定」のもと、各締約国では「カーボンニュートラル」の政策が強力に進められています。

これを受け、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする方針を決定し、本市においても、令和4（2022）年6月に「燕市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

今後、産業界や市民等と連携し、具体的な取組を行っていく必要があります。

(7) 多様性を認め合う共生社会の実現

本市の女性就業率は全国的に見ても高く、外国人労働者も増加傾向にあります。性別や国籍はもちろんのこと、年齢、経済事情、文化の違いや障がいの有無などに関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会を目指す必要があります。

また、すべての世代において、孤独・孤立や生活困窮の問題を抱える人や世帯が増加しており、この状況はコロナ禍において深刻化しました。こうした人々が地域社会とつながりながら、安心して生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。



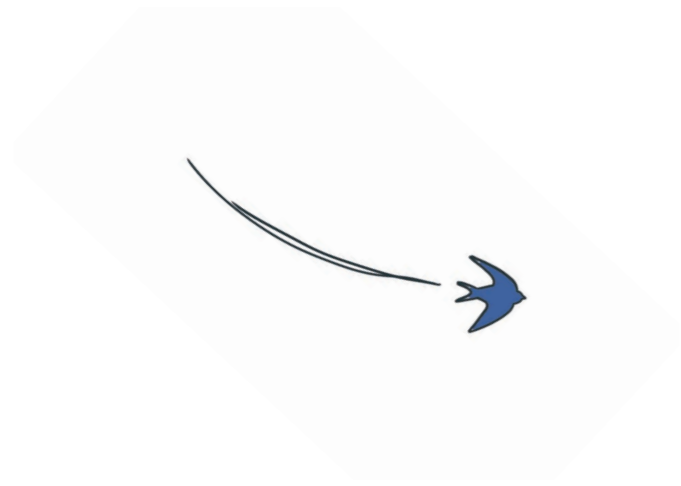
3 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

第2部

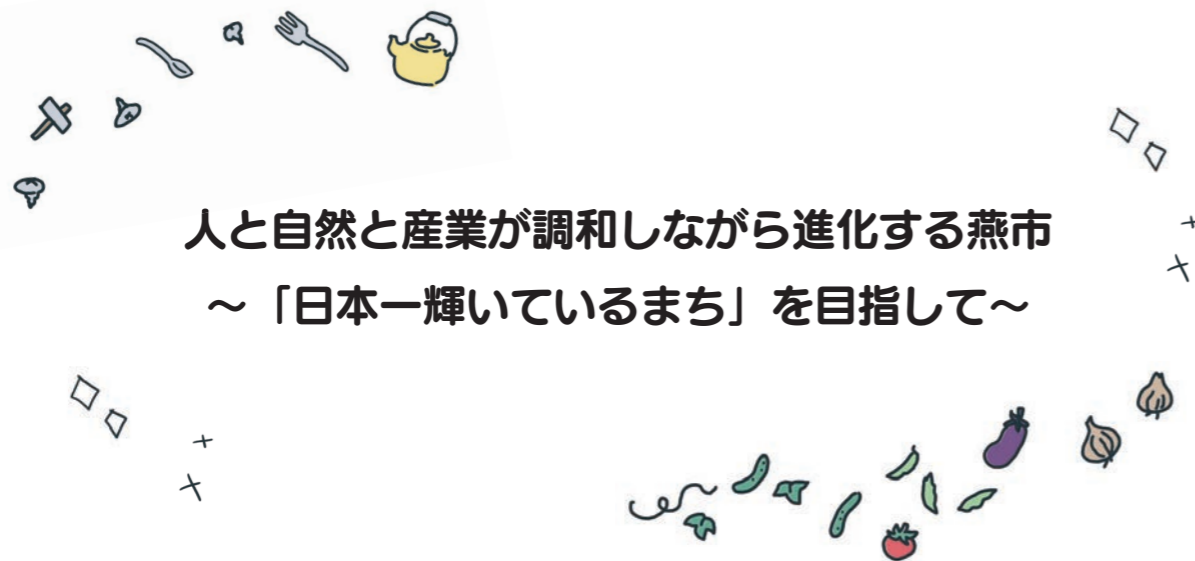
基本的方向と基本目標



1. 本市の将来像
2. 基本的方向と戦略体系
3. 戦略的シティプロモーション
4. 基本目標（重要指標）および成果指標
5. 中期財政見通しの作成・公表
6. 計画の事業化と進行管理



1 本市の将来像



人と自然と産業が調和しながら進化する燕市 ～「日本一輝いているまち」を目指して～

平成20（2008）年に策定した第1次総合計画では、市民憲章に謳われている「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」を目指す将来像として掲げました。

この将来像には、本市の豊かな自然や歴史・文化、伝統あるものづくり産業といった、地域固有の資源を生かして新たなまちづくりを推進するという意味が込められています。

また、第2次総合計画では、産業、教育、スポーツ、福祉、環境など、様々な分野において市民活動や企業活動が活発に行われ、全国から注目を浴び、そのことで子どもたちが夢と誇りを持てるような、全国のどこよりも素晴らしいまちづくりに向け、「日本一輝いているまち」を目指す将来像に加えました。

第1次総合計画の将来像の主役である「地域資源」、第2次総合計画の将来像の主役である「市民・企業」は、どちらも無限の可能性を持っています。本計画では、この「地域資源」と「市民・企業」とともに、これまでの取組の歩みを止めることなく、成果を深く浸透させ、さらに進化させることが、「日本一輝いているまち」の実現につながると考え、第2次総合計画に引き続き、「人と自然と産業が調和しながら進化する燕市～『日本一輝いているまち』を目指して～」を本市の将来像に掲げます。この将来像の実現に向け、計画の基本的方向と基本目標を定めるとともに、目標達成に向けた具体的な取組を戦略別計画で示します。

2 基本的方向と戦略体系

(1) すべての施策に共通する基本的方向

1 コロナ禍からの早期回復

長引くコロナ禍は、市民生活や経済、産業、まちづくりなど、様々な分野に悪影響を及ぼしました。

これに対し、子どもたちがいつでも帰って来られる「ふるさと燕」を守るため、本市独自の感染症対策「フェニックス11+」⁴を実施し、影響の緩和に努めてきました。

今後も、状況に応じて「フェニックス11+」の取組を進化させることで、社会経済活動を一日も早くコロナ禍前の水準に回復させることを目指すとともに、ポストコロナを見据えた取組を同時に進めていきます。

2 未来につながる新たな地方創生

本計画では、急速な人口減少に歯止めをかけるとともに、地域経済・社会の活性化や地域におけるDX、脱炭素社会の推進など、地方創生に向けた各種施策に重点的に取り組めます。

なお、これまで人口減少対策をはじめ、地方創生として進めてきた「第2期燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和4（2022）年度末に終期を迎えるにあたり、これらの取組を「第3期燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として本計画に包含させて推進し、地域課題の解決と魅力向上につなげます。

また、第3期燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の取組方針と整合性を図りながら実施します。

⁴ フェニックス11+：新型コロナウイルス感染症対策を目的とした、事業継続・雇用維持や需要喚起、生活弱者支援などからなる燕市独自の事業群の名称。

3 SDGsの実現に向けた取組の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、令和12（2030）年までに気候変動や経済的不平等、持続可能な消費、平和など、人類が抱える大きな課題を解決し、地球を次の世代につないでいくため、平成27（2015）年の国連サミットにて加盟国の全会一致で採択されたもので、17のゴール・169のターゲットにより構成されています。持続可能でよりよい世界を目指すため、日本においても多くの行政や企業、学校、市民などがSDGsの達成に向けた取組を進めています。

本市においても、SDGsが目指す持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、各施策にSDGsの要素を取り入れながら、市民が安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、持続可能な地域経済・社会の構築を目指していきます。



(2) 戦略体系とポイント

前項の「すべての施策に共通する基本的方向」を分野横断的に取り入れつつ、第2次総合計画の「3つの人口戦略」と「人口戦略を支える都市環境の整備」を深化・進化させながら、引き続き「日本一輝いているまち・燕市」の実現に取り組めます。

戦略1：定住人口戦略

「住みたい・働きたいと思う人を増やす」

産業の振興、教育・子育て環境の整備、医療・福祉の充実を総合的に進め、本市の魅力向上させることで、燕に魅力と愛着を感じ、住みたい・働きたいと思う人を増やします。



◆ 基本方針1 活力ある産業の振興

引き続き、産地を支える多様な人材の確保に向け職場環境の整備等を支援するほか、国等の関係機関と連携し、新たに専門人材と企業とのマッチング等に取り組めます。

また、デジタル技術の導入等による生産性向上を支援するほか、カーボンニュートラルをはじめとしたSDGsの取組を促進するなど産地全体の高付加価値化を一層推進するとともに、企業間連携や新規創業の支援、新たな生産・物流拠点等の整備などに取り組むことで、地場産業の発展と活性化を図ります。

さらに、「儲かる農業」を目指し、農業経営の効率化や複合営農化、農産物のブランド化を一層推進するとともに、新たに消費者ニーズを踏まえた農産物の生産・流通に対する戦略的・効果的な施策を展開します。

◆ 基本方針2 次代につなぐ教育の推進・子育て支援

Jack & Betty プロジェクトや長善館学習塾などからなる「長善プロジェクト」をさらに深化・進化させることにより子どもたちの個性を伸ばすとともに、「読解力」の育成を図る授業改善や一人1台のタブレット端末を活用した個別最適な学びを展開することで、学力向上につなげます。

また、市内外の人から「子育てするなら燕市で」と評価されるよう、不妊治療費や妊産婦にかかる医療費の助成をはじめとした経済的負担の軽減や、病児・病後児保育や未満児保育の拡充といった子育てと仕事の両立支援に加え、全天候型子ども遊戯施設を整備するなど、子育て環境のさらなる充実を図ります。

さらに、「こども家庭センター」の開設に向けた準備を進めるなど相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、新たに妊娠前からのヘルスケアに取り組むことで、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行います。

◆ 基本方針3 健やかに暮らせる医療福祉の充実

県に対し、令和5（2023）年度に開院する県央基幹病院を核とした医療体制の充実および周産期医療体制の構築や、県立吉田病院の早期改築を要望するとともに、救急医療体制を強化することで、地域住民の安心につなげます。

また、人生100年時代の健康づくりやアクティブシニアの社会参加を支援するほか、新たに認知症高齢者およびその家族と支援者をつなぐ「チームオレンジ」の設置や高齢者の権利を守る専門的な相談支援体制を構築します。

さらに、障がいのある人へライフステージに応じた切れ目ない支援を提供す

るとともに、新たに障がい者の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」を整備します。



◆ 基本方針4 地域に根付く移住・定住の促進

若者や子育て世代等のニーズを捉えた移住支援の充実を図り、U・I・Jターンにつなげるとともに、移住者から長く住んでもらえるよう、移住者同士の情報交換の場の提供や地域住民と接点をもつ機会を新たに創出するなど、効果的な移住支援制度を検討のうえ、実施します。

また、燕市出身で県外在住の若者に向けた情報発信や交流を行い、将来的なUターンにつなげます。

戦略2：活動人口戦略

「キラキラ輝く人を増やす」

健康づくりやボランティア、地域活動などに積極的に取り組む、キラキラ輝いている人を増やします。



◆ 基本方針1 いきいきと輝く健康づくり・生きがいづくり

引き続き、受診しやすい健診等の体制づくりを進めるとともに、「健康づくりマイストーリー運動」や「燕市こころの健康スワロー運動」を県や企業等と連携しながら深化・進化させるなど、心と体の健康づくりを推進します。

また、新たに新潟県の「にいがた新世代ヘルスケア情報基盤」プロジェクトに参画し、様々なデータを活用した効果的・効率的な保健事業に取り組みます。

さらに、大規模改修した吉田トレーニングセンターや新たに整備したスケートボード場などの既存施設のさらなる活用を推進するほか、新たにサッカー場の整備を検討します。併せて、燕市スポーツ協会と連携し地域におけるスポーツ指導者の育成を支援するとともに、オリンピックなどのトップアスリートによるスポーツ教室の開催等を通して、子どもたちのスポーツ意欲や競技力の向上を目指します。

加えて、若年層をターゲットとしたイベントの開催など、幅広い世代に向けて優れた芸術に触れる機会を提供するとともに、水道の塔をはじめ歴史的価値のある建造物や史料等の保存・利活用を図ります。

◆ 基本方針2 つながり、支え合う地域社会の実現

引き続き、困難を抱えるひとり親家庭、社会的孤立状態となっているひきこもりや経済的な困窮者の自立を支援するとともに、子ども食堂やフードバンクの活動を支援するなど、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

また、新たに成年後見制度の利用促進に向けた中核機関を設置するほか、ヤングケアラーの実態把握および支援方法の検討を行います。

さらに、地域コミュニティの維持・活性化に向け、自治会運営のデジタル化を推進するとともに、先進事例を紹介する講演会の開催や事業活動の支援等を行います。

◆ 基本方針3 一人ひとりが活躍できるまちづくり

引き続き、「燕ジョイ活動部」や「燕市役所まちあそび部」などの若者の主体的な活動を支援するとともに、若者による活発な活動を全国に発信していきます。

また、男性の育児休業取得や育休取得をきっかけとした家事・育児参加の促進に加え、誰もが活躍できる職場環境改善を促進する取組を強化します。

さらに、LGBTQをはじめとした新たな人権課題に関する教育・啓発などを行うとともに、在住外国人の生活を支援するなど、一人ひとりが活躍できるまちづくりを目指します。

戦略3：交流・応援(燕)人口戦略

「訪れたい・応援したいと思う人を増やす」

観光の振興や燕のファンづくりなどにより、燕の魅力を発信し、訪れたい・応援したいと思う人を増やします。

◆ 基本方針1 魅力あふれる観光の振興

産業観光を核とした教育・体験旅行や、本市の産業と関わりの深い背脂ラーメンなどの食文化のプロモーションに取り組むとともに、インバウンドの受入環境を整備します。

また、道の駅国上を中心とした国上エリアや大河津分水などの既存の自然観光資源に新たな遊びや体験等を掛け合わせるなど、自然観光の磨き上げを行います。



◆ 基本方針2 つながりを活かした燕市のファンづくり

引き続き、広域連携や都市交流などでつながりのある自治体と、各分野において交流・連携することにより、相互の地域活性化を推進します。

また、様々な情報発信ツールを活用し、本市の魅力を全国に向けて戦略的に発信するとともに、「スワローズファン」など、本市とつながりのある人を対象とした体験プログラムを引き続き実施し、燕市ファンの獲得につなげます。

さらに、現在行っている燕市 PR 大使と連携した本市の PR 活動に加え、全国で活躍している本市出身者や本市と関わりのある人からも本市を PR してもらえ、仕組みを新たに構築します。

加えて、ふるさと納税のポータルサイトやウェブ広告等を通じた効果的なプロモーションを展開するなど、さらなる交流・応援（燕）人口の拡大を図ります。

戦略4：人口戦略を支える都市環境の整備

安全・安心に暮らせる都市環境を整備するとともに、道路や上下水道などのインフラを維持・整備し、3つの人口戦略を支えます。

◆ 基本方針1 安全で安心して暮らせるまちづくり



引き続き、市民の防災に関する知識取得を促進するとともに、地域における自主防災組織結成や防災活動を支援します。

また、市民の防犯意識の向上や児童・生徒の登下校時の安全確保に取り組むとともに、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催や高齢者の免許証自主返納促進を継続するなど、交通安全対策を推進します。

さらに、ごみの排出量削減に向け、フリーマーケットなどを新たに開催し、家庭で不要となった物の再利用を推進するほか、食品ロスの削減に取り組めます。

加えて、脱炭素社会を目指し、メガソーラー発電施設を設置するほか、公共施設への小風力発電設備の導入などを検討します。

◆ 基本方針2 持続可能な都市基盤の構築

まちなかの活性化を目指し、都市機能や居住の誘導を行いながら、官民一体で空き家・空き地の解消やマルシェ、ワークショップなどの賑わいづくりに取り組むほか、国・県に対し、国道116号吉田バイパスや国道289号燕北道路の早期整備完了を要望します。

また、快適な道路環境の維持、整備を進めながら、利用者のニーズを踏まえた公共交通運行路線の再編や新たなモビリティサービスの導入を検討するほか、統合浄水場や下水道の整備、合併処理浄化槽への転換促進などを行います。

戦略5：持続可能な行財政運営の推進

「第3次燕市行政改革推進プラン」が掲げる「持続可能な行財政運営の推進」を、本計画では戦略5として位置づけます。

引き続き、不断の事務事業の見直しを実施するほか、人口減少に即した公共施設の保有量適正化、高い政策形成能力を持った職員の育成などに取り組めます。

また、電子契約システム導入やキャッシュレス決済拡充をはじめとした行政手続きのオンライン化、SNS等を活用したデジタル情報の発信強化など、行政サービスのDXを推進します。



3

戦略的シティプロモーション

本計画に掲げる「3つの人口戦略」を推進するため、常に対象を意識した各施策のプロモーションを積極的に行います。

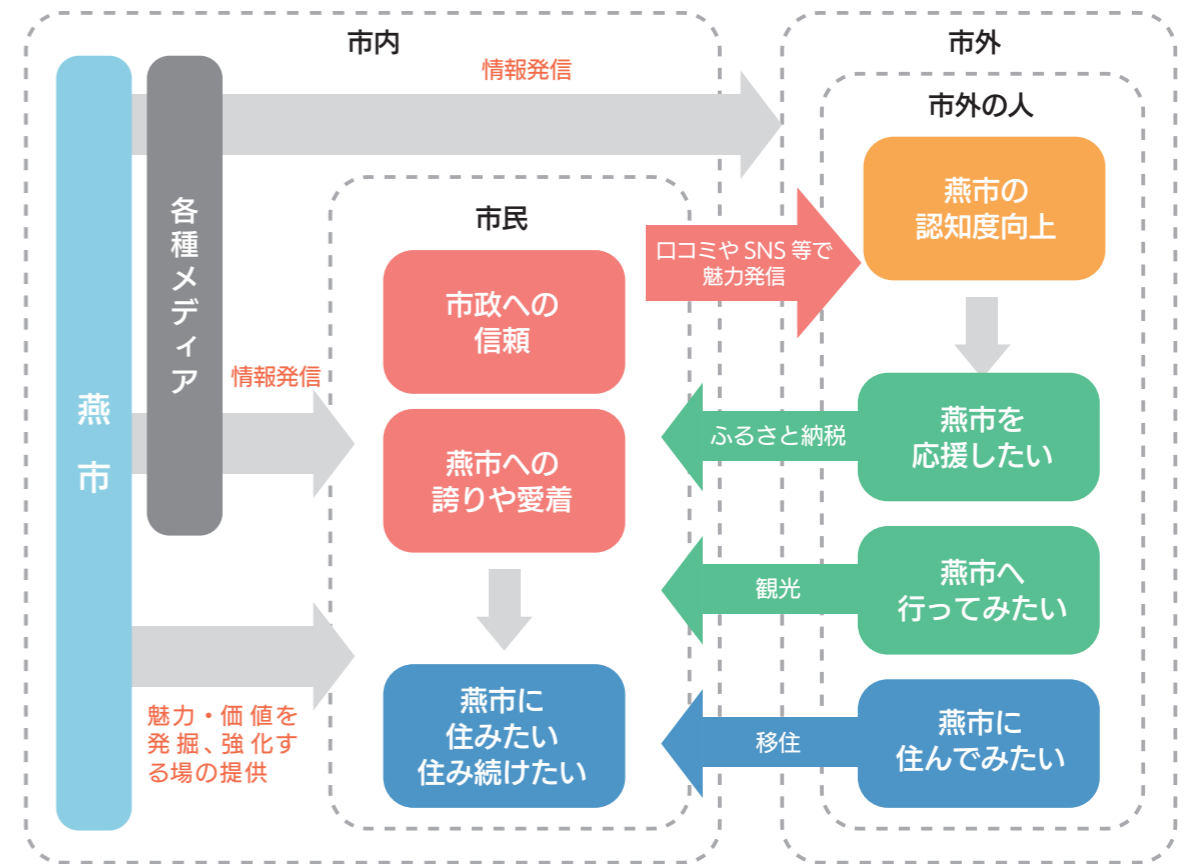
本市では、結婚、妊娠・出産、子育て、教育といったライフステージに応じた切れ目のない様々な支援を行っています。こうした施策を戦略的に発信していくことで、「子育てするなら燕市で」と市内外から認知してもらい、さらなる魅力度の向上につなげます。

プロモーション実施にあたっては、市が発信する情報にできるだけ触れてもらえるよう、対象者の年代や属性に応じたメディアを活用し、施策の内容やその成果などについても分かりやすく伝えることで、市政への信頼の獲得と市への誇りや愛着の醸成を図ります。

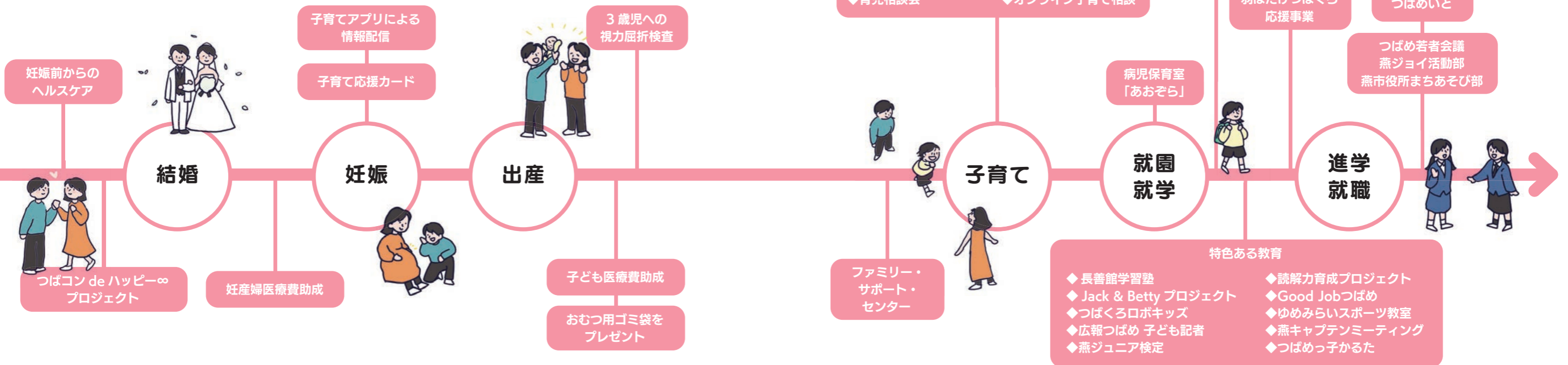
また、市民一人ひとりからも本市の魅力や価値をSNSや口コミなどで拡散してもらえるよう努めます。

さらに、本市は、地場産業、自然、歴史文化、食文化など、多くの固有の資産にも恵まれています。これらを市民とともに広く全国に発信することで、観光やふるさと納税の寄附などを通じた交流・応援（燕）人口の拡大を図り、ひいては市外・県外からの移住者の増加にもつなげます。

戦略的シティプロモーションの全体イメージ



本市におけるライフステージに応じた切れ目のない支援



4

基本目標（重要指標）および成果指標

「基本目標（重要指標）」および「成果指標」は、前述の「基本的方向」を受けて、本計画が目指す目標を指標として示すものです。本計画では、令和12（2030）年における「目標人口」を基本目標（重要指標）に設定するとともに、「出生数」、「社会動態」および、市民意識調査によって得られる「住みやすさの評価」、「居住意向」を基本目標の達成に向けた成果指標に設定し、進行管理を行っていくこととします。

なお、個々の施策については、施策ごとに個別指標を設定し進行管理を行います。

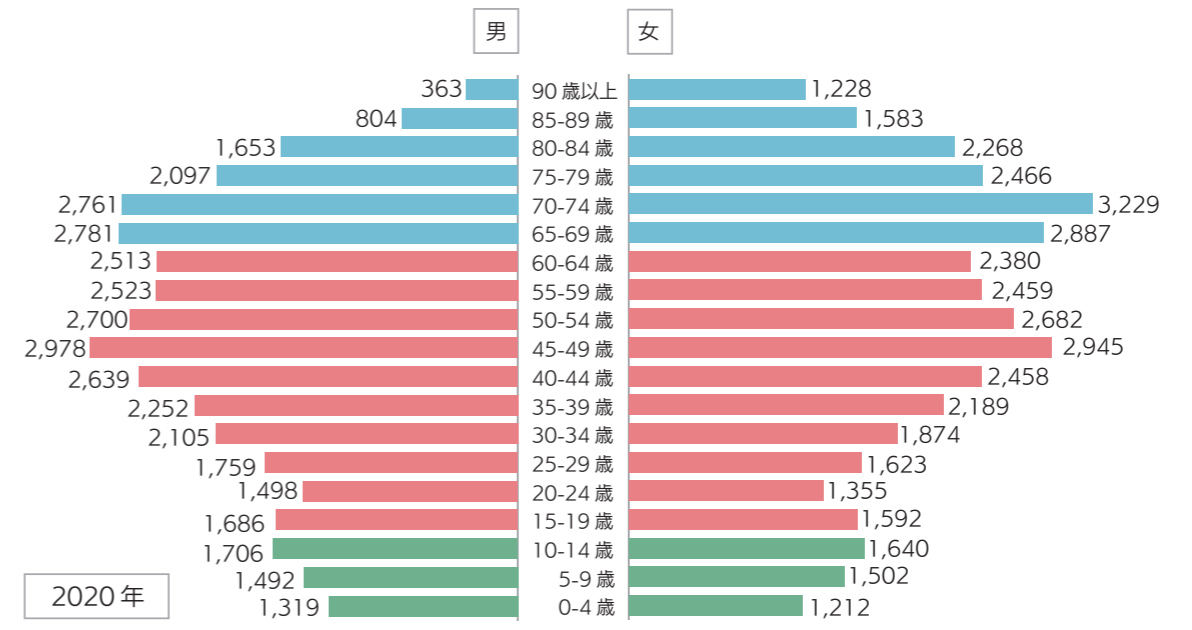
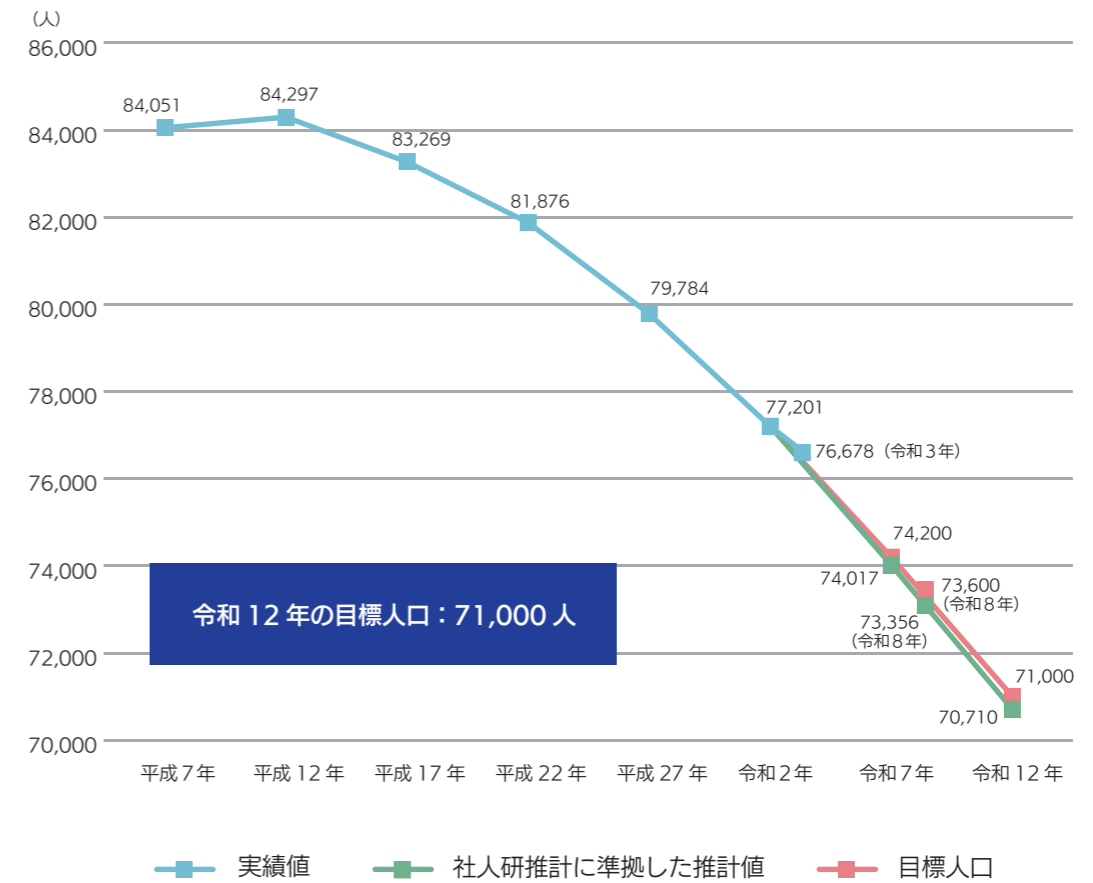
(1) 基本目標（重要指標）

第1部 総論の「5. 燕市を取り巻く社会潮流と課題」で示したとおり、本市では平成12（2000）年に高齢者の数（老年人口）が子どもの数（年少人口）を上回り、その後も少子化が続く中で生産年齢人口が順次老年人口に移行していることから、人口ピラミッドは少子高齢化を表す典型的なつぼ型となっています。このような人口構造により、将来の人口減少は避けることができず、社人研推計に準拠した推計では、令和12（2030）年の人口が70,710人となる見通しです。

これに対し、定住人口戦略による「子育て支援施策」や「移住・定住施策」を重点的に展開することで、人口減少を少しでも緩やかにすることにより、令和12（2030）年における目標人口を推計値を上回る「71,000人」に設定します。



目標人口と推計人口および令和2（2020）年の人口ピラミッド



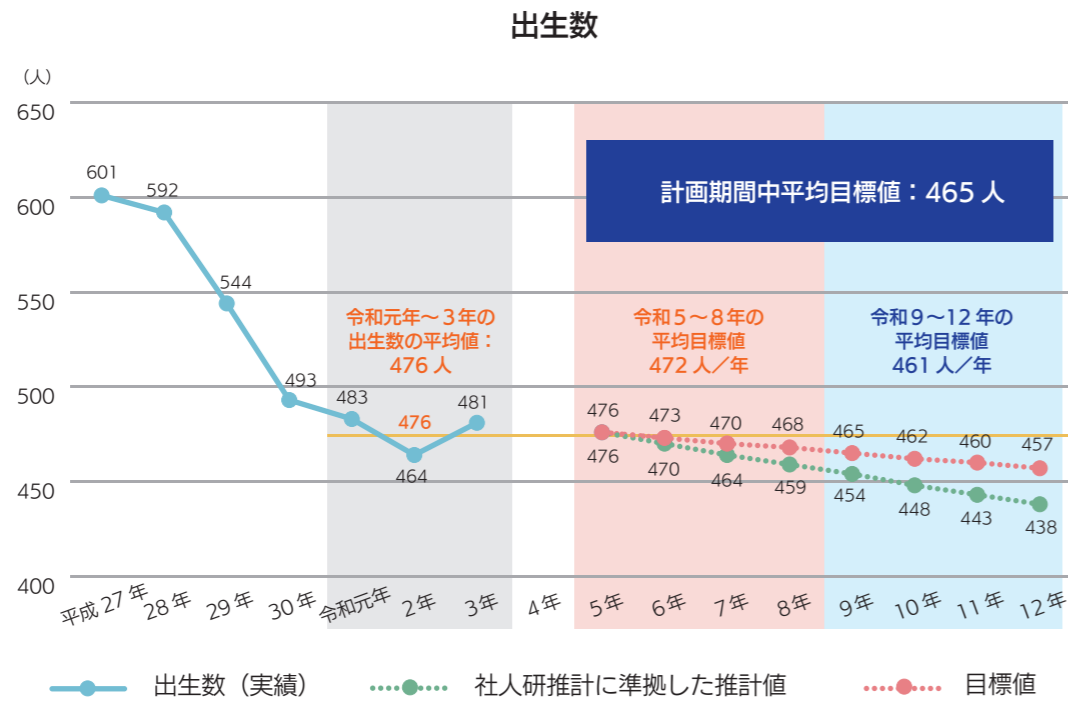
資料：新潟県「人口移動調査」、企画財政課調べ

※グラフの「社人研推計に準拠した推計値」は、直近の令和2（2020）年国勢調査に基づく社人研推計が本計画策定時点において未公表であるため、社人研推計に準拠して燕市が独自に推計したものです。社人研による令和2（2020）年国勢調査に基づく将来推計人口は、令和5（2023）年中に公表予定となっているため、公表後に推計値を差し替えます。

(2) 成果指標

1 自然動態（出生数）

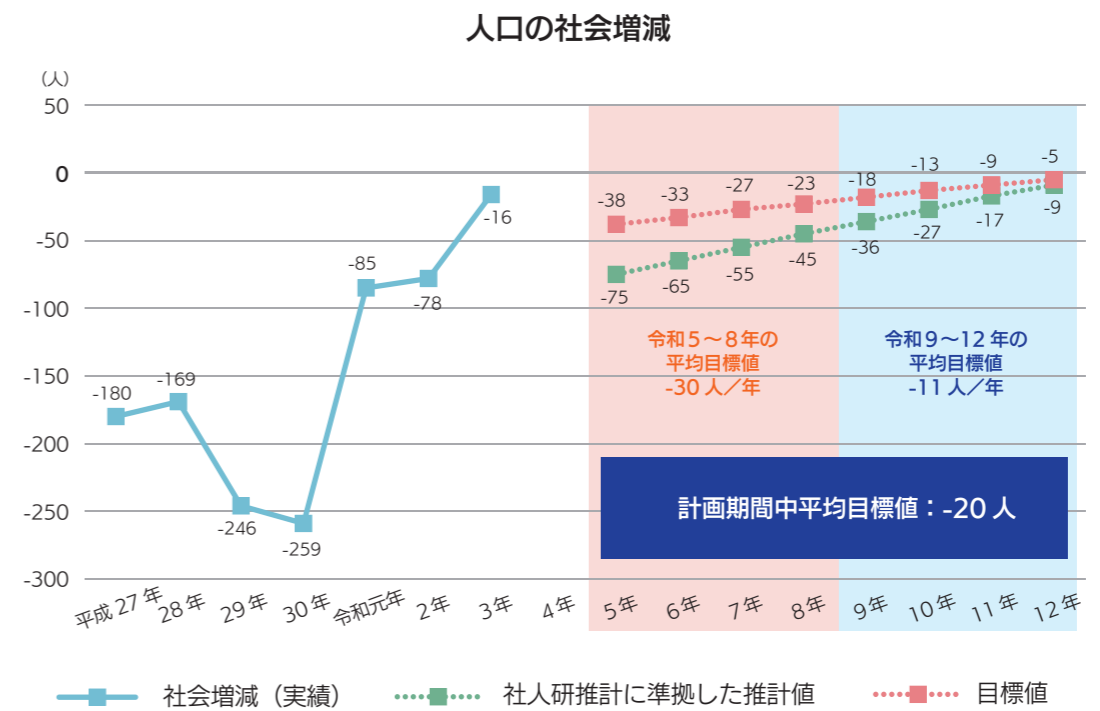
これまで実施してきた子育て支援施策に加え、効果的な施策を新たに実施することにより、社人研推計に準拠した「出生数」の推計値に対し、476人（令和元年から令和3年の出生数の平均値）を基準値とした各年の減少数を半分に抑え、計画期間前半の令和5（2023）年から令和8（2026）年までは年間472人、後半の令和9（2027）年から令和12（2030）年までは年間461人、本計画期間全体では年間465人の平均出生数を目指します。



資料：新潟県「人口移動調査」、企画財政課調べ

2 社会動態

これまで実施してきた移住・定住施策に加え、効果的な施策を新たに実施することにより、社人研推計に準拠した「社会増減」の推計値に対し、転入転出の均衡水準（±0人）を基準値とした各年の減少幅を半分に抑え、計画期間前半の令和5（2023）年から令和8（2026）年までは年間▲30人、後半の令和9（2027）年から令和12（2030）年までは年間▲11人、本計画期間全体では年間▲20人の平均増減数を目指します。



資料：新潟県「人口移動調査」、企画財政課調べ

3 住みやすさの評価

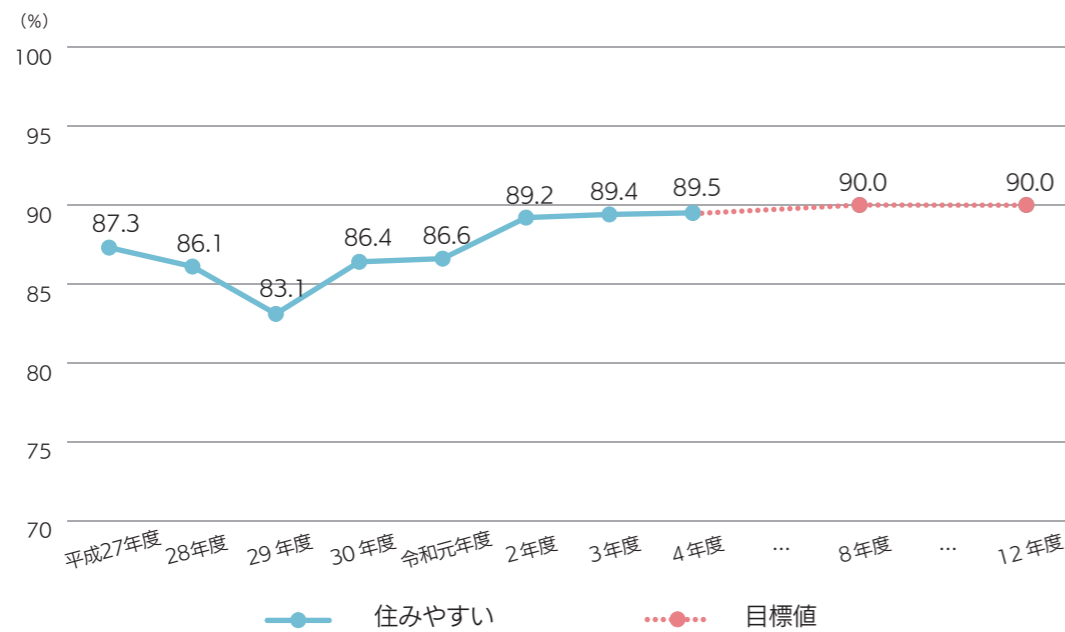


住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような、魅力あるまちにするためには、市民の暮らしの質を高め、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めることが重要です。

本指標は、市民意識調査にて、「あなたにとって燕市は住みやすいまちですか」という質問を行い、経年変化を把握しているものです。

今後も市民が住みやすいと思えるまちづくりを推進することにより、「住みやすい」と回答した人の割合を令和8（2026）年度に90.0%、それ以降も90.0%の維持を目指します。

市民意識調査（住みやすさの評価）



資料：企画財政課「市民意識調査」

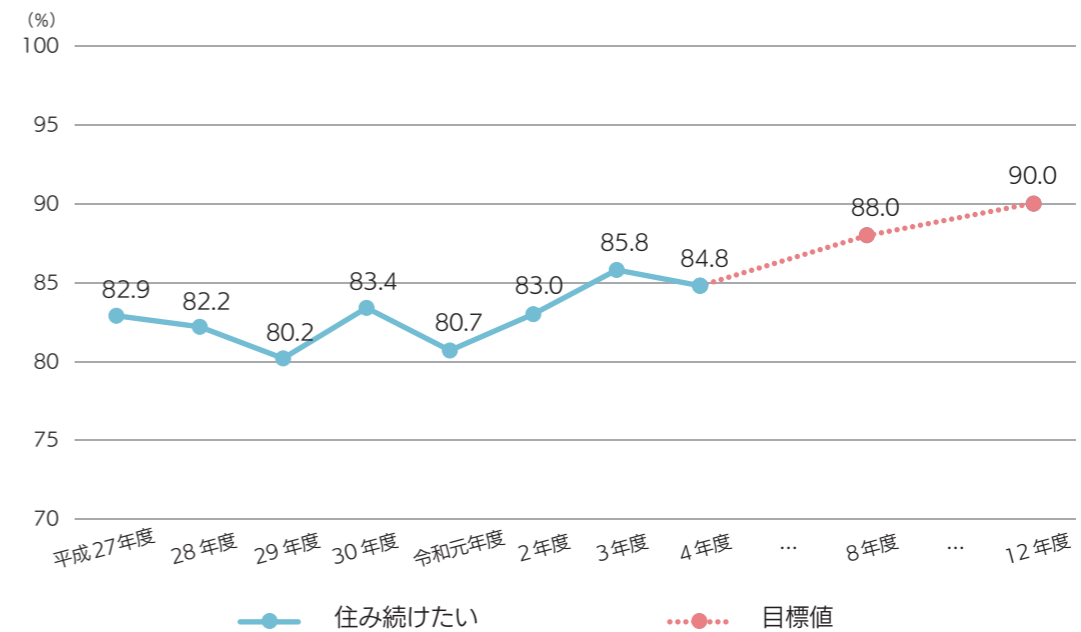
4 居留意向

前項の「住みやすい」まちづくりを推進することにより、市民から「今後も住み続けたい」と思ってもらうことで、市外への転出を極力抑えていくことも人口減少対策として重要です。

本指標は、市民意識調査にて、「あなたは今後も燕市に住み続けたいですか」という質問を行い、経年変化を把握しているものです。

市外への転出を減らすために効果的な施策を実施することにより、「住み続けたい」と回答した人の割合を令和8（2026）年度には88.0%、令和12（2030）年度には90.0%まで上昇させることを目指します。

市民意識調査（居留意向）



資料：企画財政課「市民意識調査」





5 中期財政見通しの作成・公表

本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、将来にわたって持続可能な財政運営が必要であることから、毎年度の当初予算編成に合わせて中期的な財政見通しを作成し、毎年公表します。

なお、この見通しは、毎年度の当初予算編成時点の推計に基づいて作成するものであり、その時々¹の社会経済情勢や国・県の動向、地方財政計画などを踏まえ、修正します。

6 計画の事業化と進行管理

本計画で示す戦略・施策は、毎年の予算編成で事業化した個別事業の推進により、実現を図ります。

また、施策ごとに設定する個別指標は、実績および実績に対する要因分析、市民意識調査等を踏まえ、その成果を評価検証します。

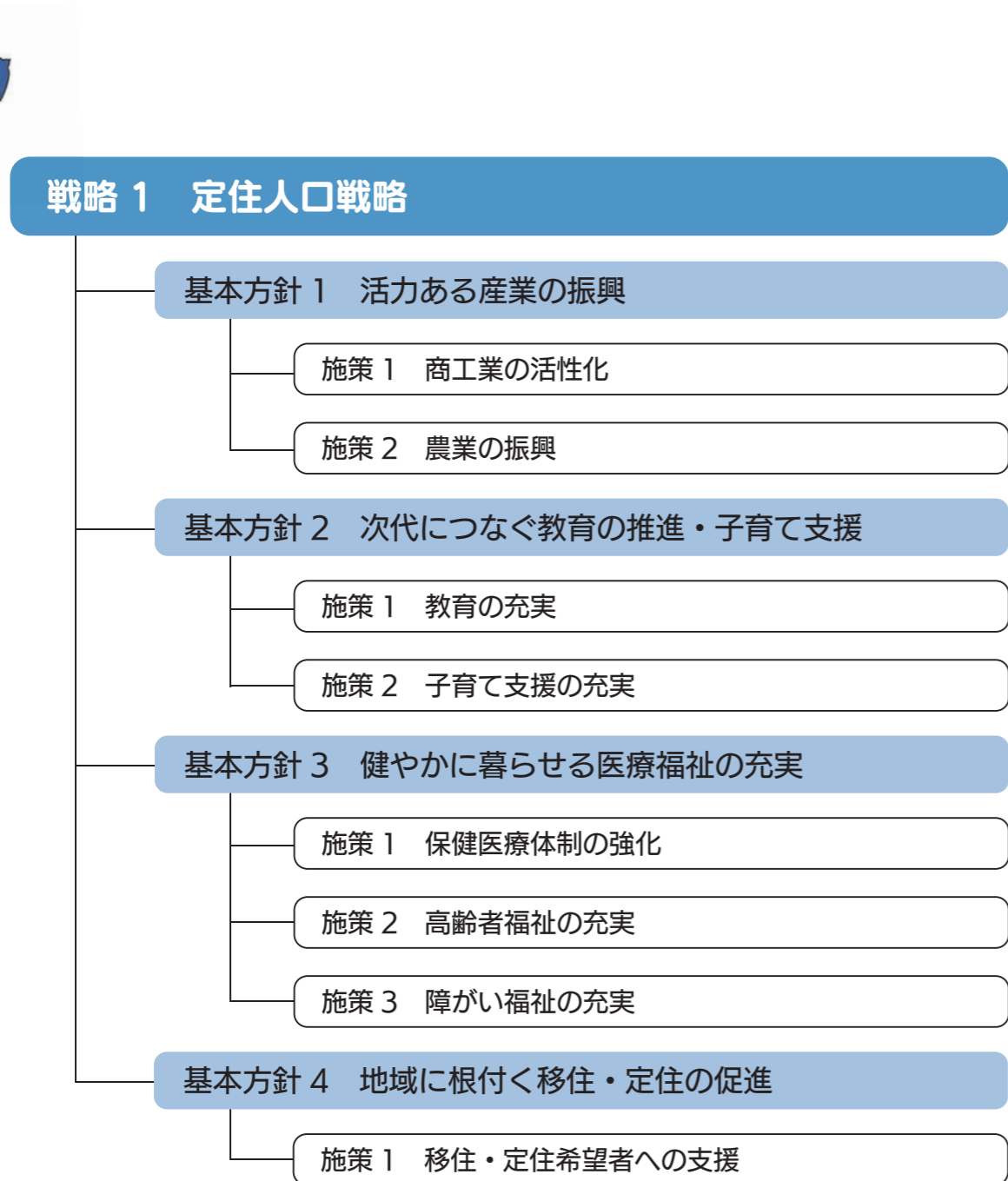


- 戦略1 定住人口戦略
- 戦略2 活動人口戦略
- 戦略3 交流・応援（燕）人口戦略
- 戦略4 人口戦略を支える都市環境の整備

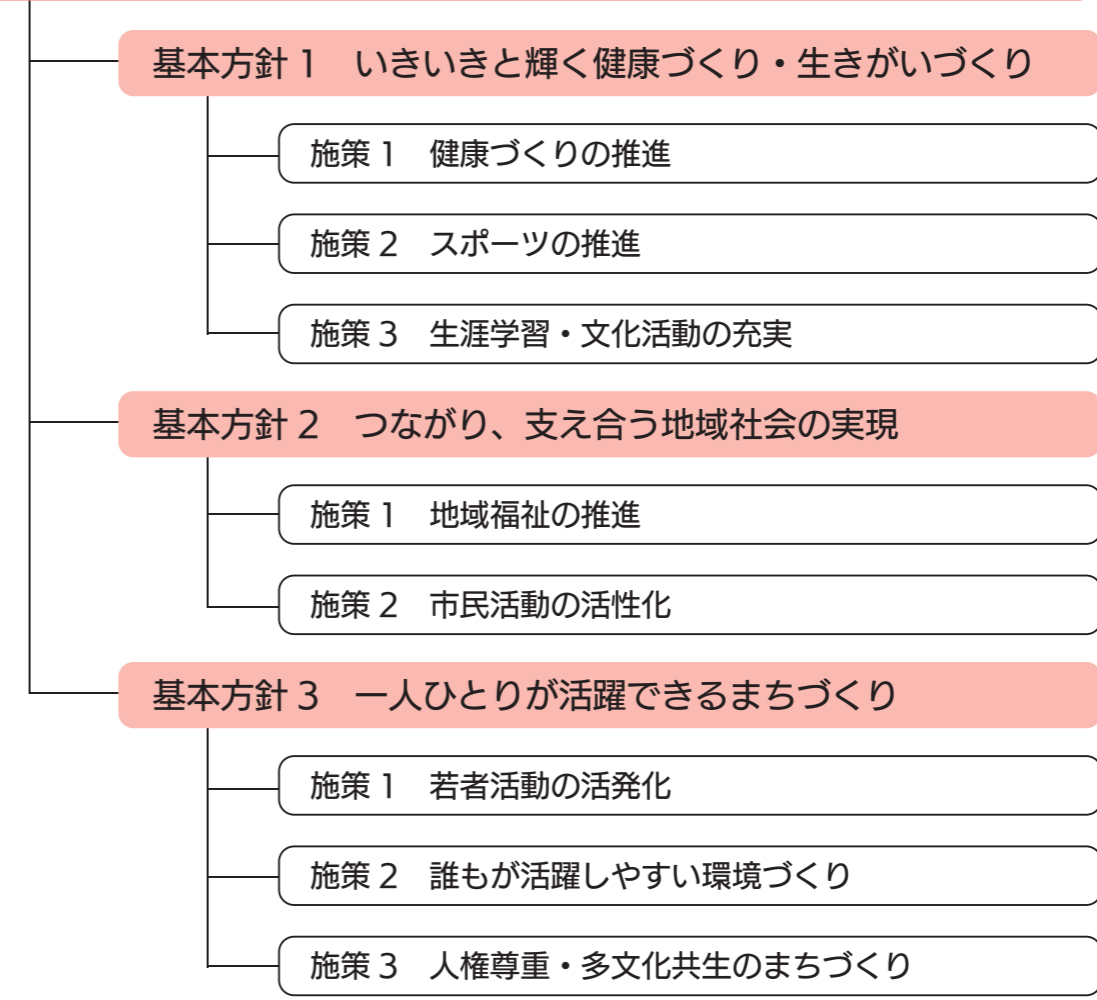
戦略別計画の体系図



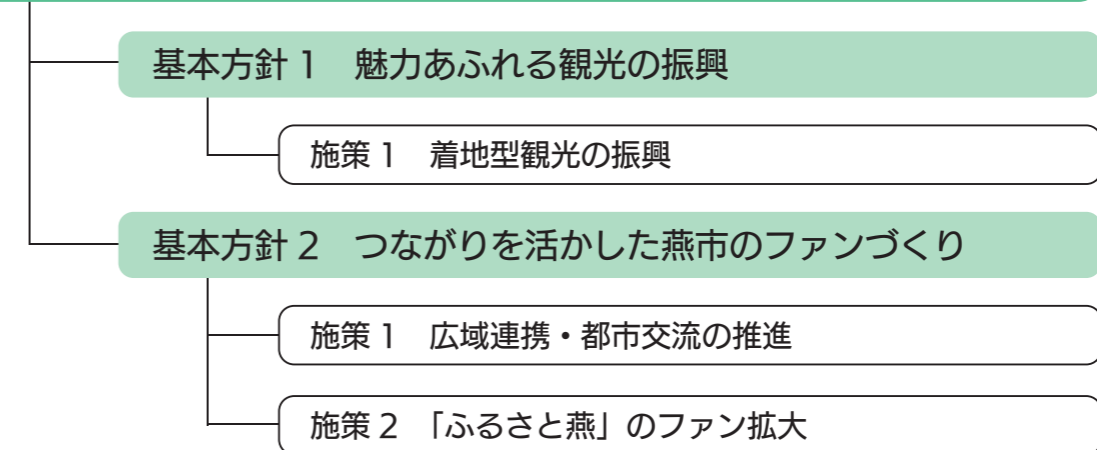
本計画では、4つの戦略のもと、11の基本方針と27の施策体系に基づく事業を展開することにより、戦略の具現化を図ります。



戦略2 活動人口戦略



戦略3 交流・応援（燕）人口戦略



戦略4 人口戦略を支える都市環境の整備

基本方針1 安全で安心して暮らせるまちづくり

施策1 災害に強いまちづくり

施策2 防犯・交通安全の推進

施策3 良好な生活環境の保全

施策4 脱炭素社会づくり

基本方針2 持続可能な都市基盤の構築

施策1 空き家対策とまちなかの賑わいづくり

施策2 道路・公園の整備

施策3 公共交通の利便性向上

施策4 水道水の安定供給と汚水処理の効率化

「第3次燕市行政改革推進プラン」が掲げる「持続可能な行財政運営の推進」を、本計画では戦略5として位置づけます。

戦略5 持続可能な行財政運営の推進

基本的方向(1) 財政力の向上

基本的方向(2) 行政力の向上

基本的方向(3) 職員力の向上

自治体DXの推進

戦略1 定住人口戦略

基本方針1

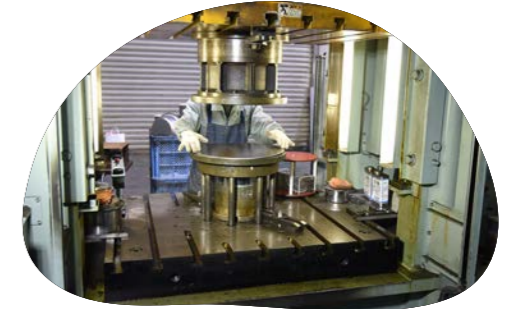
活気ある産業の振興

施策1 商工業の活性化



現況と課題

本市の製造品出荷額等は、平成20(2008)年のリーマンショックをきっかけとした経済不況から順調に回復していましたが、しかしながら、近年は感染症拡大や世界情勢の変化に伴う原油・原材料価格の高騰といった足元の経済動向の影響を大きく受けており、景気低迷からの回復を早期に図っていく必要があります。



市内企業での大型機械によるプレス加工の様子

さらに、急速な少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれ、本市の基幹産業であるものづくりの現場では、人材不足が深刻な問題となっています。また、経営者や技術者の高齢化による廃業・離職も相まって、事業継続や技術継承が困難となっている状況も見受けられます。

このため、キャリア教育や平成29(2017)年から開始したインターンシップの積極的な受入等に引き続き取り組むほか、多様な人材が活躍できる職場環境の整備等を通じ、人材確保に一層力を入れて取り組むとともに、事業資産・技術を次代へ継承していくための支援体制を充実していく必要があります。



市内企業でのタブレット端末で設計図面を確認する様子

同時に、近年におけるデジタル化進展の波を捉え、デジタル・AI技術を活用した自動化・省力化等による生産性の向上や新たなビジネスモデルの構築も求められています。

また、これまで国内外の見本市出展や東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会での燕製カトラリー採用などを通して、本市の高い技術力を広く発信してきたところですが、今後は SDGs 経営⁵ によるカーボンニュートラルへの貢献等、中長期的視点に立ったブランド力強化や高付加価値化による競争力の強化に一層取り組んでいく必要があります。

一方、ものづくり産業とともに本市の経済を支えてきた卸売業は、魅力的な地場産品を販売する産地問屋から、地場産品のみならず国内外の多様な製品を一堂に集めて国内外へ送り出す集散地問屋へと発展を遂げています。多くの雇用を生み出し、地域経済を牽引している卸売業のさらなる活性化や基盤整備に向けた支援も重要となっています。

また、市民生活に欠かすことのできない存在であった商店街は賑わいを失いつつあるものの、経営努力により魅力ある商品づくりに取り組む店主のほか、新規出店する若者や移住者が現れ、新たな活力が芽吹き始めています。引き続き商工団体等と連携し、こうした動きを面的に広げていく必要があります。

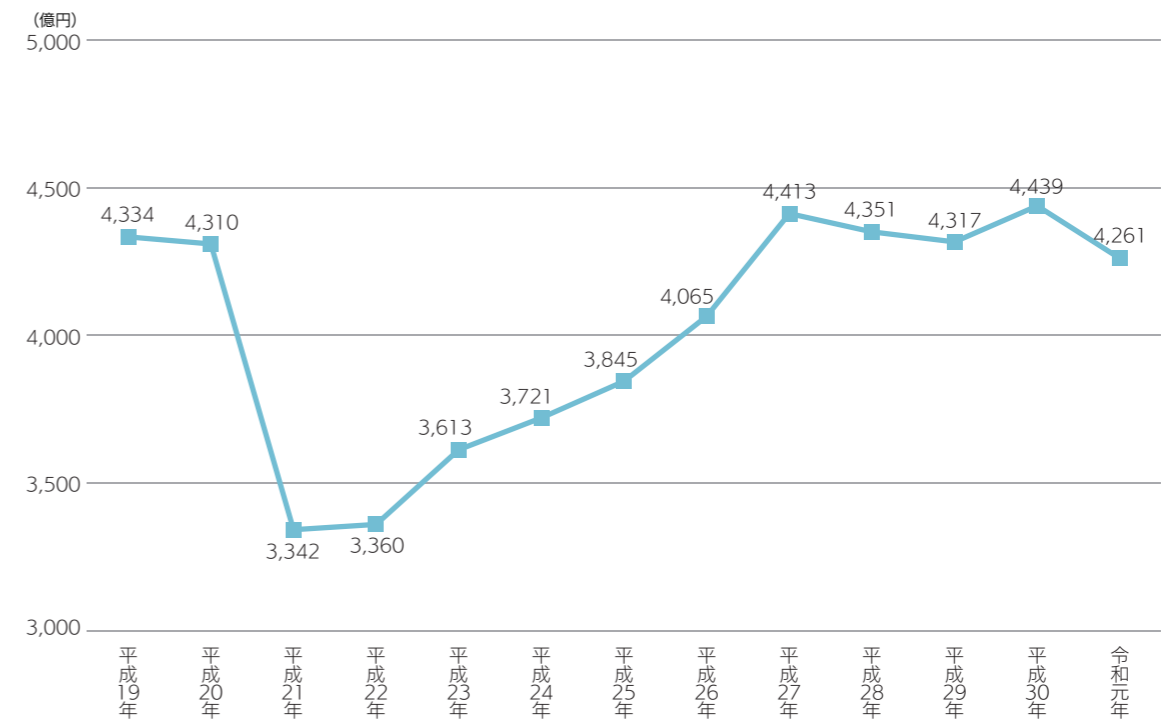
併せて、コロナ禍を契機としたテレワーク等の新しい働き方の広がりを受け、デザインや IT 関連業種をはじめとする域外企業が、令和 3（2021）年・4（2022）年に市内で整備したイノベーション拠点（シェアオフィス）へ進出する動きが見られます。今後は、域外企業の市内での立地・創業や市内企業との連携を促進し、新たな事業創出へつなげていくことも重要です。

さらに、これら様々な企業の成長を支えるため、関係機関の理解を得ながら土地利用方針の再構築を図り、企業の立地ニーズを捉えながら、新たな生産・物流拠点の整備に向けた取組を進めていくことも必要となります。



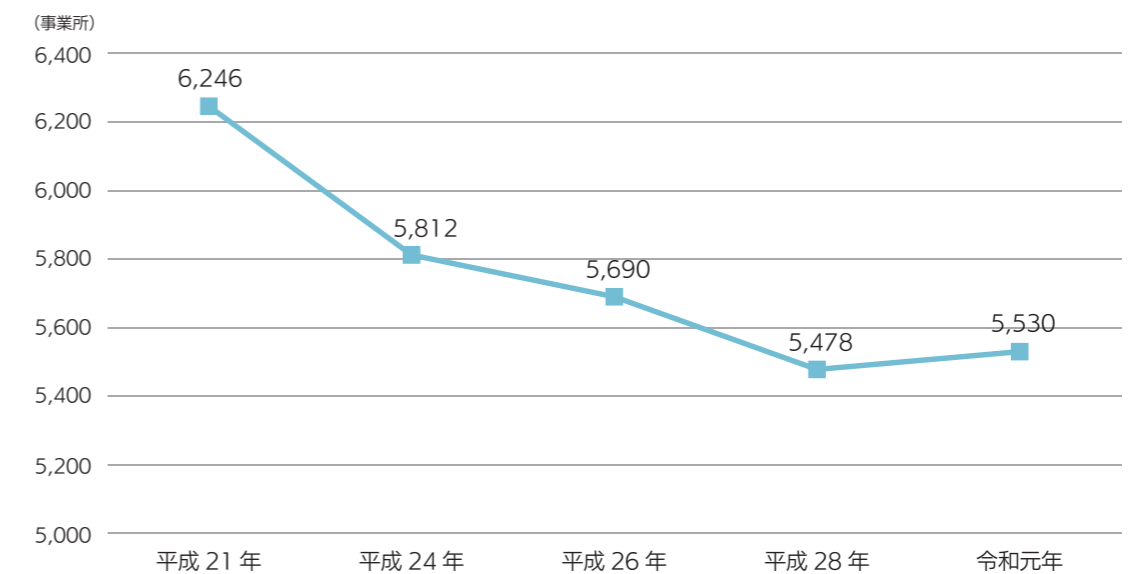
5 SDGs 経営：SDGs の理念を活かし、持続可能な企業経営を進めること。

製造品出荷額等



資料：経済産業省「工業統計調査」

事業所数



資料：総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

施策の方向性

- ◆ 足元の景気低迷からの早期回復に向け、社会経済情勢の変化に合わせた各種施策を随時展開します。
- ◆ 技術基盤の維持・強化に向け、多様な人材が活躍できる職場環境の整備や、技術・事業の承継に必要な支援を行います。
- ◆ 生産性向上や新たなビジネスモデル構築に向け、デジタル・AI技術の導入を支援します。
- ◆ 燕産地全体の高付加価値化に向け、ブランド力の強化や、SDGsへの取組を推進します。
- ◆ 卸売業・商業を活性化させるため、商工団体等との連携により販路開拓や顧客獲得を支援します。
- ◆ 新たな事業の創出や創業を促進するため、イノベーション拠点（シェアオフィス等）を活用した企業間連携を推進します。
- ◆ 市内および域外企業の立地を促進するため、立地ニーズ等の情報収集と立地支援を行うとともに、地域の特性や強みを生かした域外企業の誘致を推進します。



主要施策

1. 多様な人材の活躍促進

多様な人材が適材適所で活躍できるよう、職場環境の整備や福利厚生の充実に取り組む企業を引き続き支援するとともに、多様な働き方の導入や職業能力の開発等の取組をさらに促進します。

また、人材の確保・定着を図るため、引き続き大学や企業との連携によるインターンシップを行うほか、新たに専門人材と企業とのマッチング等に取り組みます。

2. 技術基盤の維持・強化

これまで培ってきた高い技術力が将来にわたり継承されるよう、商工団体や金融機関等とのネットワークを強化するとともに、技術保有者の育成や事業承継の支援に取り組みます。

3. 生産性向上と高付加価値化

製造業・卸売業における技術の高度化や物流の効率化等を図るため、デジタル・AI技術の導入や、新たなビジネスモデルの構築などを一層推進します。

また、ブランド力の強化を図り、産地全体の高付加価値化を目指すため、様々な機会を捉えて本市の高い技術力を国内外へ発信するほか、市独自の品質管理規格「TSO」やカーボンニュートラルをはじめとしたSDGs経営をさらに推進します。

4. 販路開拓・顧客獲得の支援

商工団体等との連携により、「燕三条トレードショー」、「青空即売会」等を通じた卸売業の活性化を引き続き促進します。

また、「ツバメルシェ」をはじめとするイベントの開催や各種支援金等を通して個々の商店が持つ可能性を引き出し、商業の振興を図ります。

5. 新たな事業の創出や創業の支援

県央基幹病院との連携による医療機器産業への参入など、既存技術を活かした新たな産業育成の支援を継続します。

また、市内各所に整備されたイノベーション拠点等を活用した、市内外企業間の連携によるオープンイノベーション⁶をより一層推進することで、新たな事業・製品の創出や創業を活発化させます。

6 オープンイノベーション：製品開発や技術改革等において、自社以外の企業や組織等がもつ知識や技術を取り込んで、自前主義からの脱却を図ることをいう。

6. 立地環境の整備

市内企業の成長・発展や域外企業の移転ニーズ等に迅速に対応するため、引き続き積極的な情報収集と支援制度の充実に努めるとともに、農業政策との調整を図りながら、新たに生産・物流拠点等の整備を目指します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------|----------------|
| 製造品出荷額等 経済産業省「工業統計調査」 | 4,261億円 (R元年) | 4,300億円 | 4,300億円 |
| | 事業所・従業員数が減少して行く中、計画期間において、基準値の維持を目指す。 | | |
| 製造業付加価値額 経済産業省「工業統計調査」 | 1,405億円 (R元年) | 1,400億円 | 1,400億円 |
| | 事業所・従業員数が減少して行く中、計画期間において、基準値の維持を目指す。 | | |
| 卸・小売業年間商品販売額 総務省「経済センサス-活動調査」 | 2,699億円 (H28年) | 2,700億円 | 2,700億円 |
| | 事業所・従業員数が減少して行く中、計画期間において、基準値の維持を目指す。 | | |
| 法人開業数(累計) | 87件 (R3年度) | 440件 | 800件 |
| | 計画期間において、毎年度、基準値と同数の開業を目指す。 | | |

関連する個別計画等

地域未来投資促進法に基づく燕市基本計画

施策2 農業の振興



現況と課題

約100年前(大正11(1922)年)に通水した大河津分水路と、信濃川がもたらした肥沃な大地の恩恵を受ける本市には、「米どころ新潟」を支える田園地帯が広がっており、稲作を中心に野菜や果樹などの生産も盛んに行われています。しかし、近年、米消費量の減少や米価の下落による農業所得の減少が続いていることに加え、農業従事者の高齢化や後継者不足などが進行し、離農する経営体が増加傾向にあります。

水稻を基幹作物とする本市において、「職業としての農業」をより魅力あるものとし、担い手を確保していくためには、経営の効率化に加え、付加価値の高い園芸作物の導入による複合営農化や、ブランド化をはじめとした販売価格の向上等により、農業所得の向上を図っていく必要があります。

これまで水稻については、経営体の体質強化を図るべく、農地集積・集約化を支援し、農業経営の効率化を推進するとともに、農作業の省力化やコスト低減を実現する先進技術(ドローン、ICT等)導入への支援や減農薬・減化学肥料のコシヒカリである「飛燕舞」や「つば九郎米」のブランド化を進めてきました。

一方、園芸作物を導入した複合営農については、水田フル活用ビジョン推進作物補助金により園芸作物の作付面積の拡大を図り、中でも、県内2位の生産量を誇る「もとまきゅうり」のブランド化に取り組んできたところです。

引き続き、経営体の安定的な基盤強化を促進するとともに、「飛燕舞」「つば九郎米」「もとまきゅうり」の認知度向上や新規販売チャネル⁷の開拓によるブランドの定着・浸透を図るほか、新たな園芸作物のブランド化など、付加価値の高い農産物づくりを目指す必要があります。

さらに、令和4(2022)年1月に新たに設置した燕市農業振興協議会での検討を通じ、消費者の視点に立った戦略的・効果的な農産物の流通・販売に取り組むことで、「儲かる農業」を目指していくことも重要です。

加えて、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能を発揮するため、環境保全型農業の推進も求められています。現状では、手間やコストが大きく、普及には至っていませんが、地球温暖化防止や生物多様性保全と農業の生産性向上の両立を推進することが、農産物の付加価値向上、産地の差別化につながるという視点をもって取り組んでいく必要があります。

⁷ 販売チャネル：商品やサービスを販売するための場所や方法、流通するための経路のこと。

農業経営体 組織形態別経営体数 (経営体)

| | 農業経営体 | 法人化している | | | 法人化していない | 個人経営体 |
|---------|--------|---------|--------|------|----------|--------|
| | | 小計 | 農事組合法人 | 会社 | | |
| 平成 27 年 | 1,418 | 21 | 14 | 7 | 1,397 | 1,377 |
| 令和 2 年 | 1,159 | 26 | 18 | 8 | 1,133 | 1,128 |
| 増減数 | ▲ 259 | 5 | 4 | 1 | ▲ 264 | ▲ 249 |
| 増減率 (%) | ▲ 18.3 | 23.8 | 28.6 | 14.3 | ▲ 18.9 | ▲ 18.1 |

農作物販売金額規模別農業経営体数 (経営体)

| | 計 | 販売なし | 50万円未満 | 50～100 | 100～500 | 500～1,000 | 1,000万円以上 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|-----------|
| 平成 27 年 | 1,418 | 26 | 105 | 145 | 895 | 170 | 77 |
| 構成比 (%) | 100.0 | 1.8 | 7.4 | 10.2 | 63.1 | 12.0 | 5.4 |
| 令和 2 年 | 1,159 | 16 | 54 | 93 | 682 | 198 | 116 |
| 構成比 (%) | 100.0 | 1.4 | 4.7 | 8.0 | 58.8 | 17.1 | 10.0 |
| 増減数 | ▲ 259 | ▲ 10 | ▲ 51 | ▲ 52 | ▲ 213 | 28 | 39 |
| 増減率 (%) | ▲ 18.3 | ▲ 38.5 | ▲ 48.6 | ▲ 35.9 | ▲ 23.8 | 16.5 | 50.6 |

年齢別基幹的農業従事者数 (人)

| | 計 | 15～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳以上 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成 27 年 | 1,898 | 62 | 69 | 178 | 309 | 384 | 896 |
| 構成比 (%) | 100.0 | 3.3 | 3.6 | 9.4 | 16.3 | 20.2 | 47.2 |
| 令和 2 年 | 1,441 | 37 | 59 | 82 | 170 | 323 | 770 |
| 構成比 (%) | 100.0 | 2.6 | 4.1 | 5.7 | 11.8 | 22.4 | 53.4 |
| 増減数 | ▲ 457 | ▲ 25 | ▲ 10 | ▲ 96 | ▲ 139 | ▲ 61 | ▲ 126 |
| 増減率 (%) | ▲ 24.1 | ▲ 40.3 | ▲ 14.5 | ▲ 53.9 | ▲ 45.0 | ▲ 15.9 | ▲ 14.1 |

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」



施策の方向性

- ◆ 農業経営の効率化と担い手の確保を図るため、経営体の農地集積や生産性向上を支援します。
- ◆ 農産物のブランド化を推進するため、さらなる流通拡大と産地化を支援します。
- ◆ 「儲かる農業」を目指し、消費者ニーズを踏まえた農産物の生産・流通・販売戦略を具体化します。
- ◆ 脱炭素社会に対応した環境保全型農業と生産性向上の両立を推進します。

主要施策

1. 農業経営の効率化と担い手の確保

ほ場などの基盤整備をさらに進め、農地の集約化・大規模化を図るほか、先進技術の導入による省力化・効率化を一層推進します。

2. ブランド化の推進と農業所得の向上

燕市産米「飛燕舞」や「つば九郎米」のブランド定着、新規販売チャネルの開拓を引き続き推進します。また、「もとまちきゅうり」のさらなる流通拡大を図るほか、新たなブランド農産物である「桃太郎（トマト）」「十全（なす）」などのモデル生産者を育成し、産地化を支援します。

加えて、付加価値の高い園芸作物として「えだまめ」と「たまねぎ」の作付け誘導を一層推進します。



燕市で生産された農産物

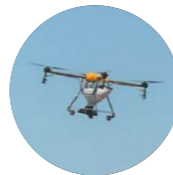
3. 消費者ニーズを捉えた農産物の生産・流通・販売の促進

消費者ニーズを捉えた多様な販路の開拓を目指し、市内商工業者等との連携により、新たに農産物の生産・流通・販売戦略を具体化します。

また、飲食店と農業者の連携による地消地産の取組を引き続き推進します。

4. 脱炭素社会に向けた取組と生産性向上の両立

環境保全型農業や機械設備の省エネルギー化といった脱炭素社会に対応した取組を支援するとともに、ICT等を活用したスマート農業を一層推進します。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|---|-----------------|----------------|
| 担い手農家への農地集積率 | 74.3% (R3年度) | 80.0% | 90.0% |
| | 新潟県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、計画最終年度までに90.0%を目指す。 | | |
| 30アール区画以上のほ場整備率 新潟県「新潟県の水田整備状況(R3年)」 | 69.3% (R3年度) | 70.3% | 71.3% |
| | 新潟県全体の整備目標に基づき、計画最終年度までに2ポイントの進捗を目指す。 | | |
| ブランド米の販売実績 | 33.2t (R3年度) | 36.0t | 38.0t |
| | 計画期間において、年0.5tの増加を目指す。 | | |
| もとまちきゅうりの販売額 | 9,832万円 (R3年度) | 1億1,000万円 | 1億2,200万円 |
| | 計画期間において、年3%の増加を目指す。 | | |
| えだまめの販売額 農林水産省「2020農林業センサス」 | 1,664万円 (R2年度) | 1,750万円 | 1,900万円 |
| | 計画期間において、年2%の増加を目指す。 | | |
| たまねぎの農業産出額 農林水産省「市町村別農業産出額データベース」 | 3,000万円 (R2年度) | 3,240万円 | 3,480万円 |
| | 計画期間において、年2%の増加を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

基本方針2

次代につなぐ教育の推進・子育て支援

施策1 教育の充実



現況と課題

本市は、平成20(2008)年に「教育立市」を宣言し、市民と一体となった教育を展開することにより、自分の持てる力を活かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、人間性豊かで生きる力がみなぎる子どもを育てる教育を推進してきました。

現在は、人口減少や少子高齢化の進行、社会全体のグローバル化・デジタル化の進展などが、次代を担う子どもたちを取り巻く環境に多大な影響を及ぼしています。こうした状況に柔軟に対応し、自ら道を切り拓いていく「生きる力」を育成していくために、本市では、「長善プロジェクト」として、生きた英語を学ぶ「Jack & Bettyプロジェクト」やリーダーとしての資質を養う「長善館学習塾」、「燕キャプテンミーティング」といった人材育成プログラムを推進してきました。

また、子どもたちのアイデンティティ形成において郷土学習が有用であることから、「燕ジュニア検定」や「つばめっ子かるた」などを通してふるさと燕への誇りと愛着を育んできました。さらに、「Good Job つばめ」等のキャリア教育にも継続的に取り組むとともに、令和3(2021)年度からは、すべての学びの土台となる「『読解力』育成プロジェクト」を新たにスタートさせるなど、知・徳・体のバランスのとれた、燕市らしい特色ある教育を推進してきたところです。



教科書を正しく読み取り、友だちと交流しながら、課題を解決する授業の様子

しかしながら、児童生徒を対象に行ったアンケート調査では「授業が分かる」と回答した割合がどの学年でも高い一方で、学年が進むにつれ、「分かる」ことが学力検査等の結果に表れていない傾向にあります。

そこで、すべての学びの土台となる「読解力」の育成を図るための授業改善を一層進めるとともに、「燕市GIGAスクール構想」に基づく一人1台のタブレット端末

を活用した個別最適な学びと協働的・探究的な学びを展開し、子どもたち一人ひとりの学力向上につなげていく必要があります。

さらに、保育・幼児教育から学校教育、学校での学習から家庭での学習といった、学びの連続性を重視した教育を推進していくことも重要です。

加えて、グローバル化の進展や共生社会の実現に向けた社会の変化を捉え、国籍や人種、年齢、性別、障がいの有無、価値観など、多様な他者を理解し、認め合うことのできる豊かな心を育成していくことも重要です。また、いじめに対する組織的対応に重点的に取り組んでいるところですが、引き続き子どもたちの心の変化を捉え、丁寧に対応していく必要があります。

併せて、教育的支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、令和4（2022）年度から学校介助員を増員するなど特別支援教育の充実を図ってきました。今後も障がいの有無によらず、子どもたち一人ひとりがその状況に応じた適切な教育を受けられるよう、新たに燕市内に設置が検討されている県立特別支援学校等の関係機関と連携し、教育環境を一層整備していくことが求められています。

また、改訂を行った「燕ジュニア検定」や、大河津分水、長善館、地場産業といった本市が誇る様々なコンテンツを活用した郷土学習やキャリア教育を一層充実させるとともに、子どもたちが将来にわたって健康的に生活していくために大切な生活習慣の定着を目指し、学校や園と家庭、地域の連携を一層深め、一体となって教育に取り組む体制を構築していくことが重要です。

一方で、少子化による児童生徒数の減少が進む中、一部の小学校は、将来的に複式学級を伴う小規模校となることを見込まれます。このため、地域の実情を踏まえつつ、子どもたちにとって望ましい教育環境の在り方について、引き続き検討していく必要があります。



全国学力・学習状況調査の平均正答率（％）

| | 小学校6年生 | | | 中学校3年生 | | |
|-----|--------|------|------|--------|------|------|
| | 国語 | 算数 | 理科 | 国語 | 数学 | 理科 |
| 燕市 | 64 | 64 | 62 | 69 | 48 | 48 |
| 新潟県 | 66 | 62 | 63 | 68 | 50 | 49 |
| 全国 | 65.6 | 63.2 | 63.3 | 69.0 | 51.4 | 49.3 |

資料：文部科学省 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」【実施概況】（令和4年度）

教研式標準学力検査 NRT 偏差値平均

| | 小学校 | | 中学校 | | |
|-----|------|------|------|------|------|
| | 国語 | 算数 | 国語 | 数学 | 英語 |
| 1年生 | | | 50.1 | 50.1 | |
| 2年生 | 52.1 | 52.5 | 50.4 | 48.6 | 48.4 |
| 3年生 | 53.1 | 52.3 | 48.6 | 47.0 | 47.3 |
| 4年生 | 52.5 | 53.1 | | | |
| 5年生 | 51.5 | 51.2 | | | |
| 6年生 | 50.9 | 52.4 | | | |

資料：教研式標準学力検査 NRT【今年度の様子】（令和4年度）

施策の方向性

- ◆ 豊かな心と健やかな体を育みます。
- ◆ 多様性を認め合い、生涯にわたって学び続ける力を育みます。
- ◆ 「ふるさと燕」への誇りと愛着を醸成し、アイデンティティの形成と地域への貢献意識を育みます。
- ◆ 学校や園・家庭・地域の連携を強化し、子どもたちの学びや育ちを支えます。
- ◆ 信頼される学校づくりを推進します。

主要施策

1. 健康でたくましい心身と社会性を育む教育の推進

子どもたちの健康的な生活習慣の定着を目指し、園での生活や小中学校での指導に加え、家庭・地域と連携した教育や支援に引き続き取り組みます。

また、学校教育全体を通じて行う道徳教育や人権教育等による体験活動等を通じた社会性の醸成に引き続き取り組みます。

さらに、いじめの未然防止と早期発見のため、子どもの本音を引き出すアンケートの工夫や、令和4(2022)年度に増員したスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談体制の充実を図ります。

2. 学びの土台となる「読解力」と時代の変化に対応した能力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、すべての学びの土台となる「読解力」を育成するためのさらなる授業改善に取り組み、一人ひとりの学力を向上させるとともに、ICT環境整備をはじめとした学習環境の整備に努めるなど、日々進化する情報社会において、生涯にわたり自律的に学び続ける子どもを育みます。

また、県が燕労災病院跡地に特別支援学校の設置を検討していることを捉え、その実現に向け市としても必要な協力を行うとともに、当該施設の利活用を図るなど、一人ひとりの個性と能力を伸ばす特別支援教育にも継続して取り組みます。

3. ふるさと教育の推進

「燕ジュニア検定」や「つばめっ子かるた」をはじめとする本市固有の魅力や特色を活かした郷土学習により、「ふるさと燕」への誇りと愛着の醸成に引き続き取り組み、アイデンティティ形成を図ります。

また、「Jack & Betty プロジェクト」や「長善館学習塾」、「つばくろロボキッズ教室」といった本市独自の教育プログラムを深化・進化させて実施するほか、「Good Job つばめ」等のキャリア教育やSDGsを捉えた教育等を通して、社会や地域に貢献し、さらには世界で活躍できる人を育みます。

4. 地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを支える体制づくり

家庭・地域における実情や特性等を踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育環境の整備に努めるとともに、市内全小中学校にコミュニティ・スクール⁸を導入し、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育を進めます。

また、中学生の多様なスポーツ・文化活動の機会を確保するため、地域が運営主体となる持続可能な課外活動の環境整備について、市内の各スポーツ・文化活動の現状を踏まえながら進めます。

5. チーム学校の推進

子どもや家庭、地域からの信頼を得るため、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を整備するとともに、教職員一人ひとりが子どもたちと向き合い、心を通わせた教育活動を推進するための働き方改革に取り組みます。



⁸ コミュニティ・スクール：学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる制度。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|--|---|------------------------|------------------------|
| 偏差値平均 50 以上の中学 1 年生から 3 年生の教科の 数 (国語、数学、英語) ※中学 1 年生の英語を除く 全 8 教科 教研式標準学力検査 NRT | 2 教科 (中 1) 1 教科 (中 2) 0 教科 (中 3) 計 3 教科 (R4 年度) | 6 教科 | 8 教科 (全教科) |
| | 計画期間最終年度までに全教科での偏差値平均 50 以上を目指す。 | | |
| 「課題の解決に向けて、自分 で考え、自分から取り組ん でいた」と回答した児童生 徒の割合 | 小学校 88.9% 中学校 89.3% (R4 年度) | 小・中学校 90.0% | 小・中学校 91.0% |
| | 計画期間最終年度までに小・中学校 91.0%を目指す。 | | |
| 「学校を信頼して子どもを通 わせることができている」 と回答した保護者の割合 | 小学校 96.9% 中学校 92.9% (R4 年度) | 小学校 97.0% 中学校 93.0% | 小学校 98.0% 中学校 94.0% |
| | 計画期間最終年度までに小学校 98.0%、中学校 94.0%を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市学校教育基本計画



施策2 子育て支援の充実

現況と課題

急速な人口減少が進行する中、核家族化の進行や共働きの増加、価値観の多様化などにより、子育て環境は大きく変化しており、妊娠、出産、子育てに対する不安やストレス、負担を感じる人が多くなっています。このため、育児や子育てに不安をもつ保護者とともに考え、子どもたちが健全な成長を遂げられるように発達段階に応じた教育相談を実施し、家庭や地域の子育てを支援する必要があります。

さらに、若い世代の未婚化・晩婚化も相まって、本市の1年間の出生数は、平成30(2018)年以降500人を下回る状況が続いています。合計特殊出生率についても、平成30(2018)年以降、国や新潟県の数値を下回り、令和2(2020)年では1.29となっています。

若い世代の未婚化・晩婚化は、「異性と出会うきっかけが少ない」ことが主な原因の一つとされていることから、本市では、平成27(2015)年から、男女の出会いの場を創出することを目的としたイベントを企業や民間団体との協働により開催しています。令和3(2021)年までに100組を超えるカップル成立、14組の成婚に結びついており、引き続き官民連携による出会いの支援に取り組んでいく必要があります。

また、妊娠、出産、子育てへの不安の軽減に向け、両親学級や訪問指導、産後ケア事業などを通して、妊産婦の心身の負担軽減や産後うつ予防などを行ってきたほか、令和2(2020)年度からは子育て相談窓口を一元化するとともに、子育てコンシェルジュの育成・配置、子育てアプリによる情報配信、オンライン育児相談の導入など、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援体制の整備を進めています。

加えて、不妊・不育治療に係る費用の一部助成や妊産婦・子どもに対する医療費助成のほか、令和4(2022)年度から不妊治療費を全額助成に拡充するなど、経済的負担の軽減にも取り組んできました。

今後は、関係機関との連携による妊娠前からのヘルスケアに新たに取り組むほか、妊娠から出産、子育てに渡るきめ細かな情報提供や相談支援のさらなる充実を図るとともに、第二子以降の出生率と相関性のある男性の育児参加を促進する取組を強



両親学級での沐浴体験の様子

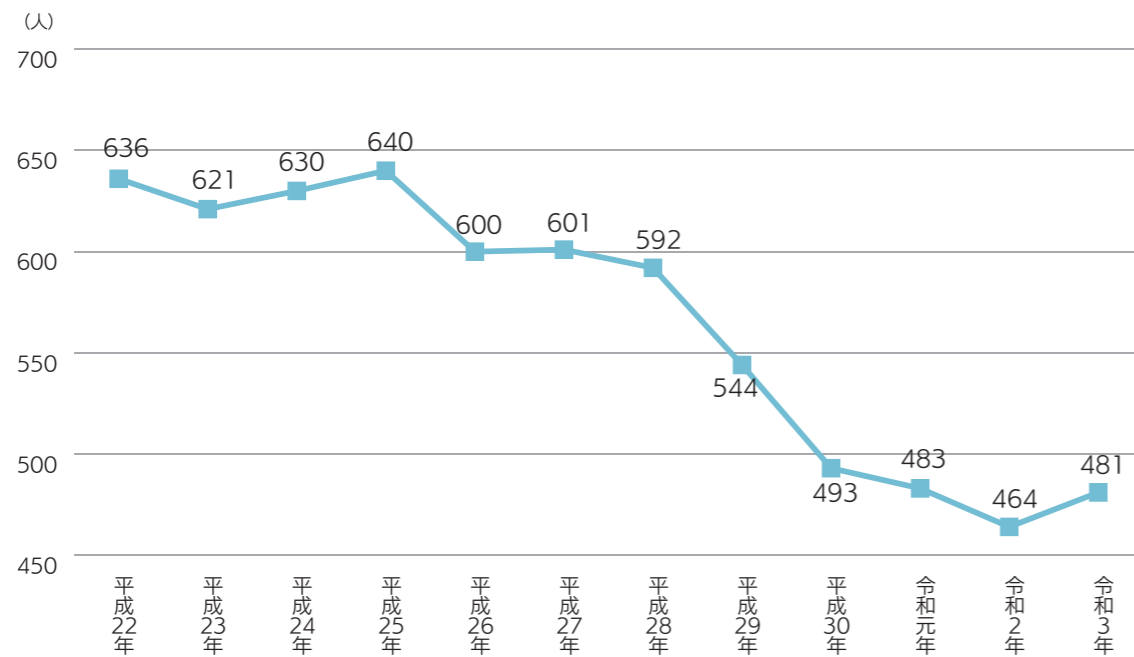
化していく必要があります。

さらに、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育や未満児保育の拡充のほか、特別な配慮を要する子どもの受入れ増加に伴う合理的配慮⁹など、子どもが安心して過ごすことができる保育サービスの提供が求められています。

加えて、共働き世帯の増加と核家族化の進行、保護者のニーズの多様化により、放課後児童クラブへのニーズが増加しているほか、ひとり親家庭等を対象に行った「心配ごと等に関するアンケート」によれば、子どものことで「心配していること」として、「進路・将来」、「教育費」、「学力」が多く挙げられていることから、家庭環境やニーズを捉えた支援を検討する必要があります。

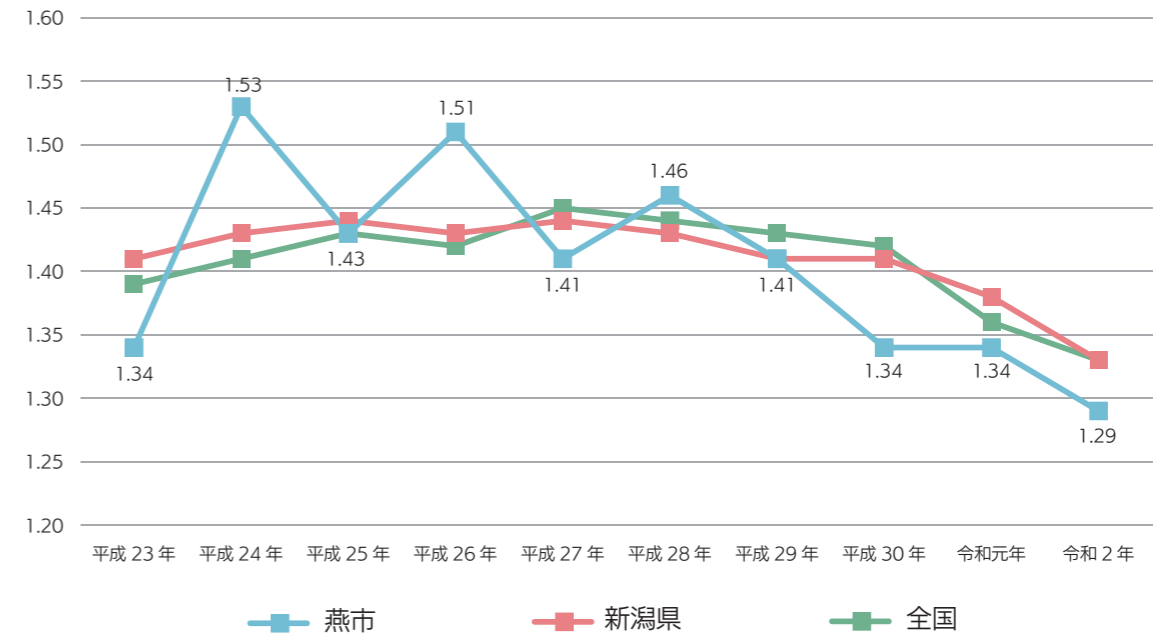
併せて、天候に左右されず子どもたちが体を使って伸び伸びと遊ぶことができる全天候型の遊戯施設を整備し、「子育てするなら燕市で」と評価されるよう、子育て環境のさらなる拡充を図っていく必要があります。

出生数



資料：新潟県「人口移動調査」

合計特殊出生率



資料：新潟県「人口動態統計(確定数)」

施策の方向性

- ◆ 地域全体で男女の出会いを総合的に支援します。
- ◆ 安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図ります。
- ◆ 子どもを育てることと働くことの両立を支援します。
- ◆ 妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。



9 合理的配慮：障がいのある人が、障がいのない人と同じように行動したりサービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が、過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすることをいう。

主要施策

1. 男女の出会いの場の創出と若い世代のライフデザイン支援

官民連携による「男女の出会いの場」の創出に引き続き取り組むとともに、市内企業に対し「出会い応援団」への登録を促進しながら、地域全体で婚活支援に向けた気運の醸成を図ります。

また、イベントでのカップル成立から成婚につなげる支援等の拡充を検討するとともに、若い世代のライフデザイン形成に向けた情報発信に新たに取り組めます。

2. 子どもを望む夫婦への支援強化

妊娠前からのヘルスケア（プレコンセプションケア¹⁰）に新たに取り組むことで、ライフデザインの形成につなげるとともに、女性の健康と妊娠・出産の希望の実現に向けて支援します。

また、不妊・不育症治療の普及啓発に努めるほか、妊娠・出産における精神的負担の軽減や、不妊治療費の全額助成等により経済的負担の軽減を図り、早期に不妊治療に取り組めるよう支援します。

3. 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援体制の構築

ハッピーベビークラブ（妊婦学級・両親学級）や相談会などを通して、妊娠時から夫婦で子育てをしていく意識を醸成していきます。

また、オンライン育児相談や「妊娠からの子育て相談コーナー」における切れ目のない相談体制の継続に加え、「こども家庭センター¹¹」の令和6（2024）年度開設に向けた準備を進め、関係機関と連携した相談支援体制の強化を図り、ライフステージに応じた必要な支援につなげます。

10 プレコンセプションケア：プレ（pre）は「～の前の」、コンセプション（conception）は「妊娠・受胎」のことで、女性やカップルを対象に将来の妊娠のための健康管理を促す取組のことをいう。本人の健康寿命の延伸に加え、妊娠・出産を希望する女性の不妊症予防と健康な妊娠・出産、将来生まれてくる子どもの健康につながることを期待される。

11 こども家庭センター：全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに一体的な相談支援を行う機能を有する機関のこと。

4. 安心して子どもが過ごせる子育て環境の充実

特別な配慮を要する子どもへの支援体制の整備や保育士の人材育成を進めるなど、保育サービスの充実を図ります。

また、保護者ニーズの多様化に対応するため、「なかまの会」の児童クラブ化を進めるとともに、子どもの進路・将来や学力への不安軽減に向けた学習環境の整備など、家庭環境等を踏まえた子育て支援サービスの一層の推進を図ります。

さらに、令和6（2024）年度中にオープン予定の全天候型子ども遊戯施設をはじめ、地域の特性や特色などを活かしながら子どもたちが健やかに成長していくための環境整備に努めます。

5. 子育てと仕事の両立支援

病児・病後児保育の継続や未満児保育の拡充など、「働きながら子育てしやすいものづくりのまち」に向けた両立支援の充実に努めます。

6. 子育て世帯の経済的負担の軽減

妊産婦や子どもに対する医療費助成の充実や、つばめ子育て応援カード事業等による子育て世帯への各種支援により、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられるよう経済的負担の軽減を図ります。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|--------------------|-----------------|----------------|
| 子育て支援に対して満足と 答えた人の割合 (25～49歳) 市民意識調査 | 48.4% (R4年度) | 50.0% | 55.0% |
| 計画期間最終年度までに55.0%を目指す。 | | | |
| 本市主催の婚活イベントに よる成婚数(累計) | 14組 (H27～R3年度) | 18組 | 24組 |
| 計画期間最終年度までに24組の成婚を目指す。 | | | |
| 不妊治療費助成事業により 出生につながった数(累計) | 232人 (H23～R3年度) | 400人 | 550人 |
| 計画期間において、年約40人の出生を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

燕市子ども・子育て支援事業計画
燕市学校教育基本計画



基本方針3

健やかに暮らせる医療福祉の充実

施策1 保健医療体制の強化

現況と課題

本市では、関係医師会との連携により、休日在宅当番医、西蒲原地区休日夜間急患センター、県医師会応急診療所において、充実した初期救急体制を市民に提供しています。

一方で、本市をはじめ三条市、加茂市、田上町、弥彦村で構成する県中央医療圏では、近年の医師不足等の影響から圏域内に高度・専門的医療に対応できる医療機関が少なく、救急搬送の受入体制が必ずしも整っていない状況となっています。

その結果、県中央医療圏の圏域外搬送率は、令和2(2020)年では25.2%と県内の他の医療圏と比較し突出して高く、重症のみならず、中等症や軽症患者の一定数が圏域外へ搬送されているといった深刻な実態にあります。

同時に、高齢化の進展等に伴い救急件数のさらなる増加が予想されることから、保健所、医師および消防等で構成する県中央地域救急懇談会を通じて、圏域の救急受入体制の強化や救命率の向上など救急活動のさらなる充実が求められています。

また、県中央地域の分娩取扱施設は三条市の3施設のみであり、本市唯一の分娩取扱施設が休止していることから、市内で出産できないことが市民の大きな不安要因となっています。加えて、県中央地域には分娩リスクの高い出産に対応できる医療体制が整っていないことも相まって、地元でいつでも安心して出産できる周産期医療体制の構築が望まれており、県に対して定期的な要望活動を行ってきました。

今後、県中央地域の医療は再編され、令和5(2023)年度に開院する県中央基幹病院を核に圏域の救急医療・専門医療の体制は充実・強化される計画となっています。その計画に基づき、医師や看護職員等の確保が着実に行われ、周産期医療体制の構築も含めて地域住民が安心できる医療体制が整備されるよう、県への要請を継続していくことが必要です。



県中央5市町村長による県知事要望の様子

また、県立吉田病院については、新たな指定管理者の下、現行診療科目を基本としつつ、地域密着型病院として高齢者医療の中心的役割を担うことが期待されています。現在、同病院は老朽化が進み、耐震基準も満たしていないことから、一日も早く改築を行うとともに、公設民営のメリットを最大限に生かした病院運営が行われるよう要請していく必要があります。

なお、県央医療圏における医師や看護職員等の確保および地元定着には、県や関係市町村との協力が不可欠です。

医療圏別の救急搬送の状況（令和2年） (件)

| | 県央 | 下越 | 新潟 | 中越 | 魚沼 | 上越 | 佐渡 | 合計 |
|----------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 救急搬送件数 | 7,470 | 7,396 | 35,430 | 15,098 | 6,829 | 9,793 | 2,415 | 84,431 |
| うち域外搬送件数 | 1,880 | 305 | 1,493 | 146 | 465 | 127 | 17 | 4,433 |
| 域外搬送率 | 25.2% | 4.1% | 4.2% | 1.0% | 6.8% | 1.3% | 0.7% | 5.3% |

資料：新潟県地域医療政策課調べ（令和3年）

医療圏別の救急告示病院における勤務医数 (人)

| | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 |
|----|-------|---------|---------|
| 県央 | 140.1 | 145.0 | 139.8 |
| 下越 | 155.0 | 172.6 | 159.7 |
| 新潟 | 983.5 | 1,192.6 | 1,350.7 |
| 中越 | 382.3 | 443.0 | 478.5 |
| 魚沼 | 184.9 | 139.9 | 181.2 |
| 上越 | 256.5 | 269.0 | 298.5 |
| 佐渡 | 54.4 | 60.7 | 68.7 |

資料：新潟県「新潟県病床機能報告」

医療圏別の人口10万人対就業看護職員数（令和2年12月31日現在） (人)

| 県央 | 下越 | 新潟 | 中越 | 魚沼 | 上越 | 佐渡 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1,107.4 | 1,331.4 | 1,468.3 | 1,390.5 | 1,350.9 | 1,383.5 | 1,428.0 |

資料：新潟県「看護関係者の現状」（令和3年度）

医療圏別構成市町村

| 医療圏名 | 構成市町村 |
|------|---------------------------|
| 県央 | 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 |
| 下越 | 村上市、新発田市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村 |
| 新潟 | 新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町 |
| 中越 | 長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村 |
| 魚沼 | 魚沼市、南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町 |
| 上越 | 上越市、妙高市、糸魚川市 |
| 佐渡 | 佐渡市 |

施策の方向性

- ◆ 地域住民が安心できる救急医療体制の強化を図ります。
- ◆ 県央基幹病院におけるER救急医療体制¹²や周産期医療体制の整備、医師や看護職員等の確保が着実に進むよう、引き続き県や関係市町村と協力して取り組みます。
- ◆ 持続可能な医療体制が構築されるよう、看護職員の確保および地元定着の促進を図ります。
- ◆ 切れ目のない医療提供体制が構築されるよう、県や関係市町村と協力し、県立吉田病院の早期改築と地域密着型病院としての機能の充実に取り組みます。

12 ER救急医療体制：ER（Emergency Room）救急医療体制のことで、重症度、傷病の種類、年齢に関係なく、基本的にすべての救急患者の初期診療を行い、病態に応じた専門医師による適切な治療に安全に引き継ぐ診療体制をいう。

主要施策

1. 救急医療体制の強化

保健所、医師および消防等で構成する県央地域救急懇談会を通じて、県央医療圏の救急医療体制の充実強化と圏域外搬送の減少に継続して取り組みます。

また、救急救命士の計画的な養成や救急隊員の教育訓練等を今後も実施することで、質の高い適切な救急搬送に努めるとともに、市民への救急講習等を通じて、引き続き応急手当の普及啓発を図ります。

2. 県央基幹病院開院による医療提供体制の充実

持続可能な医療体制を構築するため、E R 救急医療体制や周産期医療体制の整備、医師や看護職員等の確保について、引き続き県や関係市町村と連携しながら取り組みます。

3. 看護職員の確保および地元定着の促進

県や関係市町村と連携し、看護職員修学資金貸与を継続して実施することで、看護職員の確保および地元定着の促進を図ります。

4. 県立吉田病院の早期改築と機能の充実

切れ目のない医療提供体制を構築するため、老朽化の進んでいる県立吉田病院の早期改築と、県央基幹病院と連携した地域密着型病院としての機能の確立を引き続き県に要望するとともに、その実現に向け市としても必要な協力を行います。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|---|------------------|------------------|-----------------|
| 病気になったときの医療提供体制に対して不満と答えた人の割合 市民意識調査 | 49.7% (R4 年度) | 20.0% | 10.0% |
| 計画期間最終年度までに 10.0%に抑えることを目指す。 | | | |



施策2

高齢者福祉の充実

現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口はおおむねピーク期を迎えており、介護ニーズが高くなる75歳以上の高齢者数は令和12(2030)年まで増加する見込みとなっています。さらに、令和22(2040)年には高齢者総数がピークを迎えることから、今後ますます増える介護ニーズに応え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組む必要があります。



敬老まつりの様子

とりわけ、日本における65歳以上の認知症の人数は、令和7(2025)年には約700万人(65歳以上の5人に1人)と予測されています。認知症の人が住み慣れた地域で共に生活できるよう、認知症への理解を深めるための啓発を続けるとともに、認知症の人やその家族を地域で支え合う体制づくりや担い手の確保が求められています。

さらに、認知症による判断能力の低下により、自分の権利や財産を守れなくなる人が増えていることから、高齢者の権利を守るため、地域で気軽に専門的な相談ができる窓口の整備が必要となっています。

一方、令和元(2019)年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、回答者の6割以上が「健康づくりや趣味のグループ活動に参加している・参加したい」と回答しています。こうしたやる気のある高齢者が希望する活動で社会参加できるよう、様々な場をコーディネートする体制を整備し、就労的活動も含め、高齢者が元気に活躍できる生涯現役の地域づくりを進める必要があります。

また、要介護状態の前段階であるフレイル状態¹³に着目した取組も必要です。これまで、地域では住民主体による様々な活動が行われていますが、個別のニーズにまで対応することは難しいのが実情です。地域の通いの場での活動が効果的なフレイル予防となるよう、今後は、通いの場への専門職の介入等、個別ニーズにも対応できる体制づくりが重要となってきます。

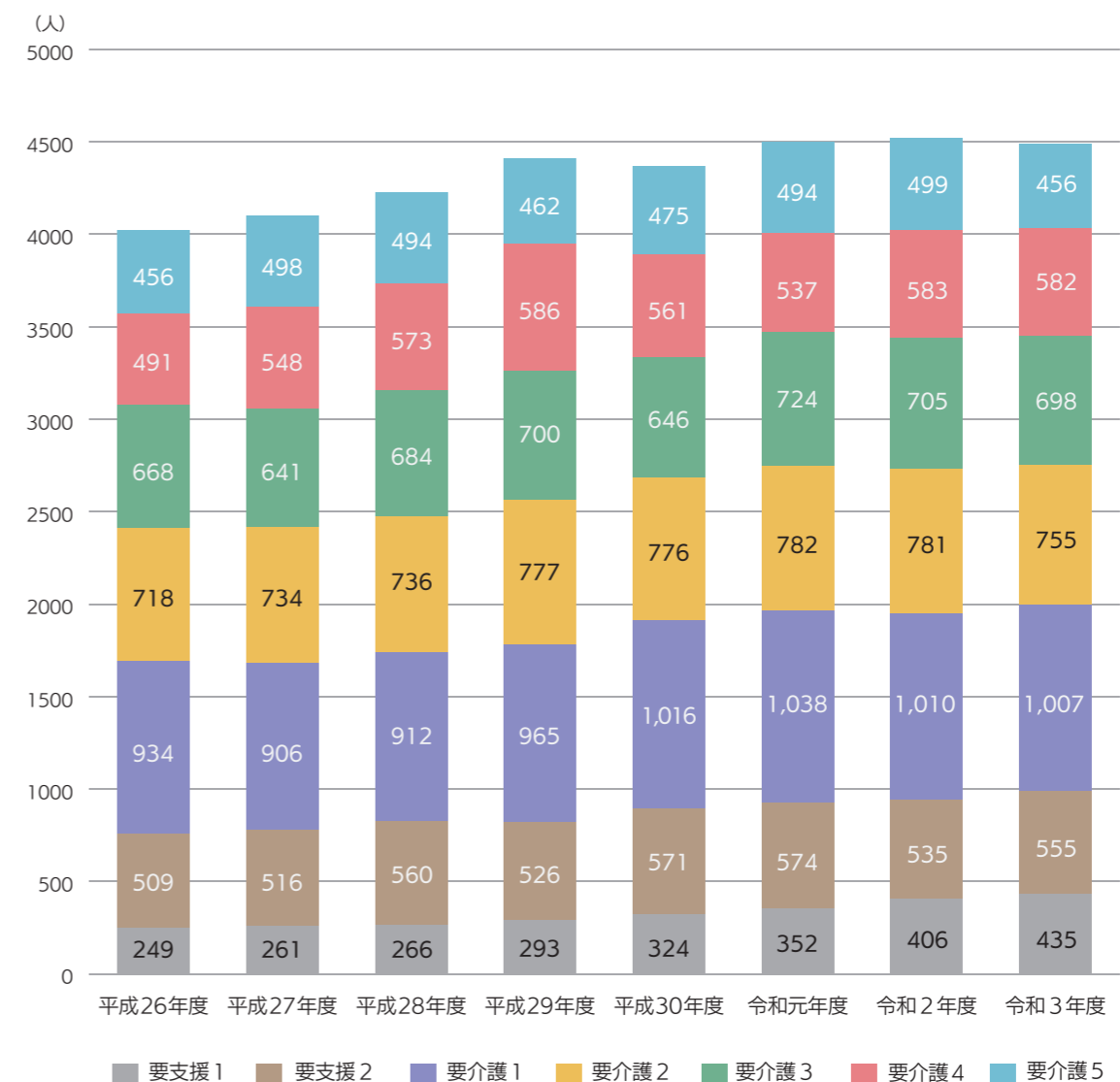
13 フレイル状態：加齢とともに運動機能や認知機能が低下した状態ではあるが、適切な介入・支援により機能の維持向上を図ることが可能で、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味する。

さらに、介護施設等については、これまで入居待機者数の縮減を目指して、社会福祉法人へ市有地の無償貸与などの支援を行いながら、計画的な整備を進めてきました。今後は、要介護認定者数の推移や既存施設の稼働率等を踏まえつつ、持続可能な施設整備の在り方を検討する必要があります。

その一方で、介護を支える従事者の深刻な人材不足が懸念されています。さらなる高齢化社会を見据えつつ、介護事業を支える人材の確保が課題となっています。

加えて、高齢化の進行による要介護者の増加は、介護給付費や介護保険料を押し上げる要因となるため、介護給付の適正化により介護保険財政の健全化に引き続き取り組む必要があります。

65歳以上の要支援・要介護認定者数(要介護度別)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

施策の方向性

- ◆ 歳を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民が認知症を理解し、支え合う体制を構築します。
- ◆ 高齢者の生活や権利を守るため、関係機関と連携し、法律面での支援も含めた相談窓口の機能強化を目指します。
- ◆ 高齢者が生涯現役で活躍できるよう、地域活動や就労的活動を通じて社会参加できる仕組みを作ります。
- ◆ 様々なことに意欲的で健康意識が高いアクティブシニアの活躍の場を作ります。
- ◆ 市民の健康寿命の延伸を目指し、人生100年時代における健康づくりを推進します。
- ◆ 介護保険制度の円滑な運営を図るため、ニーズを踏まえた介護サービスの提供体制を整備するとともに、介護給付の適正化に努めます。

主要施策

1. 地域での認知症支援の拡充

引き続き、認知症に対する理解の促進に努め、認知症高齢者とその家族を地域で支える仕組みの構築を目指すとともに、認知症高齢者およびその家族と支援者をつなぐ「チームオレンジ」を新たに設置し、認知症サポーター養成講座、ステップアップ研修を受講した活動意欲のあるサポーターを地域の身近な支援者として養成します。

また、地域包括支援センターと新潟県弁護士会等との連携により、高齢者の権利を守る専門的な相談支援体制を新たに構築します。

2. 高齢者の社会参加の促進

就労的活動の場を提供できる民間企業とのマッチングを行い、高齢者の希望に合った活動を紹介する「就労的活動支援コーディネーター」の設置を新たに目指

すとともに、高齢者の生きがいづくりや生涯現役のための社会参加活動を支援する相談窓口の整備等を引き続き進めます。

3. 介護予防事業の推進

介護が必要となる年齢を少しでも遅らせるために、介護予防体操等のフレイル予防に引き続き取り組むとともに、地域でのフレイル予防が効果的に行われるよう、保健医療専門職が地域住民の運動自主グループ等に関わる仕組みを新たに作り出します。

4. 健康づくりを支援する人材育成の強化

健康づくりを推進する3団体（保健推進委員協議会、食生活改善推進委員協議会、健康増進計画実践プロジェクト「元気磨きたい」）を対象に、今後も研修会等を実施することで、やりがいを感じつつ、主体的に健康づくり活動を推進することができる人材の育成に一層努めます。

5. 人生100年時代の健康サポート事業の継続

引き続き、保健事業と介護予防を一体的に実施し、要介護状態の要因の特定に努めます。また、対象者に向けた健康教育等のポピュレーションアプローチ¹⁴と訪問指導等によるハイリスクアプローチ¹⁵を強化することで、健診や医療機関への受診勧奨、通いの場への参加勧奨を図ります。

6. 介護サービスの充実と給付適正化の推進

介護が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう、施設整備や在宅サービスの充実を引き続き図るとともに、介護人材の確保や介護給付の適正化に継続して努めます。

14 ポピュレーションアプローチ：健康リスクの高低・有無に関わらず、集団全体を対象として、全体としてリスクを下げる取組方法で、一次予防の役割を果たす。

15 ハイリスクアプローチ：健康リスクの高い人を対象として、リスクを減らすように個別もしくは集団での生活指導や治療を行う取組方法で、二次予防の役割を果たす。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|--|------------------------|------------------------|
| 認知症サポーター養成者数 | 年間 380 人 (R3年度) | 年間 500 人 | 年間 500 人 |
| | 計画期間において、コロナ禍前の実績を回復・維持することを目指す。 | | |
| 新規で要介護認定を受ける平均年齢 | 82.0 歳 (R3年度) | 基準値を維持 | 基準値を維持 |
| | 計画期間において、基準値の維持を目指す。 | | |
| シルバー人材センター会員で 75 歳以上会員の割合 | 33.5% (R3年度) | 35.0% | 36.0% |
| | 計画期間において、年約 0.3 ポイントの増加を目指す。 | | |
| 健康づくりを推進する 3 団体が主催する活動への 65 歳以上参加者数 | 11,710 人 (R3年度) | 15,000 人 | 18,000 人 |
| | 段階的にコロナ禍前の実績に回復させることとし、計画期間最終年度までにコロナ禍前の実績の約半数の参加者数を目指す。 | | |
| 平均自立期間 ¹⁶ 国保データベース (KDB) システムから抽出 | 男性 79.5 年 女性 83.8 年 (R2年度) | 男性 79.6 年 女性 83.9 年 | 男性 79.7 年 女性 84.0 年 |
| | 計画期間最終年度までに約 0.2 歳の延伸を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



16 平均自立期間：国保データベース (KDB) システムにおいて計算された「日常生活動作が自立している期間の平均」のことで、平均余命から要介護 2 以上の期間を除いた期間をいう。

施策3 障がい福祉の充実

現況と課題

本市ではこれまで、障がいのある人の自立および社会参加の支援等の施策を総合的に推進してきました。障がい福祉サービスの基盤については、社会福祉法人等が行う、障がい者福祉施設等の整備に要する経費の一部補助を行うことで、施設等の整備促進に努めてきました。障がいのある人の日中活動の支援や居住支援に加え、障がいのある子どもの居場所づくりや発達を支援する施設などが整備されたことにより、一定量のサービス提供体制の確保や障がいのある人の家族のサポートにもつながっています。

今後は、利用者の個々のニーズに応じた適切なサービス提供の観点において、サービスの「量」の充実だけでなく、「質」の向上による支援内容の適正化を図っていく必要があります。

また、障がいがあっても自立した日常生活を送ることができるよう取り組んでいる福祉的就労¹⁷支援では、市内企業等へのアプローチを強化した結果、就労系サービス事業所の利用者の増加につながり、平均作業工賃（賃金）は県内でも高い水準を維持してきました。引き続きコロナ禍で実施を見送ってきた活動等の再開をはじめ、工賃（賃金）向上に向けた支援体制を強化していく必要があります。



就労系サービス事業所での水耕栽培作業

併せて、障がいについての正しい理解と認識を深め、障がいのある人の就労や社会参加をより一層促進し、様々な分野で誰もが活躍できる社会を形成していく取り組みが不可欠となります。

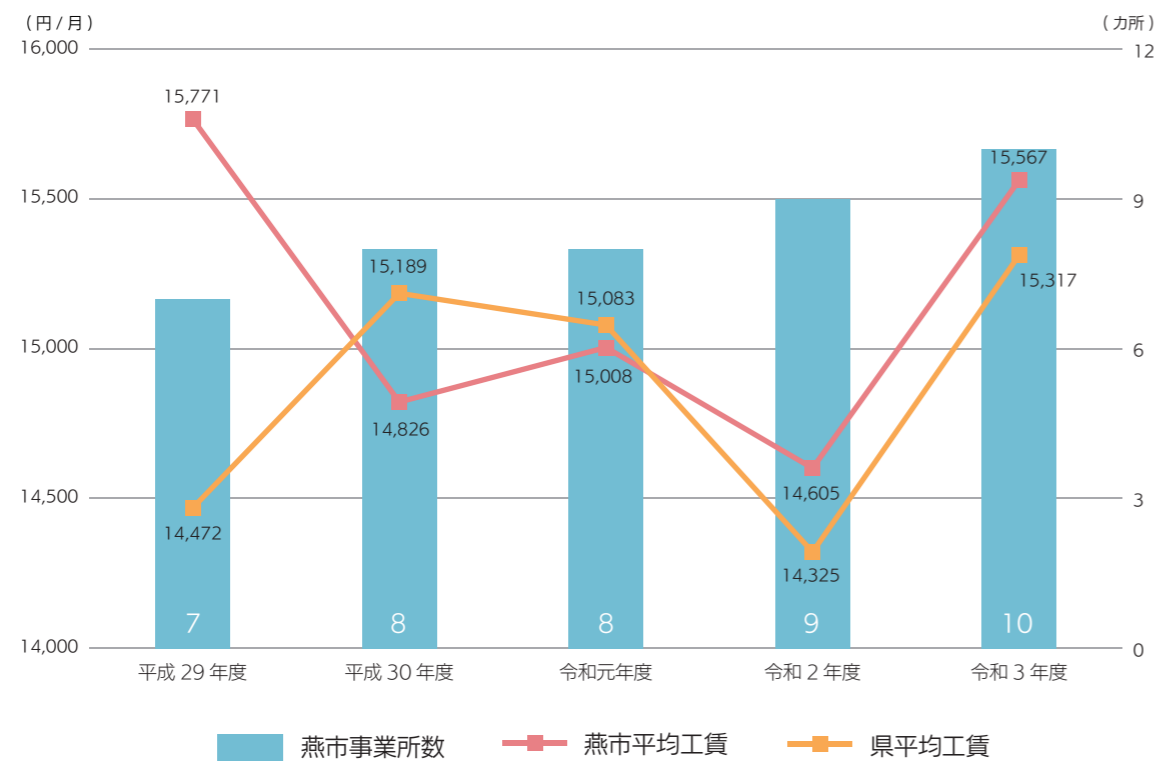
一方、発達障がいのある子どもに対しては、「早期発見」から「早期支援」へつなぐとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児等をはじめとした、障がいのあるすべての子どもに向けては、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。令和 2（2020）年度から設置している総合的かつ一元的な相談支援の窓口である「妊娠からの子育て相談コーナー」による相談支援体制を一層強化すると

17 福祉的就労：障がいなどの理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。

もに、障がいのある子どもやその家族に対し、障がいの種別や年齢別等、ニーズに合った支援を身近な場所で途切れることなく提供できるよう、支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域全体で支える体制づくりに取り組むことが求められています。

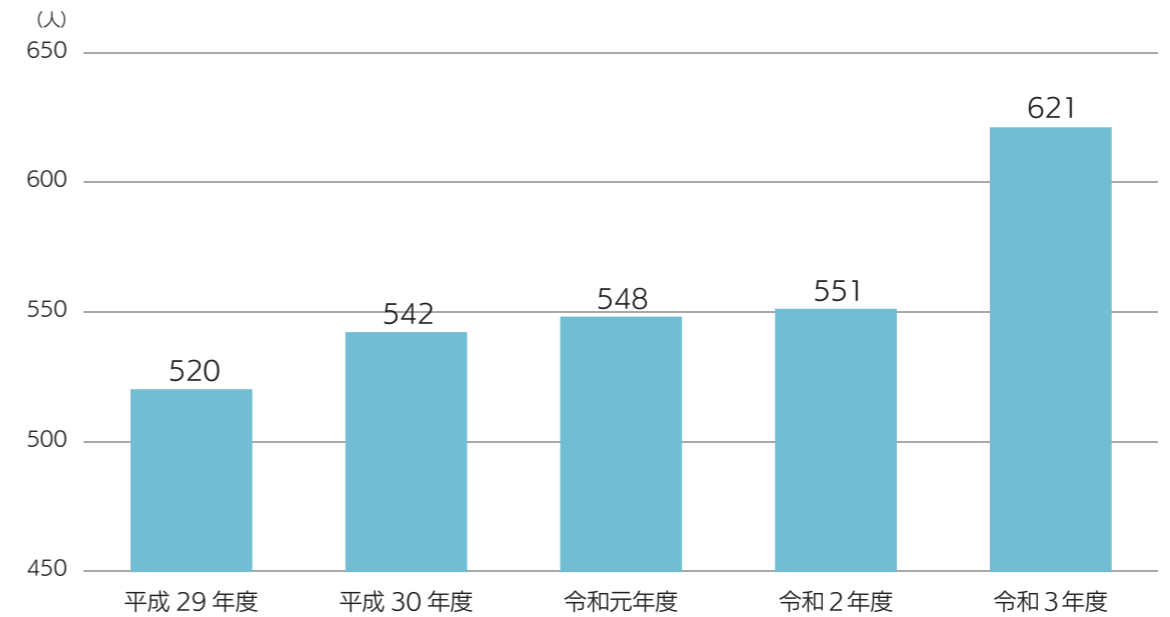
就労継続支援 B 型事業所数および平均工賃



資料：社会福祉課「就労継続支援 B 型および平均工賃調査」



障がい福祉サービス利用定員数



資料：新潟県「社会福祉施設等名簿」

施策の方向性

- ◆ 障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、多様なニーズに対応した適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ◆ 障がいがあっても自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう、生活基盤の強化や社会参加の促進に取り組みます。
- ◆ 障がいのある子どもに対する保育・保健・教育・福祉等の連携を強化するため、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障がいのある人への差別や偏見を解消できるよう、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
- ◆ 障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

主要施策

1. ニーズに応じた障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、引き続き障がい福祉サービス利用の実態把握と現状分析に取り組み、適切なサービス量の確保と質の向上に努めることで、多様化するニーズに対応できるサービス提供体制を整備します。

2. 福祉的就労への支援

就労系サービス事業所の受託作業の拡大や製品の販売を後押しすることで、工賃（賃金）向上を図るなど、障がいのある人の生活基盤の強化や社会参加を引き続き支援します。

3. 障がい児支援体制の充実・強化

保育・保健・教育・福祉等の関係機関が連携した「つながる支援体制」を充実・強化させながら、重症心身障がい児や医療的ケア児等と、その家族に対し、ライフステージや心身の状況に応じた様々な支援を継続します。

4. 障がいに対する正しい理解の促進

こころのバリアフリー講演会や精神保健福祉講座等を通じて、市民の障がいに対する正しい理解の促進に引き続き取り組み、障がいのある人が社会活動に参加できるよう、差別や偏見の解消に努めます。

5. 地域生活支援拠点等¹⁸の整備・機能の充実

燕市障がい者基幹相談支援センターを中心に、既存の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等を新たに整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える機能の充実を図ります。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---------------------------------------|-------------------|-----------------|----------------|
| 障がいのある人への支援に対して不満と答えた人の割合 市民意識調査 | 19.8% (R4年度) | 17.0% | 16.0% |
| 計画期間最終年度までに16.0%に抑えることを目指す。 | | | |
| 就労継続支援B型事業所の 工賃月額平均 | 15,567円 (R3年度) | 16,100円 | 16,500円 |
| 計画期間において、年100円の上昇を目指す。 | | | |
| 障がい福祉サービスの 利用定員数 新潟県「社会福祉施設等名簿」 | 621人 (R3年度) | 650人 | 680人 |
| 計画期間最終年度までに10%の増加を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

- 燕市障がい者基本計画
- 燕市障がい福祉計画
- 燕市障がい児福祉計画



18 地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をもつ、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

地域に根付く移住・定住の促進

施策 1 移住・定住希望者への支援

現況と課題

令和 2 (2020) 年国勢調査によると、本市の平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけての人口移動は、10 代から 20 代前半までの若年層において大幅な転出超過となっています。これは、高校・大学・短大等を卒業後に、東京圏をはじめとした市外へ進学、あるいは就職する人が多いことが背景にあると考えられます。

一方で、20 代後半から 30 代前半までの年代では転入超過となっています。これは、市外へ転出した若年層の一部が、就職あるいは転職時に本市に戻ってきていることによるものと考えられますが、若年層の転出超過数を補うまでには至っていません。

次代の担い手である若年層の市外流出は、少子化の加速や地域活力の低下などにつながることから、本市では、これまで若者や子育て世代を主なターゲットとした移住施策に取り組んできました。平成 27 (2015) 年には、移住・定住総合相談窓口を設置するとともに、首都圏在住大学生等交流事業「つばめいと」を開始しました。

令和 2 (2020) 年の緊急事態宣言下における学生への支援物資発送をきっかけに、対象を全国に拡大し、「つばめいと」メンバーは大幅に増加しました。今後もメンバーに対して、ふるさと「燕」に関する情報発信等による「つながりづくり」を継続的に行い、将来的な U ターンにつなげていく必要があります。



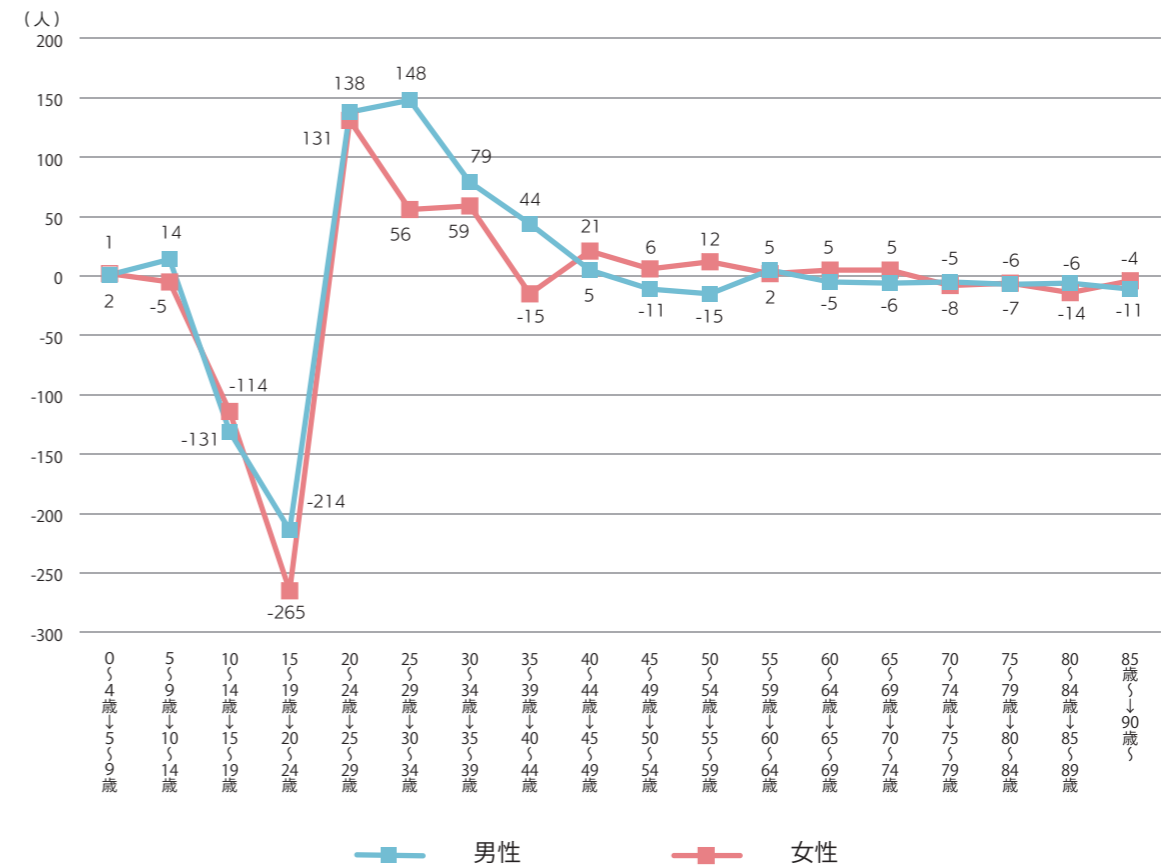
大学生等交流事業「つばめいと」のイベントの様子

また、平成 27 (2015) 年から移住コーディネーターとして地域おこし協力隊を採用し、移住・定住相談をはじめとする支援を継続して行っているほか、オーダーメイド型の移住ツアーの実施や U・I ターン、新婚世帯を対象にした移住者家賃補助、移住就業等支援金といった支援メニューの充実を図っており、各種支援制度を活用した移住者が増えてきています。

加えて、コロナ禍を契機とした地方移住への関心の高まりやデジタル化の進展を受け、移住相談のオンライン化やテレワークを希望する人への支援にも取り組んでおり、テレワーク移住者による市内シェアオフィスの利用もみられるようになりました。

引き続き、U・I・J ターン希望者等に対し、本市の仕事や暮らしに関する情報を適時的に提供するとともに、雇用の受け皿となる市内企業とのマッチングや住宅確保への支援等を充実するほか、移住してきた人に本市に住み続けてもらうため、地域との交流機会の創出や暮らしに必要な情報の発信といった取組を強化していくことも必要です。

平成 27 (2015) → 令和 2 (2020) 年の年齢階級別人口移動



資料：総務省「国勢調査」

施策の方向性

- ◆ 若者や子育て世代を主なターゲットに、U・I・Jターン希望者のニーズを捉えた移住支援の充実を図ります。
- ◆ 移住者に寄り添った情報提供を充実させるとともに、定住につながるよう、支援策の拡充を図ります。
- ◆ 燕市出身・県外在住の若者に向け情報発信や交流を継続することで、将来的なUターンの支援と交流・応援（燕）人口の増加につなげます。

主要施策

1. 若者や子育て世代等のニーズを捉えた移住支援

引き続き、U・I・Jターンを希望する若者や子育て世代等のニーズを捉えた情報提供を行うとともに、仕事や住まいに関する移住支援の充実を図ります。

2. 移住者の定住に向けた支援

移住者に長く住み続けてもらえるよう、移住者同士の情報交換の場の提供や地域住民と接点をもつ機会を新たに創出するなど、ニーズを捉えた効果的な移住支援制度を検討、実施するとともに、子育て支援制度をはじめとする施策のPRを積極的に行います。

3. ふるさと燕と若者のつながりの継続

引き続き、「つばめいと」メンバーに向けメルマガやSNSを活用して燕市の情報を発信するとともに、対面やオンラインでの交流を促進します。また、若者のUターンを後押しできるようインターンシップや地元企業の情報発信を行います。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|------------------------|-----------------|----------------|
| 移住支援制度を活用した県外からの移住者数（累計） | 158人 (H28～R3年度) | 360人 | 520人 |
| | 計画期間において、年約40人の増加を目指す。 | | |
| U・Iターン、新婚移住者家賃補助金利用者のうち市内に住宅を取得した移住者数（累計） | 15人 (H30～R3年度) | 35人 | 50人 |
| | 計画期間において、年約4人の増加を目指す。 | | |
| つばめいとメンバーでUターンした人数（累計） | 29人 (H28～R3年度) | 50人 | 70人 |
| | 計画期間において、年約5人の増加を目指す。 | | |



基本方針1

いきいきと輝く健康づくり・生きがいづくり

施策1 健康づくりの推進

現況と課題

本市では、悪性新生物¹⁹・心疾患・老衰、脳血管疾患が死因の上位を占めており、そのうち悪性新生物による死亡が最も多く、中でも胃がん・大腸がんの割合は県や国に比べても高い傾向にあります。

そのため、各種健（検）診の実施期間拡大のほか、休日健（検）診や未受診者健（検）診の実施、予約システムの導入、各種がん健診の自己負担額をワンコインの500円に統一するなど、受診しやすい体制をつくり、生活習慣病の予防と早期発見に努めてきました。しかし、コロナ禍での受診控えの影響等により、令和2（2020）、3（2021）年度の受診率は伸び悩む結果となっており、受診率の回復のための取り組みが必要です。

一方、高齢化の進行や医療の高度化等により医療費が増大する中、本市はこれまで国民健康保険における医療費適正化に向けてレセプトデータ、特定健診データ、保健指導データを組み合わせた燕市独自の医療データベースを作成し、地元医師会等との連携により、データの分析に基づいた様々な保健事業を展開してきました。



健康づくりマイストーリー運動で日々の運動を記録する手帳

令和2（2020）年度からは、人生100年時代に向けた取組として、医療・健診・介護のデータを相互に連携した健康増進事業を開始し、令和4（2022）年度からは、新潟県が進める「にいがた新世代ヘルスケア情報基盤」プロジェクトに参画し、県および市町村がデータを活用しながら健康、医療、介護施策を推進する環境の整備を進めています。今後は、これらの様々なデータを活用し、健康な高齢期を迎えるため、ライフステージに合わせた効果的・効率的な保健事業を実施していく必要があります。

また、特定健診の結果をみると、全体的にメタボリックシンドロームの割合が高い傾向にあることから、「健康づくりマイストーリー運動」を各世代へ拡充するとともに、栄養管理や運動の推進、歯の健康などに対する意識を普及啓発することで、自分らしい健康づくりを推進してきたところです。その結果、女性のメタボリックシンドロームの割合は減少しましたが、男性では減少率が低く、運動定着率も受診者全体の約3割にとどまっているため、引き続き特定保健指導に力を入れるとともに、自分自身に適した健康づくりに取り組む意識の醸成と、望ましい生活習慣の普及啓発に努めていく必要があります。

加えて、より効果的に健康づくりを推進するためには、個人の取組に加え、地域全体で健康づくり活動に取り組むことで、活動の継続性や活動意欲を高めることが重要です。保健推進委員協議会、食生活改善推進委員協議会等の関係組織や団体と健康課題を共有しつつ、地域での健康づくり教室や啓発活動等を協働で取り組むことで、地域の実情に合わせた健康づくり活動を推進し、地域全体で健康づくりに取り組む気運の醸成を図る必要があります。

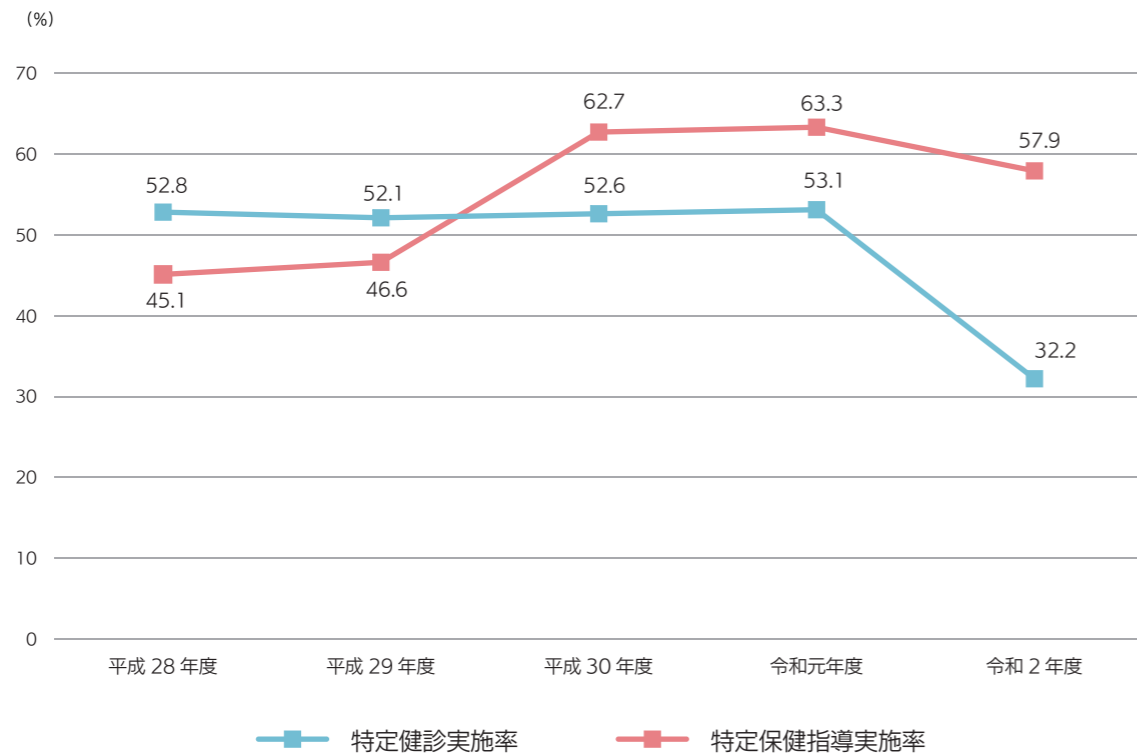
また、コロナ禍や様々な社会的要因、疾病等により、メンタル不調を訴える人が増加傾向にあり、国・県と比較しても本市の自殺率は高い傾向にあります。そのため、自殺予防に関する普及啓発やゲートキーパー²⁰などの人材育成、相談体制の充実等に取り組んだ結果、自殺者数については一時減少しましたが、引き続き自殺予防対策を継続することが必要です。併せて、市民一人ひとりがこころの健康づくりに取り組み、地域の中で声を掛け合い、見守りのできる環境づくりを進めていくことが求められています。



20 ゲートキーパー：身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

19 悪性新生物：がんならびに肉腫の悪性腫瘍をいう。

特定健診実施率・特定保健指導実施率



資料：新潟県福祉保険年報

施策の方向性

- ◆ がん予防のための望ましい生活習慣の普及啓発に努めるとともに、特定保健指導や重症化予防指導の充実を図ります。
- ◆ 自分らしい健康づくりに取り組めるよう「健康づくりマイストーリー運動」を推進します。
- ◆ 様々なデータを活用した保健事業と介護予防に一体的に取り組めるよう「人生100年時代に向けた健康づくり」を推進します。
- ◆ 市民と協働の健康づくり活動を推進します。
- ◆ こころの健康を保ち、健やかな生活ができるよう自殺対策に努めます。

主要施策

1. がん予防・生活習慣病予防等の推進

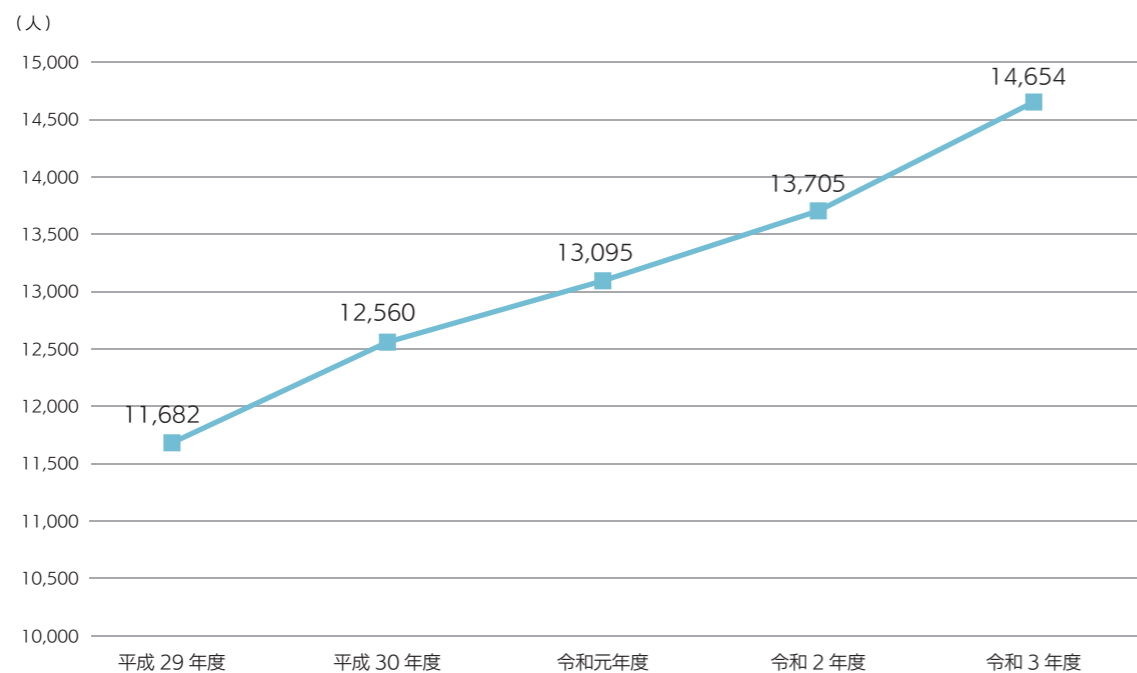
節目検診や生活習慣の健康教育・健康相談、特定保健指導等を推進するとともに、健診等予約システムを活用した予約制健（検）診の継続等により、引き続き受診しやすい体制づくりに努めます。

2. 自分らしい健康づくりを支援する体制づくり

無理なく楽しく健康づくりに取り組めるよう、県や企業等との連携強化を図りながら、「健康づくりマイストーリー運動」を引き続き推進します。

また、食育活動や歯の健康教育等の普及・啓発を引き続き推進し、自分らしい健康づくりを支援する体制づくりに努めます。

健康づくりマイストーリー運動の参加者



資料：健康づくり課調べ

3. 効果的・効率的な保健事業の推進

燕市独自の医療データベースに基づく分析データや県および市町村が持つデータを活用しながら、健康、医療、介護事業を一体的に実施することで、効果的・効率的な保健事業を一層推進します。

4. 市民協働の健康づくり活動の推進

保健推進委員や食生活推進委員等と協働し、地域での健康づくり活動を引き続き推進するとともに、地域の実情や健康課題に合わせた活動が展開できるよう人材育成の強化に努めます。

5. こころの健康づくりの推進

自殺予防の普及啓発や相談支援の充実、ゲートキーパー研修を開催するとともに、こころの健康づくりを推進する「燕市こころの健康スワロー運動」の普及を一層図ることで、こころの健康づくりや自殺予防に努めます。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|--|----------------------|-----------------|----------------|
| 直近5カ年平均の胃がん死亡率(対人口10万人当たり) | 44.9 (H28~R2年の平均) | 42.5 | 40 |
| 計画期間最終年度までに40を下回ることを目指す。 | | | |
| 直近5カ年平均の大腸がん死亡率(対人口10万人当たり) | 53.1 (H28~R2年の平均) | 52 | 50 |
| 計画期間最終年度までに50を下回ることを目指す。 | | | |
| 特定健診実施率 新潟県福祉保健年報 | 38.5% (R3年度) | 43.0% | 48.0% |
| 計画期間において、コロナ禍前の実績を回復することを目指す。 | | | |
| 特定保健指導実施率 新潟県福祉保健年報 | 45.2% (R3年度) | 50.0% | 55.0% |
| 計画期間において、コロナ禍前の実績を回復することを目指す。 | | | |
| 日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合 新潟県「特定健康診査・特定保健指導実施状況」 | 43.3% (R3年度) | 50.0% | 56.0% |
| 計画期間最終年度までに県平均同等である56.0%を目指す。 | | | |
| 「燕市こころの健康スワロー運動」登録数 | 15事業所 (R3年度) | 150事業所 | 170事業所 |
| 計画期間最終年度までに170事業所の登録を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

- 燕市健康増進計画
- 燕市食育推進計画
- 燕市歯科保健計画
- 燕市自殺対策計画
- 燕市国民健康保険 データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

施策2 スポーツの推進

現況と課題

本市では、平成19（2007）年3月に「健康・スポーツ都市」を宣言し、スポーツを通じた健康・体力づくりを推進してきました。これまで各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催など、市民がスポーツに親しむ環境を提供してきたことにより、市民一人当たりのスポーツ施設利用回数は、平成26（2014）年度以降増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度以降は、感染症拡大によりコロナ禍前の半数程度に落ち込みました。

当面は、感染症対策の徹底により、安全・安心にスポーツ施設を利用できる環境づくりを継続しながら、スポーツや運動に携わる市民の数をコロナ禍前の水準に戻していく必要があります。また、中長期的には、市民ニーズや競技人口の変化を捉えたスポーツ施設の整備・改修・集約等に取り組んでいくことも必要です。

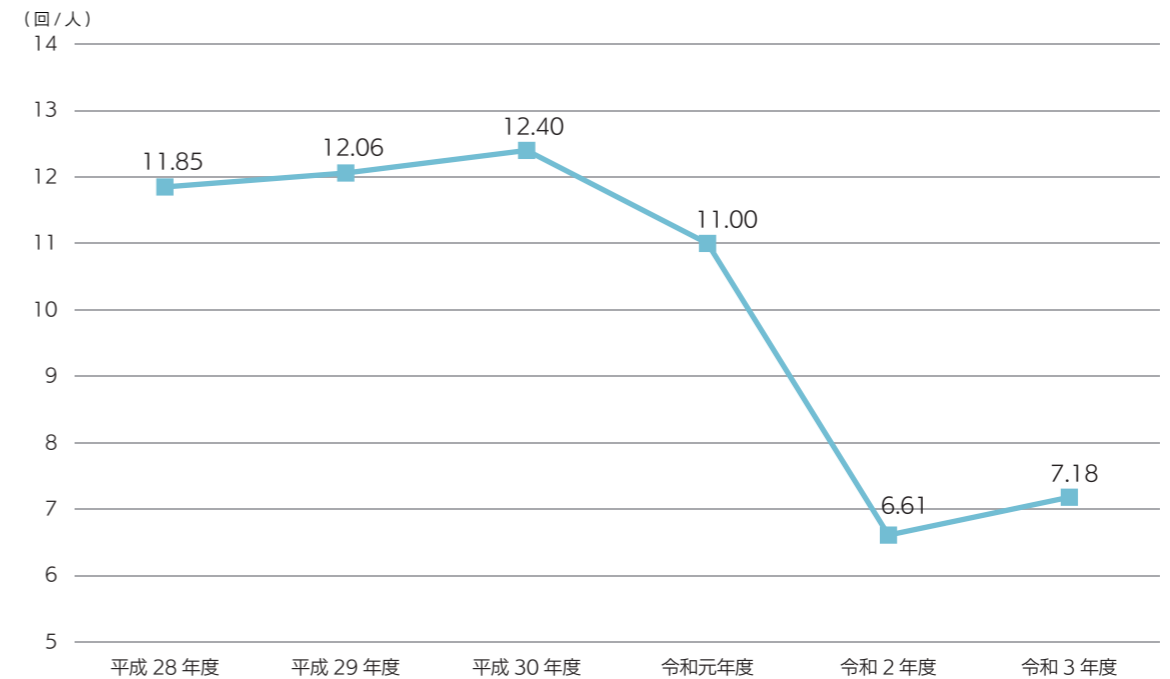
さらに、将来を担う子どもたちに夢や希望を与えるために開催してきたトップアスリートによる講演会・講習会や、全国規模のスポーツ大会への参加を支援する「燕市スポーツ大会出場選手等激励金」を継続するとともに、若年層が活躍した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会によるスポーツ気運の高まりを引き継ぎながら、子どもたちのスポーツに取り組む意欲や競技力の向上を図っていくことも重要です。

一方で、少子化による中学校部活動の部員数の減少や子どもたちの多様なニーズへ対応していくため、燕市スポーツサポーターバンク認定指導者など人材の育成・活用を推進するなど、中学校部活動における地域の関わり方を検討していく必要があります。



第33回燕さくらマラソン大会の様子

市民一人当たりのスポーツ施設利用回数



資料：市民課「住民基本台帳」、社会教育課調べ

施策の方向性

- ◆ より多くの市民が年代を問わずスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備と地域に根差したスポーツ活動の推進に努めます。
- ◆ 次代を担う子どもたちのスポーツ意欲・競技力向上に向けて、学び・体験の機会や競技の場の提供に努めます。

主要施策

1. スポーツに親しむ環境の整備

新たに整備したスケートボード場をはじめ、大規模改修した吉田トレーニングセンターなどの既存施設のさらなる活用を推進します。

また、市議会で請願が採択されたものの現在保留となっているサッカー練習場については、条件が整い次第、整備に向けた検討を進めます。

2. 地域におけるスポーツ指導者の育成支援と活用

中学校部活動の地域移行も見据え、市内3地区にある総合型地域スポーツクラブのさらなる活性化を図りながら、燕市スポーツ協会と連携した専門的な講習や研修プログラムの実施など、地域におけるスポーツ活動を支える指導者育成やボランティアの活動支援に引き続き取り組みます。

3. スポーツ意欲・競技力の向上

オリンピックをはじめとするトップアスリートを講師に招いたスポーツ教室の開催や、幅広い年代が参加できるように配慮した参加しやすい各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催、全国規模のスポーツ大会参加への支援などを通して、スポーツ意欲と競技力の向上につなげます。

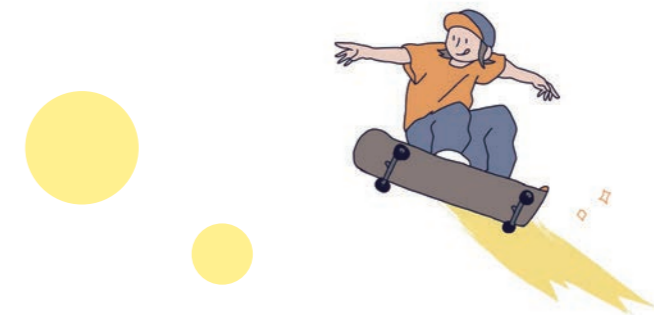


施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|----------------------------|--|-----------------|----------------|
| 市民1人当たりのスポーツ施設利用回数 | 7.18回/人 (R3年度) | 12回/人 | 13回/人 |
| | 計画期間において、コロナ禍前の実績を回復・維持することを目指す。 | | |
| 地域総合型スポーツクラブ会員数 | 1,129人 (R3年度) | 1,300人 | 1,400人 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、計画期間最終年度までに年間1,400人の登録を目指す。 | | |
| 燕市スポーツサポーターバンク登録者数(指導者) | 61人 (R3年度) | 70人 | 80人 |
| | 計画期間最終年度までに80人のバンク登録を目指す。 | | |
| 全国規模のスポーツ大会への出場者数(小学生~高校生) | 80人 (R3年度) | 150人 | 180人 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、計画期間最終年度までに年180人の出場者数を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市スポーツ推進計画



施策3 生涯学習・文化活動の充実

現況と課題

ライフステージに応じた生涯学習は、生きがいや生活の豊かさにつながるものであり、心身の健康や介護予防の観点からも、引き続き推進していくことが必要です。

これまで、公民館や図書館等において、生涯学習活動の推進と学習環境の充実を図ってきましたが、各種事業の恒常化等により、利用者の固定化、高齢化が進んでおり、利用者数全体としては減少傾向にあります。

令和2（2020）年度には県内初となる電子図書館サービス「つばめ電子図書館」を開始するなど、新たな利用者の掘り起こしに努めてきたところですが、引き続き若者や子育て世代をはじめとする多様な市民ニーズに対応した、きめ細かな学習機会の提供・充実と学習情報の収集・提供に努めていく必要があります。

特に、本市の未来を担う子どもたちの郷土に対する誇りや愛着を醸成し、豊かな人間性と創造性を育てていくためには、学校教育以外の場においても、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健全育成に取り組むことが求められています。その取組において、大河津分水通水100周年を契機に深く掘り下げられた長善館の教えや大河津分水路建設に携わった偉人たちの活躍などの郷土の歴史・文化を伝えていくために、令和4（2022）年度に長善館館主「鈴木文臺」をテーマに作成した「偉人漫画」をはじめとした各種コンテンツを活用しながら、郷土への誇りや愛着を醸成していくことが重要です。

また、魅力ある舞台公演や市民の芸術発表の場を提供している文化会館の運営をはじめ、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした各種公演や文化協会との共催事業の実施、市展の開催を継続するほか、令和2（2020）年度までに過去4回実施した朗読と芝居が融合した公演「家族草子」や令和4（2022）年度に大河津分水通水100周年記念事業として実施した声優朗読劇のような若い人が楽しめるイベント等を通して、これまで以上に芸術文化に対する市民の関心を高め、芸術文化活動の新たな担い手を増やす取組が必要となります。

さらに、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場である長善館史料館、分水良寛史料館については、常設展示の充実や魅力ある企画展等の開催を通して、入館者数の増加を図る必要があります。

加えて、国登録有形文化財の燕市旧浄水場配水塔（水道の塔）をはじめとする市内文化財等を後世に伝えるため、適切な保存と利活用が求められています。

施策の方向性

- ◆ 多様なニーズを捉えた生涯学習環境の充実を図ります。
- ◆ 芸術文化活動を通して、誰もが豊かな人間性を養う機会を提供します。
- ◆ 郷土の歴史や文化の学習等を通して、郷土愛の醸成を図ります。
- ◆ 文化財等の歴史的価値のある建造物や史料等の保存と利活用に努めます。

主要施策

1. 生涯学習活動の推進

つばめ目耕塾や市民教養講座などの多様な学習機会や、学習成果の活用を提供することにより、生涯学習活動の充実に引き続き取り組みます。

また、図書館を中心とした読書普及活動に加え、「つばめ電子図書館」の利用促進に引き続き取り組みます。

2. 芸術文化活動の活性化

声優朗読劇や「家族草子」のような若年層をターゲットとしたイベントをはじめ、幅広い世代を対象に優れた芸術に触れる機会を提供するとともに、文化団体等への活動支援を通して、市民の主体的・創造的な芸術文化活動のさらなる活性化に取り組みます。

3. 郷土への誇りと愛着の醸成

大河津分水通水100周年を契機に注目を集めた長善館の教えや大河津分水路建設に携わった偉人たちの活躍をはじめとした郷土の歴史について、史料館での展示・公開の充実を図るとともに、新たに作成した「偉人漫画」を活用した郷土教育を推進するなど、市民の「ふるさと燕」に対する誇りと愛着の醸成に引き続き取り組みます。



4. 文化財等の保存および利活用の推進

国の補助金をはじめとする有効な財源を活用するとともに、文化財の保護等に関する基金を新たに創設することで、水道の塔をはじめ歴史的価値のある建造物や史料等の保存・利活用を図ります。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|-------------------------------------|---|-----------------|----------------|
| 生涯学習・芸術文化活動に対して満足と答えた人の割合 市民意識調査 | 33.6% (R4年度) | 37.0% | 40.0% |
| | 計画期間最終年度までに40.0%を目指す。 | | |
| 市民100人当たりの図書貸出冊数 | 363冊 (R3年度) | 390冊 | 420冊 |
| | 計画期間最終年度までに県平均同等である420冊を目指す。 | | |
| 文化会館大ホール利用件数 | 89件 (R3年度) | 150件 | 200件 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、計画期間最終年度までに年200件の利用を目指す。 | | |
| 長善館史料館および分水良寛史料館の入館者数 | 2,796人 (R3年度) | 4,600人 | 5,500人 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、計画期間最終年度までに年5,500人の入館者数を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市生涯学習推進計画
燕市子ども読書活動推進計画



燕市旧浄水場配水塔（水道の塔）

基本方針2

つながり、支え合う地域社会の実現

施策1 地域福祉の推進



現況と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行により、家庭や地域におけるつながり・支え合いの機能が著しく低下しており、孤独・孤立、ひきこもり、貧困、虐待といった社会問題の深刻化に伴い、個人や家族が直面する課題は複雑化・複合化しています。

身近な生活課題を家庭や地域で協力し合って解決するという従来の関係性が希薄化している中、地域での支え合い・助け合いの意識を高め、地域共生社会の実現に向け地域福祉を一層推進することが求められています。そのため現在9地区で実践している地域支え合い体制づくりを全市的に普及させるとともに、地域で活躍している個人や団体によるボランティア活動等への支援を通し、地域福祉活動への主体的な参加を促す仕組みづくりを進める必要があります。

貧困問題については、相談件数が増加している反面、地域社会のつながりが希薄で孤立状態となっているケースや複雑な課題を抱えている場合も多く、相談や支援につながりにくい側面もあります。支援制度や相談窓口の周知を図りつつ、生活困窮者等が抱える複雑な課題の早期発見に努め、関係機関につないでいく包括的な支援が求められています。

子どもを取り巻く問題については、児童虐待通告が高止まり傾向にあることや潜在的に貧困状態にある子どもへの支援が課題となっていることから、子育てに困難を抱える世帯や悩みを抱える児童を早期発見・早期支援につなげることができるよう、関係機関との連携や子育てに関する総合的な相談支援を継続していくことが必要です。

特に、子育て家庭が孤立することのないよう、子ども食堂²¹やフードバンク²²への支援の継続や様々な地域ネットワークを活用した見守り・支援体制を強化する必要があります。

21 子ども食堂：無料または低価格で子どもや保護者等に食事や居場所を提供するコミュニティの場。

22 フードバンク：まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する取組。

加えて、近年、社会問題となっているヤングケアラー²³については、本人や家族にその自覚がないため、表面化しにくく周囲も気づきにくいことから、新たに実態の把握や支援の方法について調査・研究を進める必要があります。併せて、支援に関する周知・啓発の強化に努めるとともに、関係機関相互が連携を図り、早期支援につなげることが求められています。



フードバンクや福祉団体へ寄付する食品

また、認知症などにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うため、引き続き成年後見制度に関する正しい知識の周知や情報提供を行うとともに、令和5（2023）年度から新たに設置する中核機関²⁴が地域連携ネットワーク²⁵の中心となって、成年後見制度を必要とする人が適切にサービスを利用することができるようコーディネートを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆ 地域住民一人ひとりが地域福祉活動への参加意欲を高められるよう、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。
- ◆ 生活困窮者が抱える課題を幅広く受け止め支援につなげられるよう、関係機関との連携を図り、包括的な支援を実施します。
- ◆ 子どもの貧困やヤングケアラーなど子どもを取り巻く社会問題に対応するため、関係機関との連携を図り、早期支援につなげます。
- ◆ 成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用することができるよう、中核機関を設置し利用促進に取り組みます。

23 ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

24 中核機関：成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。

25 地域連携ネットワーク：全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう適切な支援を行うための、市町村と関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所など）による連携体制のこと。

主要施策

1. 地域支え合い活動の推進

燕市社会福祉協議会との連携により、引き続き地区支え合い活動推進委員会の運営支援やボランティア活動等に関する情報発信を行います。

2. 生活困窮者等への支援

社会的孤立状態となっているひきこもりや経済的な困窮者など、支援が必要な人を早期に把握し、地域のネットワーク、関係機関等と連携により、個々の状況に応じた支援を引き続き行います。

3. ひとり親家庭への就労支援の充実

就職に必要な資格取得への支援などにより、困難を抱えるひとり親家庭の経済的な自立を引き続き支援します。

4. 子どもの貧困と児童虐待への対策

子ども食堂や困窮世帯へ食品を無償で提供するフードバンク等の活動を引き続き支援し、安定的活動の継続および子ども食堂等の新規開設促進を図るとともに、様々な地域ネットワークを活用した見守り・支援体制の強化を図ります。

また、児童虐待の早期発見、早期対応および発生予防のため、引き続き要保護児童対策地域協議会をはじめ学校、保育園等との連携を強化するとともに、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

5. ヤングケアラーの実態把握や早期支援

新たにヤングケアラーの実態把握や支援体制・方法の調査・研究等に取り組むとともに、ヤングケアラーの支援に関する周知・啓発を強化します。

また、教育、福祉、介護、医療等の関係機関や支援団体等と相互に連携を図りながら早期支援につなげます。

6. 中核機関を核とした成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、中核機関を令和5（2023）年度に新たに設置し、当該機関が地域連携ネットワークの調整役を担うことで、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|-----------------------------|-----------------|----------------|
| 生活困窮支援事業相談件数 (コロナ関連除く) | 62件 (R3年度) | 70件 | 80件 |
| | 計画期間最終年度までに年80件の相談を目指す。 | | |
| 虐待など要保護児童に関する学校・保育園等への調査・訪問件数 | 115件 (R3年度) | 130件 | 145件 |
| | 計画期間最終年度までに年145件の調査・訪問を目指す。 | | |
| 子ども食堂やフードバンクを運営する団体数 | 6団体 (R3年度) | 9団体 | 10団体 |
| | 計画期間最終年度までに10団体を目指す。 | | |
| 成年後見制度の認知度 | 32.9% (R元年度) | 42.0% | 50.0% |
| <small>基準値は長寿福祉課「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」。以降、令和5年度に設置する中核機関において測定。</small> | 計画期間において、年2ポイントの向上を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市地域福祉計画・燕市地域福祉活動計画

施策2 市民活動の活性化

現況と課題

本市では、これまで「燕市まちづくり基本条例」（平成23年4月施行）に基づき、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの実現を目指し、市民や地域の力を活かした協働のまちづくりを進めてきました。しかしながら、コロナ禍以降の市民意識調査の結果をみると、感染症拡大等の影響により、自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動への参加割合が減少傾向にあります。

自治会は、地域のコミュニティ機能形成において重要な役割を担っていますが、核家族化やライフスタイルの変化に伴う価値観の多様化などにより加入率が低下していることに加え、自治会活動や業務の負担が一因による役員の担い手不足が課題となっています。

また、まちづくり協議会や市民活動団体は、少子高齢化等による担い手不足に加え、財政基盤も弱いなどの課題があります。そのため、市民活動の活性化を図ることを目的とした「イキイキまちづくり事業」による助成や、若者主体の活動団体等と連携したイベント実施の支援を行ってきたところですが、コロナ禍において活動が停止または縮小している団体が多く見受けられます。

一方で、令和3（2021）年度には2つの特定非営利法人（NPO²⁶法人）が設立されるなど、新たな取組を始める団体も見受けられます。

急速に変化する社会情勢に伴う人々の生活スタイルの変容や価値観の多様化が進む中、まちづくり協議会をはじめとした地域の活動主体が魅力を高めつつ、継続的かつ安定的な活動が行えるよう、引き続き組織基盤の強化を支援していくとともに、令和4（2022）年4月に発表された総務省「地域コミュニティに関する研究会」の提言を参考にしながら、市民が自治会活動等に参加しやすい環境を整備・支援していく必要があります。



まちづくり協議会による
地域安全ボランティア活動の様子

26 NPO:非営利団体（Non Profit Organization）のことで、営利を目的とせず社会貢献活動や慈善活動を行う団体の総称。

施策の方向性

- ◆ 地域住民が安全に安心して暮らしていける地域コミュニティの維持・継続に向け、自治会に対して支援を行います。
- ◆ まちづくり協議会や市民活動団体の安定した活動への支援と地域人材の育成を推進します。

主要施策

1. 持続可能な自治会運営の支援

自治会活動の活性化とコミュニティ意識の醸成を図るため、先進事例を紹介する講演会の開催やワークショップ等を新たに実施します。

また、自治会運営のデジタル化推進等に取り組むことで、自治会の負担軽減を図ります。

2. 地域コミュニティの活性化

地域住民が自らの手によって地域の公共的課題を解決できるよう、引き続きまちづくり協議会等への財政支援をはじめ、課題解決に向けたアドバイスや関係団体と連携した相談対応等の人的支援を行います。

また、まちづくり協議会や市民活動団体と、若者が主体となった活動団体等との連携した事業活動を支援します。

3. 市民活動の活性化

市民活動団体の活動状況や課題を継続的に把握し、必要な情報提供や事業支援、研修会の実施などを行うことで、市民活動の活性化を図ります。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------|----------------|
| 市民活動団体の登録数 | 77 団体 (R3年度) | 82 団体 | 86 団体 |
| | 計画期間において、年1団体の登録を目指す。 | | |
| 自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動への参加割合 市民意識調査 | 20.5% (R4年度) | 28.0% | 30.0% |
| | 計画期間において、コロナ禍前の実績を回復することを目指す。 | | |
| 若者と地域コミュニティの連携事業数(累計) | 4 事業 (R3年度) | 14 事業 | 22 事業 |
| | 計画期間において、年2事業の実施を目指す。 | | |



一人ひとりが活躍できるまちづくり

施策1 若者活動の活発化

現況と課題

本市では、若者によるまちづくり活動の活発化を図るため、平成25（2013）年度に40歳以下のメンバーで構成する「つばめ若者会議」を発足させ、平成26（2014）年度に未来ビジョン「つばめの幸福論」や具体的なアクションプランを作成しました。

「つばめ若者会議」の初期メンバーが自主的に様々な地域活性化活動に取り組む中、メンバーの世代交代がスムーズに進むことを目指し、平成28（2016）年度に、大学生や29歳以下の社会人を対象とした「燕ジョイ活動部」を新たに立ち上げました。「燕ジョイ活動部」では、特別なゴールや課題を設定せず、気軽に参加できる環境の中で主体的な地域活動を行っています。

また、令和2（2020）年度には、高校生を対象とした「燕市役所まちあそび部」をスタートさせ、「まちあそび」という新たな視点で、まちをフィールドに様々な活動を行っており、楽しみながら学びを得ています。こうした若者による地域活性化の取組は、市外からも注目を浴びています。

引き続き、若者が活動しやすい環境整備に努め、若者の柔軟で創造性豊かな発想をまちづくりに活かしながら、次代のまちづくりの担い手育成につなげていくことが重要です。

また、「まちあそび部」に参加する生徒の多くは、市内の高校に在籍する生徒であるため、市外の高校に通う燕市在住の生徒からも参加してもらえよう、活動内容や魅力を広く発信していく必要があります。

さらに、市内在住の若者が、県外在住の学生・社会人の交流組織「つばめいと」をはじめ、市外・県外で同様の取組を行っている他団体と連携する仕組みを構築し、相互の活動の活性化や継続的な取組につなげていくことも重要です。併せて、市内企業

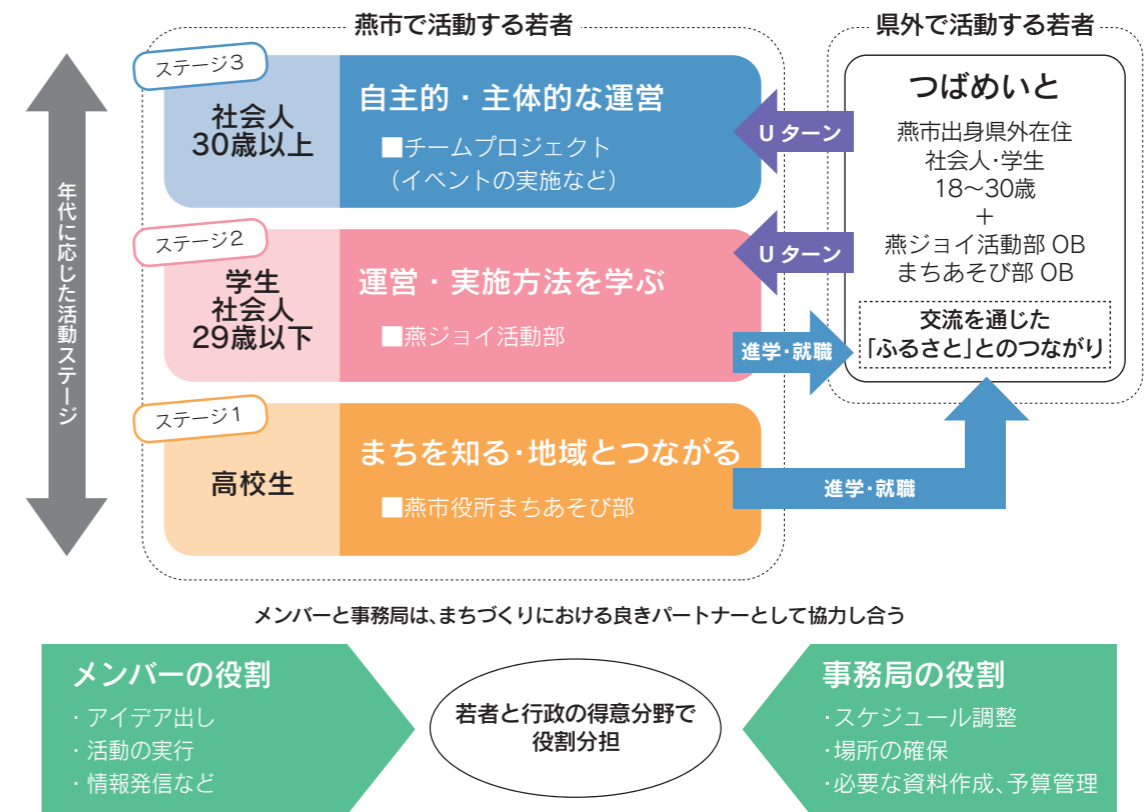


「燕市役所まちあそび部」のワークショップの様子

や地域住民とつながる機会を創出することで、若者が持つ活力を広く地域に波及させていく必要があります。

つばめ若者会議の体系

- ▼政策提言型ではない次世代の「まちづくり」担い手育成
- ▼結果ではなくプロセスを重視した活動の支援



資料：地域振興課

施策の方向性

- ◆ 若者が活動しやすい環境整備に努め、次代のまちづくりの担い手育成につながるよう支援します。
- ◆ 若者活動のさらなる活性化や継続的取組の推進に向け、他団体や地域と連携する仕組みを構築します。
- ◆ より多くの高校生に参加してもらえよう、「まちあそび部」の活動内容や魅力を広く発信します。

主要施策

1. 次代のまちづくりの担い手育成

若者の柔軟で創造性豊かな発想を気負わず楽しめる環境の中で、地域やまちの人と年代を超えて関わりながら行う活動がまちづくりにつながるよう支援するとともに、活動を振り返りながら活動を通して学びにつなげることで、次代のまちづくりの担い手を効果的に育成します。

2. 若者活動の活発化

引き続き、若者が楽しみながら主体的に活動を行うための企画や運営等を支援するとともに、様々な人と関わる機会を提供するなど、さらなる若者活動の活性化を図ります。

また、若者活動の活性化により、地域と関わるイベントなどの実施につなげます。

3. 若者によるプロモーション強化

SNS 等を活用し、多くの若者から興味を持ってもらえるようなプロモーション活動を行うことで、全国から注目される活動を目指すとともに、より多くの若者の参加につなげます。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|---|--------------------------|------------------|-----------------|
| つばめ若者会議プロジェクト実行数 (累計) | 110 事業 (H26 ~ R3 年度) | 185 事業 | 245 事業 |
| | 計画期間において、年 15 事業の実施を目指す。 | | |
| つばめ若者会議メンバー数 | 110 人 (R3 年度) | 160 人 | 200 人 |
| | 計画期間において、年 10 人の増加を目指す。 | | |
| 市内中高生の「まちあそび部」の認知度 (中学 3 年 ~ 高校 3 年) | - (R3 年度) | 10.0% | 20.0% |
| | 計画期間最終年度までに 20.0% を目指す。 | | |



施策2

誰もが活躍しやすい環境づくり

現況と課題

本市では、平成 26（2014）年に「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、支え合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けた各種取組を実施しています。これにより、市の幹部職員や各種審議会等への女性登用率は増加しておりますが、社会全体で見た場合に、男女が平等と感じている人は依然少ない状況にあることから、さらなる取組の推進が必要です。

また、平成 27（2015）年に成立した「女性活躍推進法」と連動する形で「女性が輝くつばめプロジェクト」を展開し、各分野で活躍している女性個人や、女性が活躍しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等を表彰するとともに、多様な人材の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講演会等を開催し、事業者の男女共同参画に対する理解促進を図ってきたところです。

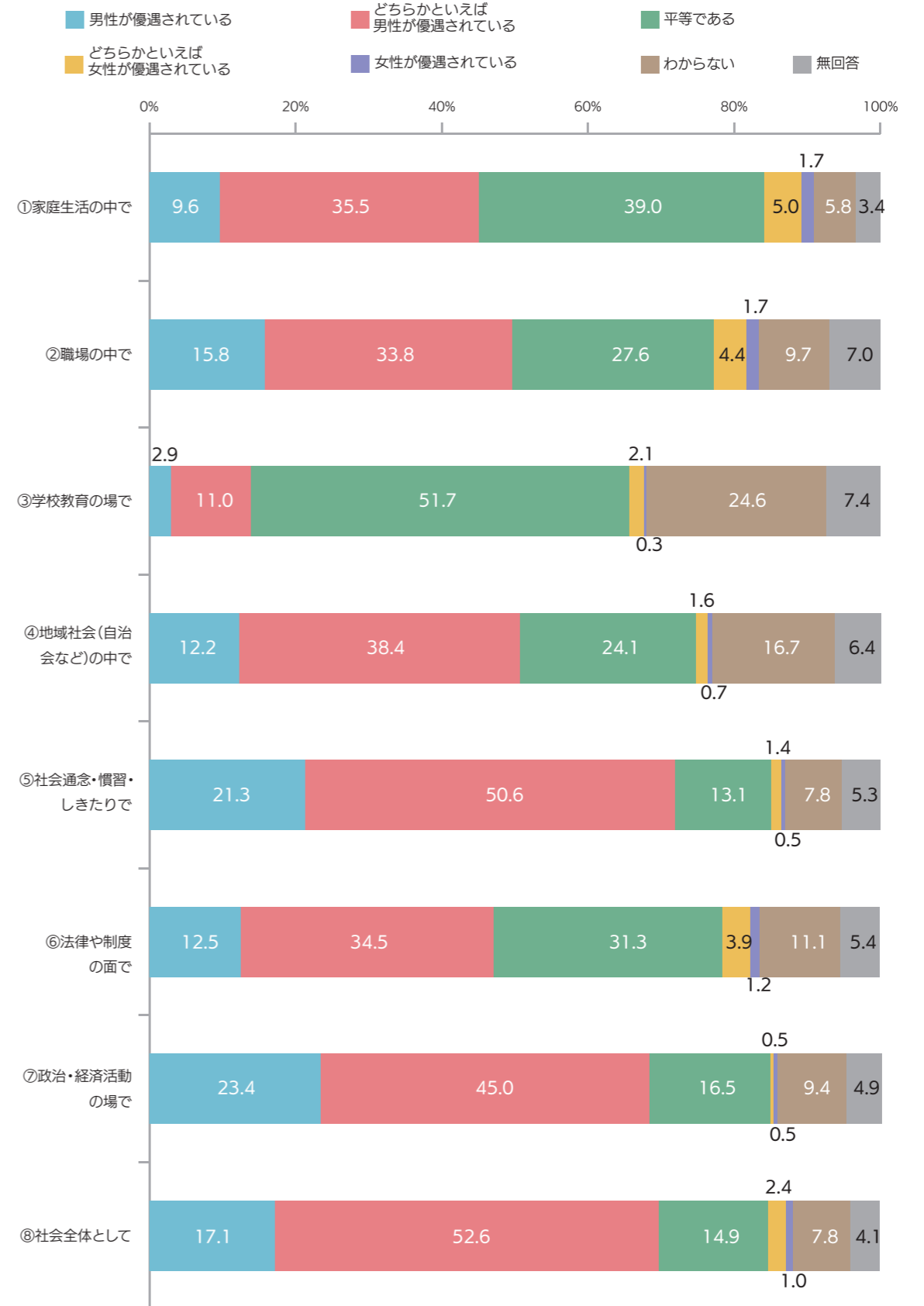
さらに、令和 2（2020）年度から、従業員の子育てを積極的にサポートする企業を「つばめ子育て応援企業」として認定し、育児休業を取得した男性従業員と企業に奨励金を交付することで、仕事と育児が両立できる職場環境づくりを推進しています。令和 3（2021）年度からは、就業規則の見直しなど職場環境改善の取組に対する補助制度を創設し、市内企業の働きやすい職場環境整備の後押しを行っています。

引き続き、子育てや介護などは男性・女性が協力して取り組むべきであるという認識を広め、誰もがライフステージに応じた柔軟な働き方ができるよう、各種制度の利用を事業主と従業員双方に促すことで、性別を問わず、誰もが活躍できる環境づくりを推進していくことが重要です。



「男女共同参画講座」でのワークショップの様子

男女の地位の平等感について



資料：地域振興課「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和 3 年度）

施策の方向性

- ◆ 性別等に関わりなく、互いを尊重する男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、誰もが活躍できる職場環境づくりを推進します。
- ◆ あらゆる場面で女性の意見が反映されるよう、各種審議会や団体等への女性の登用促進を図ります。

主要施策

1. 男女共同参画への意識啓発の推進

職場や家庭における従来の固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、育児休業の取得をきっかけとした男性の家事や育児への参加を促進するため、引き続き講座等を開催するほか、新たに「つばめ輝く女性表彰²⁷⁾」受賞者の日ごろの活動の様子を動画で広く公開するなど、市民や企業に対する意識啓発を推進します。

2. 誰もが活躍できる職場環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの実現と、ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる職場を増やすため、企業に対し男性の育児休業取得や職場環境改善がもたらすメリットや支援制度を積極的に周知し、「ハッピー・パートナー企業²⁸⁾」の登録や「つばめ子育て応援企業」の認定をより一層促進するとともに、市として発注する建設工事について、「週休2日制適用工事」を推進します。

また、男性の育児休業取得や職場環境改善などに積極的な企業をロールモデル²⁹⁾としたフォーラム等を開催し、市内企業に波及させる取組を推進します。

27 つばめ輝く女性表彰：性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が事業所や地域等あらゆる分野で個性と能力を十分発揮できる燕市を目指すことを目的として、各分野で輝く女性個人や、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業所・団体を表彰する制度。

28 ハッピー・パートナー企業：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んだりする企業等を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援する新潟県の制度。

29 ロールモデル：考え方や価値観、実際の行動が、他者の模範となる人物等のこと。

3. 各種審議会等への女性の登用

あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程に参画する女性を増やすため、今後も各種審議会等における女性委員の登用について働きかけます。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|--|--------------------------|-----------------|----------------|
| ハッピー・パートナー企業の登録数 <small>新潟県男女平等・共同参画推進室「ハッピー・パートナー企業一覧」</small> | 90社 (R3年度) | 115社 | 135社 |
| | 計画期間において、年5社の登録を目指す。 | | |
| つばめ子育て応援企業の登録数 | 29社 (R3年度) | 65社 | 80社 |
| | 計画期間最終年度までに80社の登録を目指す。 | | |
| 男性の育児休業取得促進奨励金の交付人数（累計） | 4人 (R3年度) | 60人 | 100人 |
| | 計画期間最終年度までに100人への交付を目指す。 | | |
| 各種審議会等における女性委員の割合 | 31.7% (R3年4月) | 34.0% | 36.0% |
| | 計画期間最終年度までに36.0%を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市男女共同参画推進プラン



施策3 人権尊重・多文化共生のまちづくり

現況と課題

これまでの人権、差別問題に加え、昨今ではインターネットでの誹謗中傷、国際化の進展に伴うヘイトスピーチ³⁰、LGBTQ³¹などの性的マイノリティへの理解不足や偏見など、人権に対する新たな課題が生じています。

こうした中、本市では、社会情勢の急速な変化等により多様化・複雑化する人権問題に対応するため、学校や地域、家庭、事業所などを対象とした人権教育・啓発を行ってきました。

国際化の進展に伴い、市内に住む外国人は、平成28(2016)年度の396人から令和3(2021)年度には551人に増加しました。外国人を地域社会の一員として受け入れ、共生していくため、「広報つばめ」等を多言語翻訳ソフトにより配信しているほか、「外国人向け生活ガイドブック」を制作し、災害などの緊急時の対応や医療・保健・福祉・子育てなど、燕市で生活するために必要な情報を提供しています。また、国際交流協会との連携により、市内に在住する外国人向けの日本語の学習支援や日常生活のルールを理解してもらうための取組も実施しています。



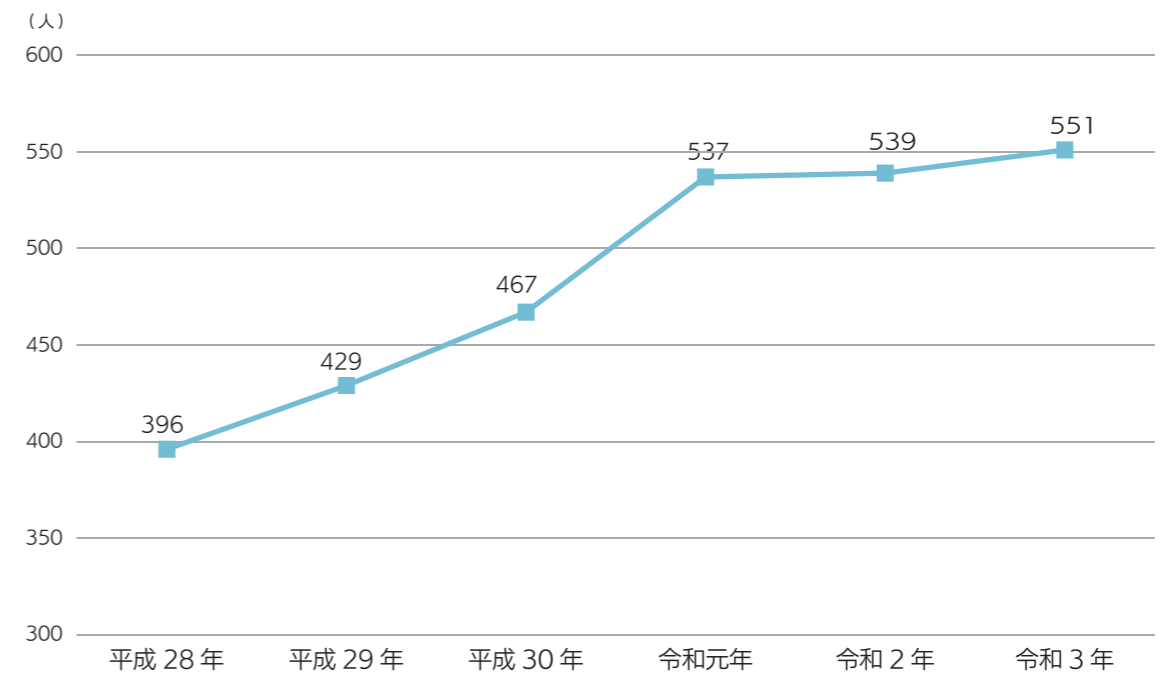
外国人との交流会の様子

近年の市内在住外国人の内訳は、技能実習生の割合が最も多く、地域住民の中には漠然とした不安を抱える方も見られることから、今後は、受入企業と連携しながら、地域住民との交流の機会を創出することで相互の理解を深め、国籍や文化などの異なる多様な人が活躍できる地域社会の実現を目指していくことが重要となっています。

さらに、感染症拡大等の影響により中高生の派遣交流事業が中断している米国ダンディ村やシェボーガン市との姉妹都市交流については、今後はオンラインも活用しながら、交流活動の再開を目指していきます。

30 ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。
 31 LGBTQ: Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クイアやクエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ (性的少数者) を表す総称として使われている。

市内外国人数の推移



資料：市民課「住民基本台帳」

施策の方向性

- ◆ 年齢、性別、性自認や性的志向、国籍、人種、文化、障がい等の違いを市民一人ひとりが認め合い、活かし合いながら、自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ◆ 外国人住民が、地域社会の一員として活躍できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 姉妹都市との交流を継続するなど、国際的な異文化交流を推進し、青少年の国際性を育みます。



主要施策

1. 人権教育・啓発の推進

引き続き、学校や地域、家庭、事業所などを対象とした人権教育・啓発を行うほか、国や県等の各関係機関および関係団体と連携し、LGBTQをはじめとした

新たな人権課題に関する市民向けの講演会やパネル展を開催するなど、様々な学習機会を提供します。

2. 外国人住民向け支援

外国人住民が安心して生活できるよう、引き続き日本語教室や地域住民と外国人との交流会を開催するほか、市政情報や生活情報、災害時の緊急情報等の情報発信を多言語で行うなど、在住外国人への生活支援を行います。

3. 姉妹都市との交流の再開

感染症拡大等の影響により中断していた姉妹都市との交流を再開することにより、国際交流の活性化や児童生徒の国際感覚の醸成を推進します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|-----------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| 人権を尊重していると答えた人の割合 市民意識調査 | 72.2% (R4年度) | 75.0% | 80.0% |
| | 計画期間最終年度までに80.0%を目指す。 | | |
| 外国人交流会の年間参加者数 | 20人 (R3年度) | 40人 | 60人 |
| | 計画期間最終年度までに60人の参加を目指す。 | | |
| 姉妹都市（ダンディ村）との交流 | 未実施 (R3年度) | 派遣・受入を 隔年で実施 | 派遣・受入を 隔年で実施 |
| | 計画期間において交流再開を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市人権教育・啓発推進計画

戦略3 交流・応援（燕）人口戦略

基本方針1

魅力あふれる観光の振興

施策1 着地型観光の振興

現況と課題

本市の特色である「ものづくり産業」を核とした産業観光は、他の地域との差別化を図ることができる地域資源を活かした観光コンテンツの一つです。これまで、市内企業による工場見学の案内看板や通路等の整備を支援するほか、燕市産業史料館に「ものづくり体験」ができる工房館の増設をはじめとするリノベーションを行い、コンテンツの魅力向上を図ってきました。併せて、燕市観光協会に観光ナビゲーターを配置するなど、観光客受入体制の強化にも取り組んできたところです。

その結果、平成29（2017）年以降、本市の観光客入込数は増加し続け、令和元（2019）年には90万人を達成しました。その後、感染症拡大の影響により県をまたぐ移動が制限されたことなどから、令和3（2021）年は500,183人にまで減少しましたが、県内外からの修学旅行生が多数訪れるなど、本市がキャリア教育やものづくりの体験の場として、幅広い年代層から注目されつつあります。

今後も、多様化する観光ニーズに対応しつつ、持続的に産業観光を推進していくため、受入体制を一層強化していくことが求められています。

また、本市産業の発展とともに誕生し、地域で愛され続けている「背脂ラーメン」が、令和3（2021）年に文化庁の「未来の100年フード部門～目指せ、100年！～」に認定されました。こうした地域独自の食文化も併せて積極的に情報発信するなど、さらなる誘客を促進していく必要があります。

自然観光については、令和4（2022）年に、拠点施設である道の駅国上を官民協働により大幅



100年フードに認定された燕の「背脂ラーメン」

にリニューアルしたほか、同年に通水100周年を迎えた大河津分水をインフラツアーのコンテンツとして活用するなど、新たな観光資源の開発に取り組んでいるところです。国上山や大河津分水といった従来からある資源を新たな視点で磨き上げ、本市ならではの着地型観光を積極的に推進していく必要があります。

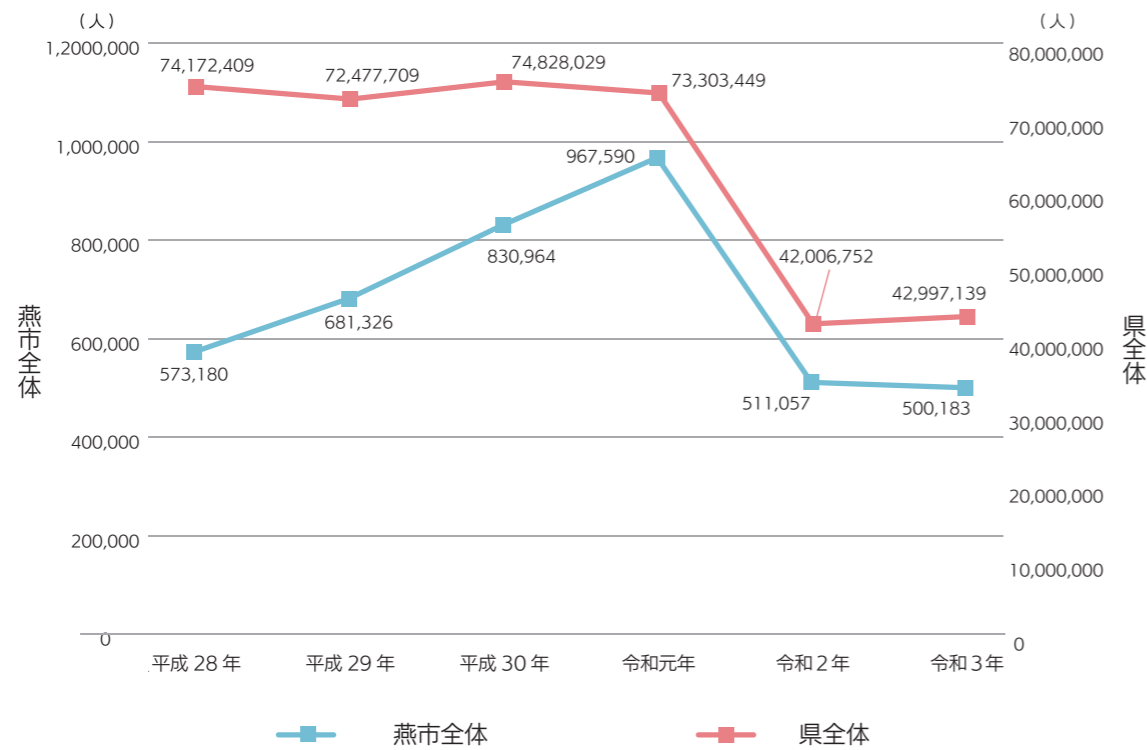


大河津分水インフラツアー

また、コロナ禍で大きく低迷したインバウンドについても、今後大きく回復していくことが予想されることから、その対応に向けた環境整備や体制構築が重要となります。

加えて、従来から連携している弥彦村に加え、観光漁港である寺泊を有する長岡市や、八十里越えの開通等で新たな人流増加が期待される三条市など、近隣地域との連携した広域での観光誘客も求められています。

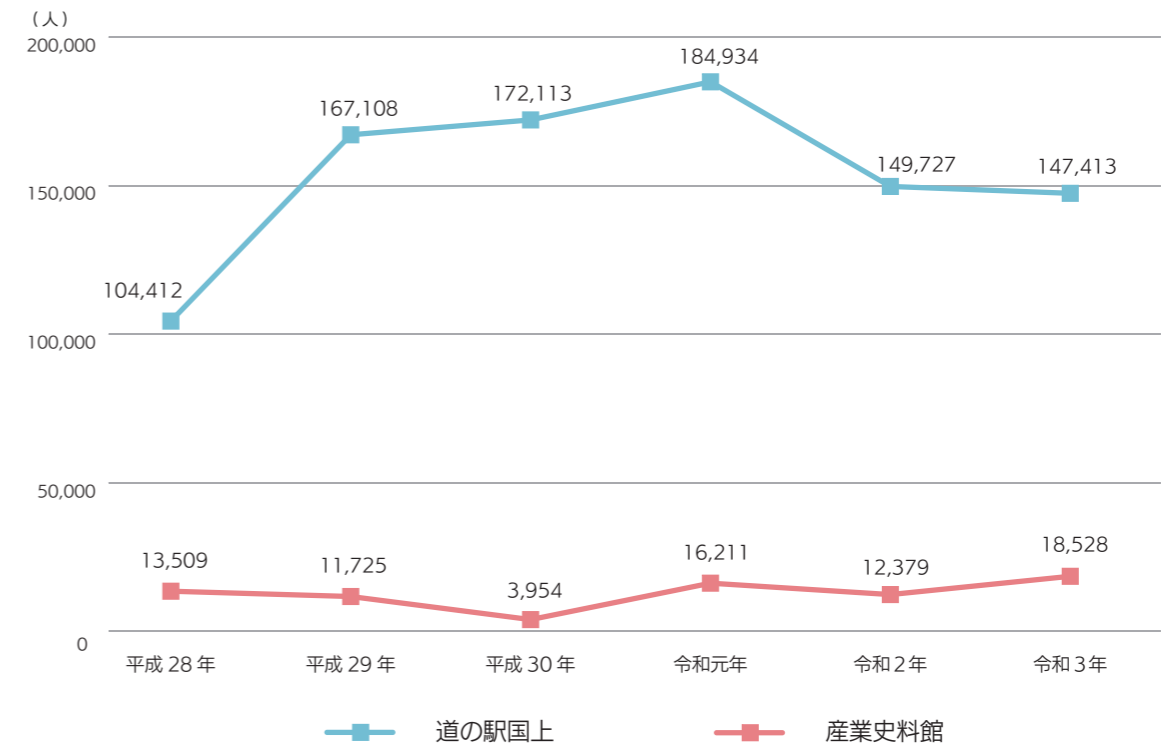
観光客入込数



※国の共通基準に基づき集計。産業観光推進のため、平成30年に対象施設の見直しを行った。

資料：新潟県「観光入込客統計」、観光振興課調べ

道の駅国上と燕市産業史料館の入館者数



※産業史料館は平成30(2018)年7月から平成31(2019)年4月までリニューアル工事のため休館

資料：観光振興課調べ

施策の方向性

- ◆ 市内企業や関係機関との連携により、持続可能な産業観光客受入体制を構築します。
- ◆ 道の駅国上を中心とした観光資源をさらに磨き上げ、着地型観光を推進します。
- ◆ インバウンドの観光需要を取り込むため、情報発信や受入体制整備を推進します。
- ◆ 近隣地域との連携により着地型観光を一層推進するため、観光推進体制を強化します。



主要施策

1. 産業観光の推進

コロナ禍を契機に注目を浴びた教育旅行の受入をはじめ、産業史料館を拠点に市内企業と連携した持続可能な観光客受入体制の整備に向けた検討を進めます。

また、本市の産業と関わりの深い食文化などの地域情報も併せて発信するなど、さらなる観光プロモーションの強化を図ります。



産業史料館での修学旅行生によるものづくり体験の様子

2. 自然観光の充実

道の駅国上を中心とした国上エリアや大河津分水などの既存の観光資源に新たな遊びや体験等を掛け合わせるなど、自然観光の磨き上げを行います。

3. インバウンド受入環境の整備

インバウンドによる観光需要を取り込むため、訪日外国人や旅行代理店向けの情報発信を拡充します。また、地域全体での多言語化をはじめとした観光客受入環境の整備をさらに推進します。

4. 観光推進体制の強化

着地型観光のさらなる推進に向け、燕市観光協会や燕・弥彦広域連携会議等の既存機関をはじめとする観光推進体制を強化するとともに、近隣地域との連携を密にしながら、観光誘客に向けた新たな取組を検討します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|------------------------------|--|-----------------|----------------|
| 観光客入込数 | 500,183人 (R3年) | 827,000人 | 949,000人 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、その後は年3.5%の増加を目指す。 | | |
| 外国人観光客入込数 | 111人 (R3年度) | 3,000人 | 3,400人 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、その後は年3.5%の増加を目指す。 | | |
| 主要観光施設における売上金額 ³² | 4億434万円 (R3年度) | 5億200万円 | 5億7,700万円 |
| | 計画期間の中間年までにコロナ禍前の実績を回復、その後は年3.5%の増加を目指す。 | | |



32 主要観光施設における売上金額：道の駅国上、燕三条地場産業振興センター（物産館）、燕市産業史料館における売上金額計。

つながりを活かした燕市のファンづくり

施策 1 広域連携・都市交流の推進

現況と課題

人口減少や社会情勢等の変化に伴い住民ニーズは多様化しており、市町村の枠組みを超え、連携して課題解決に取り組む重要性が高まっています。

本市は、平成 26（2014）年から弥彦村と定住自立圏形成協定に基づき、医療・福祉や広域観光、地域公共交通など、それぞれの強みを活かしながら、圏域全体の活性化や課題解決に取り組んでいます。

また、平成 29（2017）年からは新潟市をはじめ、本市を含む近隣 12 市町村で新潟広域都市圏を形成し、連携して地域活性化に努めています。

県央地域の 5 市町村（燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村）で形成する県央医療圏では、県央基幹病院の令和 5（2023）年度開院を見据え、看護師の確保および地元定着を図るため、令和 3（2021）年度から修学資金貸与制度を全 5 市町村で開始しました。加えて、医療従事者の確保および周産期医療体制の構築を県に対し要望するなど、圏域内の医療サービスの維持・向上に連携して取り組んでいるところです。

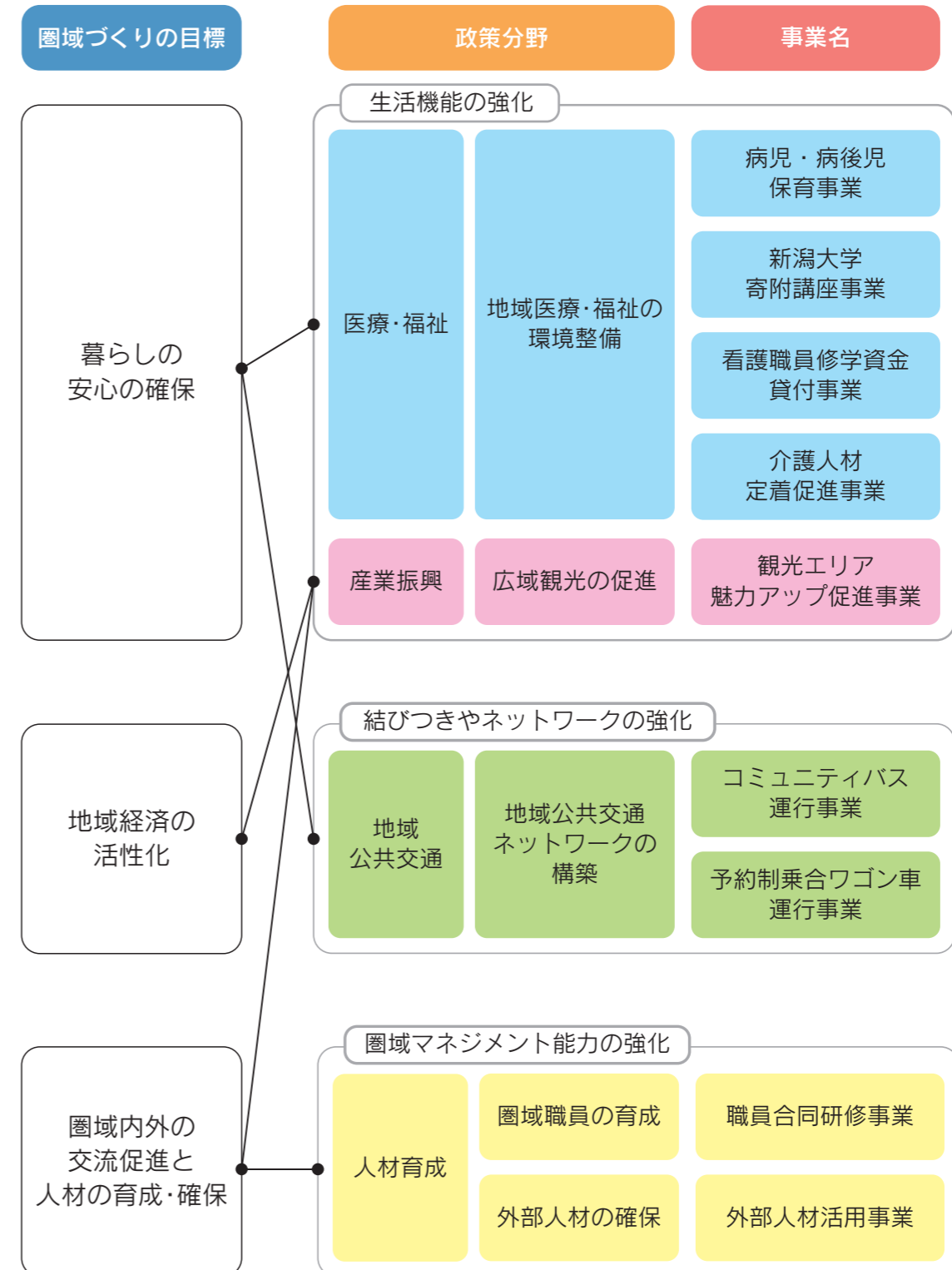
南魚沼市、山形県南陽市、福島県南相馬市とは、災害時における相互応援協定に基づき、地震等の自然災害に備えた連携を進めるとともに、南陽市とは互いの地域を訪問するバスツアーを実施したり、南相馬市とは互いのマラソン大会に選手を派遣したりするなど、平時の交流も行っています。愛媛県松山市、宮崎県西都市、沖縄県浦添市とは、少年野球交流大会を開催するなど、東京ヤクルトスワローズを介した交流が続いています。

引き続き、県内外の自治体との広域連携を推進し、多様化する住民ニーズに対応した協働による課題解決や災害時における応援体制強化に取り組むとともに、互いの地域資源を活かした地域活性化や、交流・応援（燕）人口の創出につなげていくことも重要です。



東京ヤクルトスワローズカップ
少年野球交流大会の様子

弥彦村との定住自立圏構想の具体的取組項目



資料：燕・弥彦地域定住自立圏共生ビジョン（令和 4 年 3 月）

施策の方向性

- ◆ 広域連携協定（協約）を結ぶ市町村との連携強化により、引き続き圏域全体の都市機能の充実や地域活性化を図ります。
- ◆ 県央医療圏の市町村と連携し、圏域全体で医療サービスの維持・向上を図ります。
- ◆ 県内外の都市と連携し、防災に関する連携や特産品・農産物のPR、地域資源を活かした若者活動を通じた交流等を展開します。
- ◆ 東京ヤクルトスワローズ連携交流事業を通じてつながりがある自治体との交流を継続します。

主要施策

1. 広域連携の推進

燕・弥彦定住自立圏形成協定を結ぶ弥彦村、新潟広域都市圏連携協約を結ぶ新潟市および連携市町村とともに、医療や産業、観光、公共交通など、各分野の連携事業を実施し、魅力ある地域づくりをより一層推進します。

2. 県央医療圏域連携の推進

県央医療圏を形成する市町村で連携し、引き続き圏域における医師不足や看護師不足の解消および24時間分娩に対応できる持続可能な周産期医療体制の構築に向けて取り組むなど、県央基幹病院を中心とした圏域内の医療サービスの維持・向上に努めます。

3. 都市交流・連携の推進

引き続き、県内外の自治体と防災分野、産業分野および教育分野等の交流・連携を推進し、相互の地域活性化や補完機能の強化に努めます。

4. 東京ヤクルトスワローズ連携交流事業を通じた交流

少年野球交流大会等を通じ、東京ヤクルトスワローズと関係がある自治体とのつながりを意識した各種イベントを実施します。

5. 若者活動を通じた他自治体との交流

新たに、本市の若者と富山県南砺市等の若者同士の交流事業を実施するなど、次世代を担う若者の地域を越えた継続的なつながりに取り組みます。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---------------------------|------------------------------|-----------------|----------------|
| 市の事業を通じて継続して連携・交流している自治体数 | 7市 (R3年度) | 8市 | 9市 |
| | 計画期間において、4年に1市との連携・交流開始を目指す。 | | |
| 広域連携による事業数 | 39事業 (R3年度) | 43事業 | 47事業 |
| | 計画期間において、年1事業の追加を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕・弥彦地域定住自立圏共生ビジョン



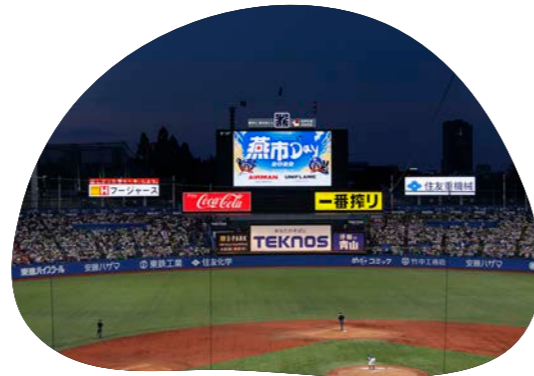
施策2

「ふるさと燕」のファン拡大

現況と課題

本市を「訪れたい」、「応援したい」という人を増やすため、これまで人気テレビドラマのロケ誘致や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村食堂での燕製カトラリー採用など、様々な施策を通して本市の魅力を発信し、知名度向上やイメージアップに取り組んできました。今後さらに多くの人から本市に興味を持ってもらい、交流・応援（燕）人口の拡大を図っていくためには、年代やライフステージによって異なる情報ニーズや関心事などを的確に捉えるとともに、多様な情報発信ツールを活用しながら、効果的に情報発信していく必要があります。

「燕」という名称を縁に、平成 23(2011)年から行っている東京ヤクルトスワローズとの交流・連携事業では、スワローズファンから燕市ファンにもなってもらうため、神宮球場でのイベントや市内で開催するスワローズとコラボした田植え・稲刈りイベントの際に、「ヤクルトスワローズ新潟支燕会つばめ会」への加入を促してきました。今後はさらなる燕市ファン獲得に向け、本市と直接関わる機会の充実を図っていく必要があります。

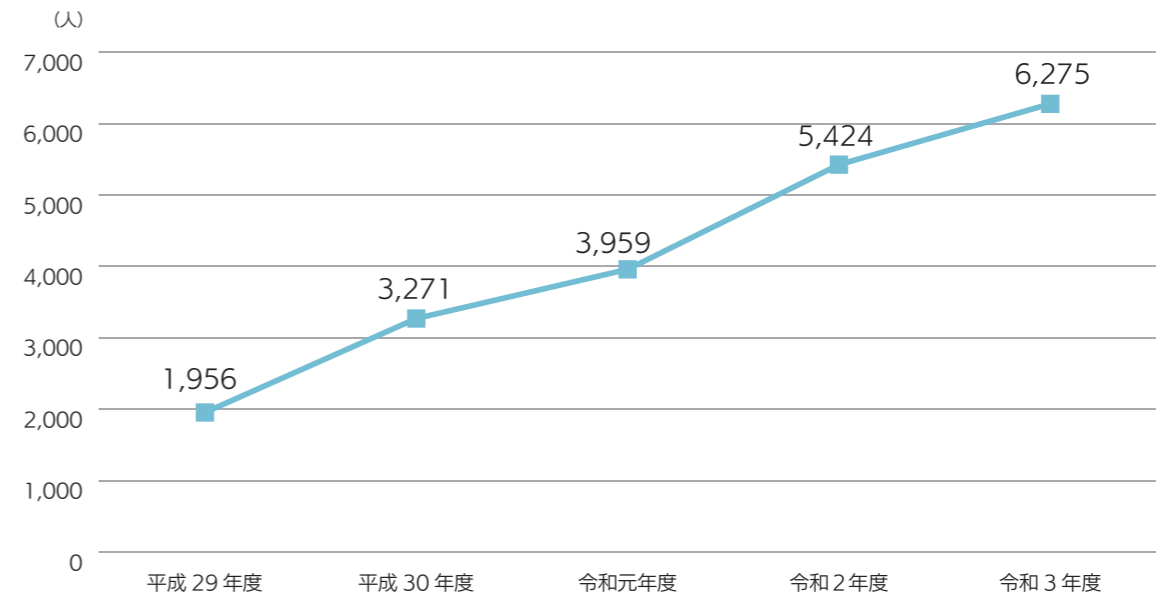


東京ヤクルトスワローズと連携して開催している「燕市 DAY」

また、本市に関わりのある著名人を PR 大使として任命し、各大使の活動分野・得意分野において、本市の魅力や特色ある施策を発信いただいているほか、市外の方に本市の情報を定期的にメール配信する「つばめサポートクラブ」への加入促進にも取り組んできました。

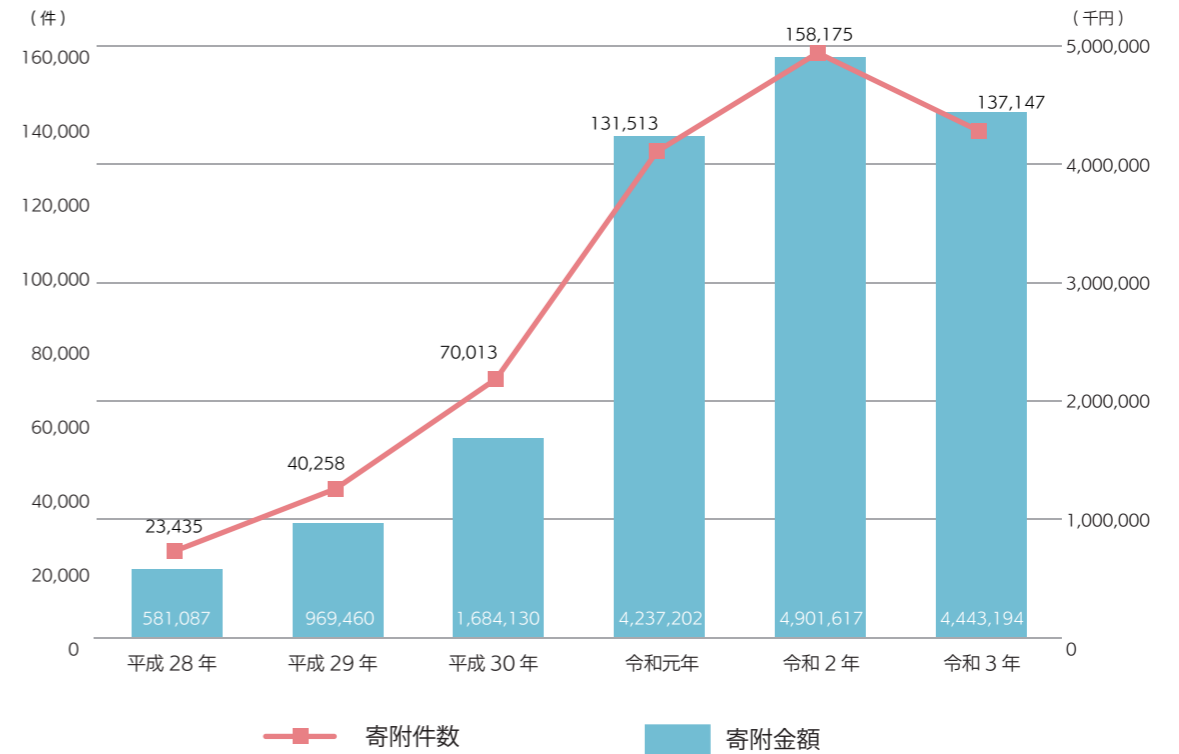
本市のファンづくりに大きく貢献するふるさと納税については、制度自体の認知拡大や各種 PR 活動の成果により、本市への寄附件数および寄附受入額は順調な伸びを維持してきました。一方で、全国的にふるさと納税に力を入れる自治体が増えたことで地域間競争が激化しており、寄附の分散化が進んでいます。今後も全国の方々から本市に興味を持ってもらい、ふるさと納税をきっかけとした寄附者とのつながりを維持・継続していくため、寄附者のニーズを捉えた返礼品の拡充やさらなるプロモーション活動を展開していくことが重要です。

燕市公式 Twitter フォロワー数



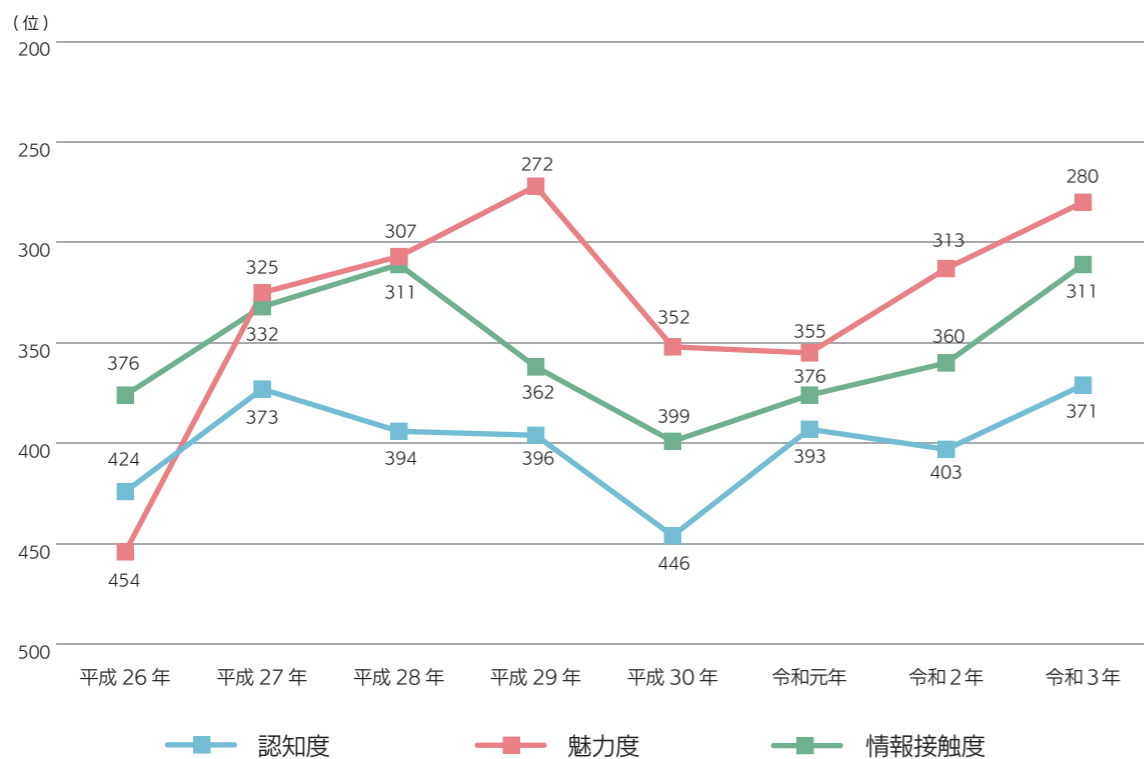
資料：広報秘書課調べ

ふるさと納税実績



資料：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」

地域ブランド調査における本市の全国順位



資料：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」



施策の方向性

- ◆ 公式ウェブサイトやSNSをはじめとする各種情報発信ツールを活用し、本市の魅力や特色ある施策等を市内外に迅速かつ効果的に発信します。
- ◆ 東京ヤクルトスワローズとの連携等により燕市のファンづくりを推進し、交流・応援（燕）人口（関係人口）の創出につなげます。
- ◆ ふるさと納税ポータルサイトやウェブ広告等の活用により、本市の魅力を実効果的にPRします。



主要施策

1. 様々なツールを活用したプロモーション活動

引き続き、公式ウェブサイトをはじめ、SNS、広報紙、パブリシティなどの様々なツールを最大限活用し、「ものづくり」「人」「自然」「食」といった本市の魅力を広く全国に向けて発信します。

また、燕市PR大使と連携したPR活動を引き続き行うとともに、全国で活躍している本市出身者や本市と関わりのある人からも本市をPRしてもらえる仕組みを構築します。

2. 東京ヤクルトスワローズとの連携

新たな燕市ファン獲得を目指し、引き続きスワローズとの連携によるイベント開催や情報発信を行います。

3. 体験プログラムの展開

田植え・稲刈りイベントをはじめ、全国のスワローズファンやつばめサポートクラブ、つばめ会メンバー、つばめいとメンバーなどが本市と直接関わりを持つことができる体験プログラムを引き続き展開します。

4. ふるさと納税の推進

本市の魅力を広く発信するため、寄附受付ポータルサイトを通じ、引き続き魅力のある返礼品を紹介・贈呈します。また、令和4（2022）年度に新たに開設した直営ポータルサイトや公式インスタグラム等をはじめ、効果的なプロモーションを展開します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|----------------------------|-----------------|----------------|
| 本市を「魅力的」と答えた人の割合 ブランド総合研究所「地域ブランド調査」 | 19.3% (R4年度) | 24.0% | 25.0% |
| | 計画期間最終年度までに25.0%を目指す。 | | |
| つばめサポートクラブ会員数 | 365人 (R3年度) | 460人 | 540人 |
| | 計画期間において、年約20人の登録を目指す。 | | |
| ふるさと納税リピート率 | 22.9% (R3年度) | 24.0% | 25.0% |
| | 計画期間最終年度までにリピート率25.0%を目指す。 | | |



戦略4 人口戦略を支える都市環境の整備

基本方針1

安全で安心して暮らせるまちづくり

施策1 災害に強いまちづくり



現況と課題

近年、風水害等の自然災害は激甚化・頻発化しており、市民の防災に対する関心は高まりつつありますが、本市では、大きな災害の経験が乏しく、災害発生の初動段階から行政による「公助」だけに頼る傾向があります。災害時は、地域が一丸となって助け合う「共助」の役割が特に重要となりますが、感染症拡大等の影響により、防災活動を自粛する地域も見受けられます。命を守り、災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域住民が「自助・共助」による初動体制を構築しておくことが大切です。そのため、総合防災訓練や出前講座・研修、防災活動費補助等を通じ、市民の防災意識の向上と知識技能の習得を推進するとともに、自助・共助による初動対応の重要性の理解促進に努め、地域防災活動の活性化を図っているところです。



防災フェアでの応急手当講習の様子

また、本市には、大地震が想定される長岡平野西縁断層帯や、柏崎・刈羽原子力発電所から概ね30km圏内の避難準備区域（UPZ）が含まれており、想定される危機事象³³の発生に備え、即応態勢を整備しておく必要があります。

こうした災害時に必要な備蓄品の整備や各種団体等との応援協定締結などをこれまでも進めてきましたが、新型コロナウイルスのような未知の感染症にも的確に対

33 危機事象：市民生活に対して危険または不安定な状況をもたらす、もしくはもたらすおそれのある事態のこと。

応できる体制を整えるとともに、避難所施設における非常用電源といった、さらなる備えも必要です。

加えて、日頃から火災の予防を心がけるとともに、万が一火災が発生した場合の対策を講じておくことも、災害に強いまちを目指すうえでは重要です。火災発生を1件でも減らすため、市民一人ひとりの防火に対する意識啓発や日常的な防火活動を推進するとともに、火災時の逃げ遅れによる死傷者を無くすため、引き続き住宅用火災警報器の普及促進や維持管理の適正化を図る必要があります。併せて、防火対象物および危険物施設における火災を未然に防止し、利用者等の安全を確保するため、消防法令違反がある事業所等に対し、重点的に違反是正を図る必要があります。

また、近年は、若年層の人口減少やサラリーマンの増加等により、消防団員の確保が困難になっており、今後もその傾向が強まることが予想されるため、女性消防団員を含めた団員確保に継続的に取り組む必要があります。

さらに、火災および救命に迅速かつ的確に対応するため、消防職員の資質向上や車両・資機材等の整備充実も必要となっています。

施策の方向性

- ◆ 市民の防災知識習得の促進と、市の災害対策本部機能充実等により、官民一体となった防災力の強化を推進します。
- ◆ 自主防災組織の結成を促進し、市民の防災意識の向上を図ります。
- ◆ 消防体制の充実強化と市民への意識啓発等を通じた火災予防に努めます。



主要施策

1. 市民の防災意識の向上

地域において防災訓練や出前講座・研修等を定期的実施するほか、小中学生への防災教育を継続的に行い、市民の防災に関する知識習得を促進するとともに、自助・共助の意識を高めます。また、地域における自主防災組織結成や防災活動を支援します。

2. 防災体制の強化

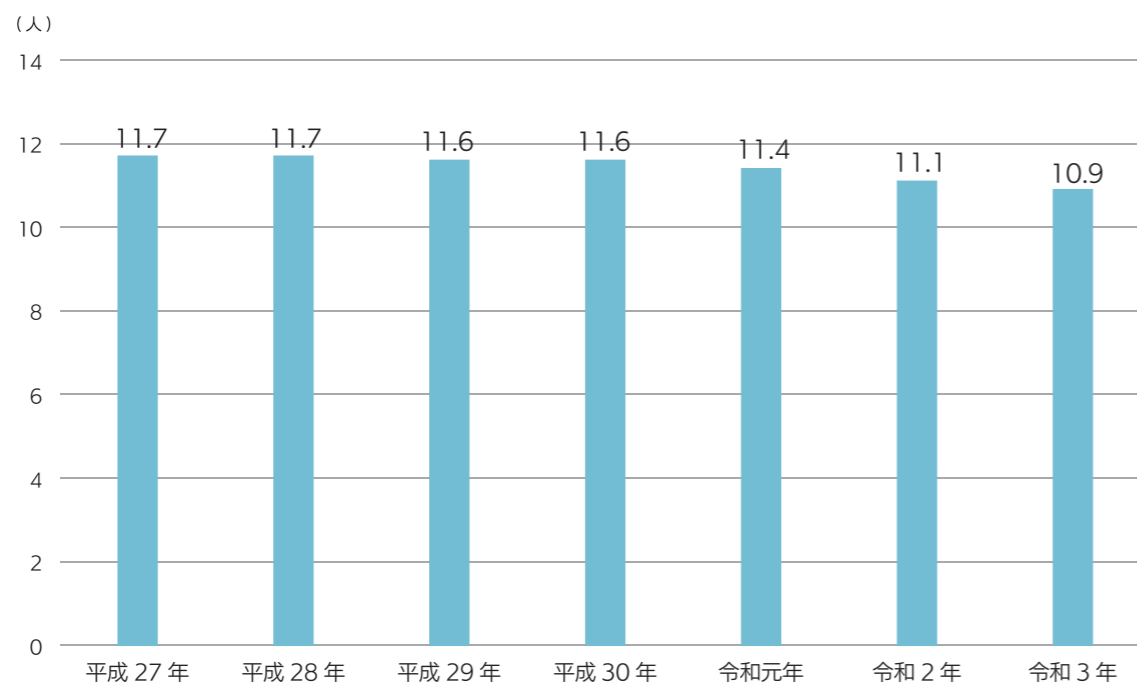
災害対策本部訓練等を通じた職員の災害対応力向上や防災情報の伝達手段の整備等により、危機管理体制のさらなる強化を図ります。

また、避難所施設における災害備蓄品や非常用電源等の整備を進めるとともに、応援協定等による各種団体との連携強化を図るほか、感染症対策のさらなる強化に努めます。

3. マイ・タイムラインの普及促進

水害に備え、平時から個人や各家庭で自分のとるべき行動を整理し、時間軸にまとめておく避難行動計画「マイ・タイムライン」の作成を促進します。

市民 1,000 人当たりの消防団員数



資料：燕・弥彦総合事務組合消防本部調べ

4. 消防組織体制の強化

消防団の活動や必要性について情報発信し、消防団のイメージアップを図るとともに、市内事業所や地域などと連携した消防団員の確保に継続して取り組みます。

また、消防職員の資質向上に引き続き取り組むとともに、消防車両・資機材等の計画的な整備充実を図ります。

5. 火災予防の推進

女性消防団員を中心とした地域住民への防火対策の啓発に継続して取り組むとともに、住宅用火災警報器の普及促進と定期的な点検・交換に関する広報活動を推進します。

また、防火対象物および危険物施設への計画的な立入査察を実施し、法令違反に対する是正指導を行います。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|-------------------|---|-----------------|----------------|
| 自主防災組織の組織率 | 76.3% (R4年4月) | 78.0% | 80.0% |
| | 全国平均を踏まえ、計画期間最終年度までに組織率80.0%を目指す(全国平均84.4%：令和3年4月1日現在)。 | | |
| 地域防災活動の参加者数 | 3,732人 (R3年度) | 4,500人 | 5,500人 |
| | 計画期間において、年250人の増加を目指す。 | | |
| 市民1,000人当たりの消防団員数 | 10.6人 (R4年4月) | 基準値を維持 | 基準値を維持 |
| | 人口・団員数が減少していく中、計画期間において、基準値の維持を目指す。 | | |

関連する個別計画等

- 燕市国民保護計画
- 燕市地域防災計画
- 燕市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 原子力災害に備えた燕市避難計画

施策2 防犯・交通安全の推進

現況と課題

《防犯》

全国的に様々な犯罪が頻発し、犯罪行為による直接的な被害に加えて、周囲の無理解や配慮に欠けた対応等による間接的な被害（二次被害）も生じています。

このような中、本市では、「燕市犯罪被害者等支援条例」を令和4（2022）年4月から施行し、犯罪被害者等³⁴を支援するための施策を推進しています。

本市における近年の犯罪認知件数（刑法犯）は減少傾向にあり、平成25（2013）年の608件から令和3（2021）年には245件まで減少しました。罪種別では窃盗犯が約6割を占める一方で、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害は後を絶たず、令和3（2021）年において6件、約1,200万円の被害が発生し、被害者の大半は高齢者という状況です。

また、高齢化の進行やデジタル化の進展に伴う取引の多様化など、消費者を取り巻く環境が変化する中、高齢者を狙った悪質商法やインターネット販売等に関するトラブルが増加し、その手口も複雑化・巧妙化しており、また、成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害も懸念されています。

このような消費者トラブルに対応するため、引き続き消費生活相談体制の充実を図るとともに、特に被害に遭いやすい高齢者や若者を中心に、情報提供や啓発活動等に取り組み、消費者被害の防止および消費者教育の推進を図る必要があります。

加えて、本市では、子どもを狙った犯罪被害や不審者情報は多くはないものの、全国では子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が発生しています。次代を担う子どもたちが事件に巻き込まれないよう、地域ぐるみで未然に防止する対策が必要です。

《交通安全》

市内における交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関与する交通事故が多発しており、その抑制は大きな課題となっています。

これまで、警察や交通安全協会等と連携し、高齢者、未就学児、小中学生といった

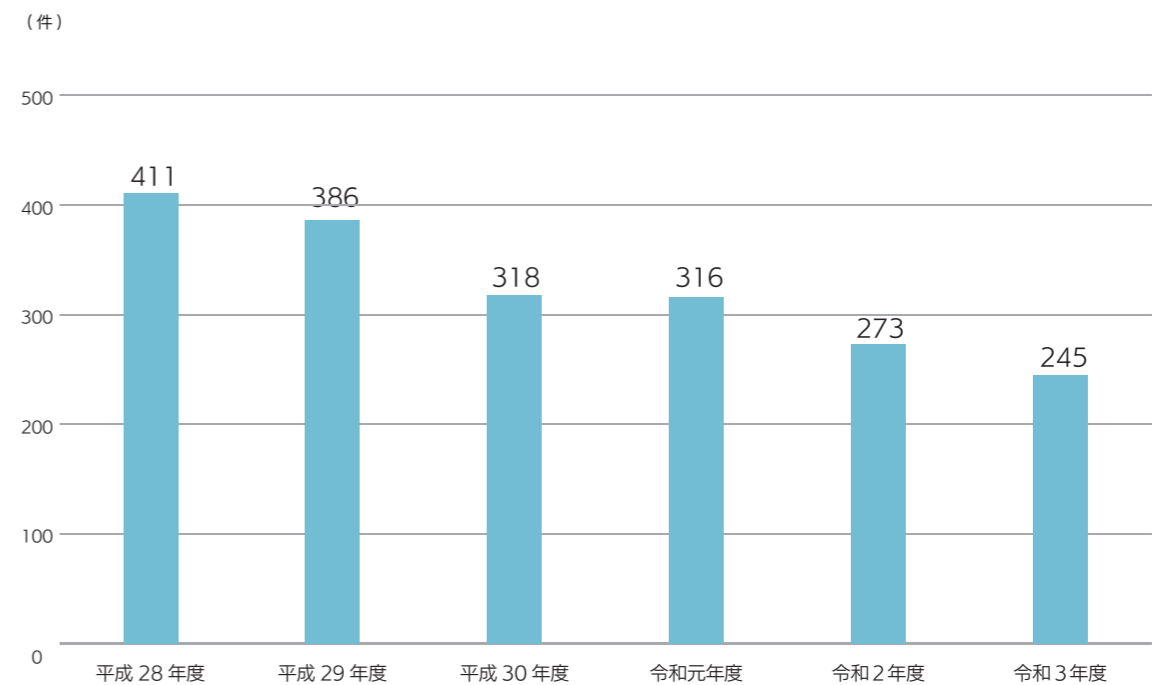


交通安全教室の様子

年齢層に応じた交通安全教室の開催や、街頭指導をはじめとする交通安全活動を実施することで、市民の交通安全意識の高揚を図ってきました。また、危険箇所において歩道やカーブミラーなどの交通安全に関する施設の整備を継続して進めてきたほか、平成26（2014）年度より高齢運転者の事故防止を目的に、高齢者に対し運転免許証の自主返納を促す取組を実施してきたところです。

今後とも、交通事故を未然に防ぐには、一人ひとりの交通ルール遵守や交通マナー向上を図る取組が重要です。

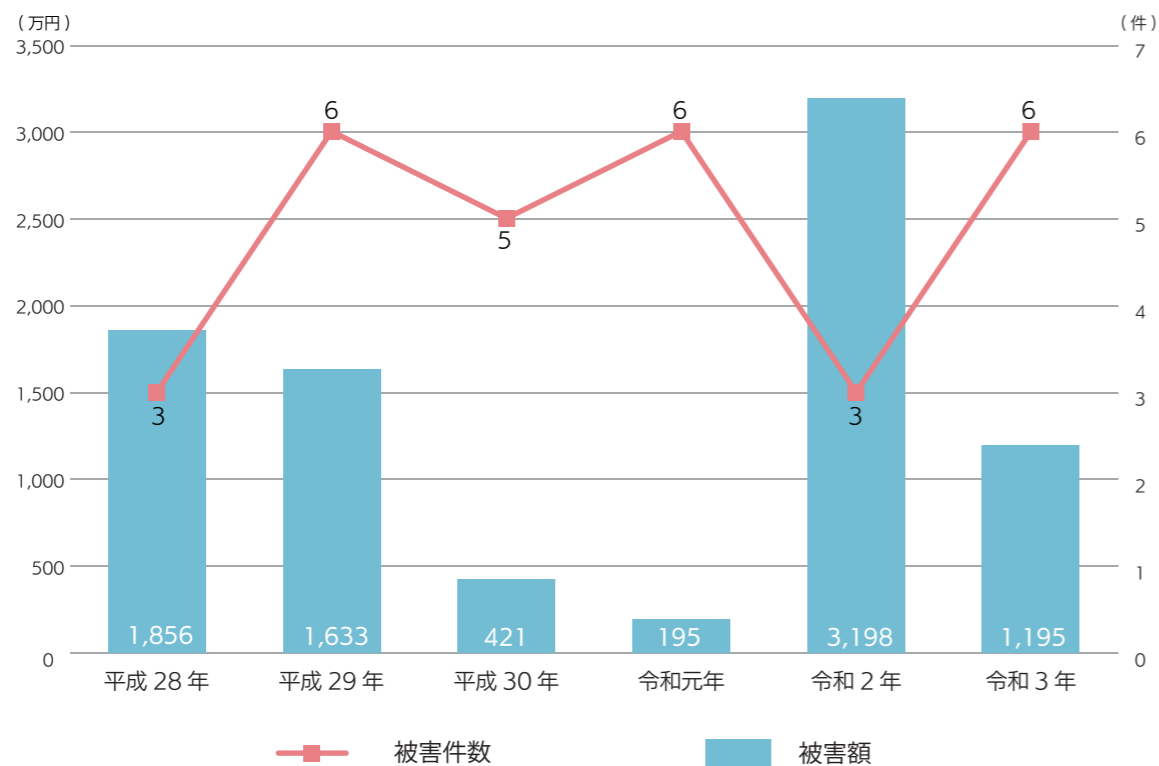
燕警察署管内 犯罪認知件数



資料：燕警察署調べ

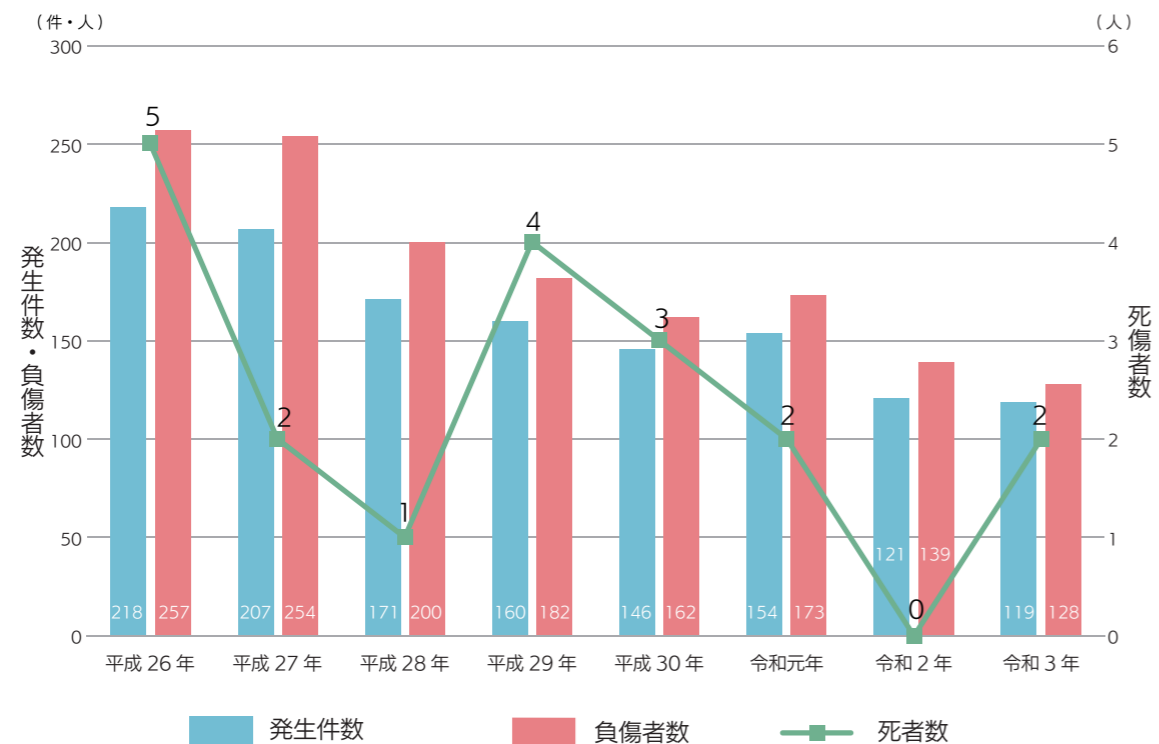
34 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。

燕警察署管内 特殊詐欺 被害件数および被害額



資料：燕警察署調べ

燕警察署管内 交通事故発生件数、負傷者数、死者数



資料：燕警察署調べ

施策の方向性

- ◆ 市民の防犯意識の向上と、自主的な防犯活動を促進するとともに、児童生徒の登下校時の安全を確保します。
- ◆ 消費者被害に対する意識向上および被害の未然防止に努めます。
- ◆ 誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等に対する適切な支援を推進します。
- ◆ 市民の交通安全意識の向上と、子どもや高齢者の関与する事故の未然防止に努めます。

主要施策

1. 市民の防犯意識の向上

引き続き、公式ウェブサイトやSNSを活用した啓発活動などにより、市民の防犯意識のさらなる向上を図ります。とりわけ、手口がより巧妙化している特殊詐欺の被害防止に重点的に取り組みます。

2. 防犯活動の推進

引き続き、警察や防犯団体等と連携し、地域での自主的な防犯活動を促進します。

3. 登下校時の防犯・交通安全対策の推進

引き続き、関係部署や学校、警察、地元自治会等と連携して児童生徒の登下校時の安全確保に取り組みます。

また、「燕市通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的に通学路の点検を行うとともに、計画的に安全対策を進めます。

4. 消費生活相談窓口の充実

年々複雑化・多様化する消費生活問題に迅速・的確に対応するため、今後も国民生活センター・県消費生活センター等関係機関との連携を図り、消費生活相談窓口の充実に取り組みます。

5. 犯罪被害者等支援の推進

万が一犯罪被害が発生した場合には、引き続き関係機関等と連携して犯罪被害者等支援を行います。

6. 交通安全対策の推進

今後も燕警察署および燕市交通安全協会等と連携し、交通安全運動を行うなど、交通安全思想の普及・啓発を進めるとともに、交通事故多発地点を周知することにより、市民の安全運転意識の高揚を図ります。

また、引き続き子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、高齢者の運転免許証自主返納を推進します。

加えて、信号機や横断歩道の設置を関係機関に要望するとともに、歩道やカーブミラーなどの施設整備を進めます。



施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|-----------------------------------|---------------|-----------------|----------------|
| 犯罪認知件数 燕警察署ほか「燕市防犯白書」 | 245件 (R3年) | 毎年減少 | 毎年減少 |
| 毎年減少を目指す。 | | | |
| 特殊詐欺被害件数 燕警察署ほか「燕市防犯白書」 | 6件 (R3年) | 毎年減少 | 毎年減少 |
| 毎年減少を目指す。 | | | |
| 交通事故発生件数 新潟県警察本部「市町村別交通事故発生状況」 | 119件 (R3年) | 毎年減少 | 毎年減少 |
| 毎年減少を目指す。 | | | |
| 交通事故死者数 新潟県警察本部「市町村別交通事故発生状況」 | 2人 (R3年) | 0人 | 0人 |
| 交通事故死者数ゼロを目指す。 | | | |
| 高齢者交通事故発生件数 燕警察署調べ | 54件 (R3年) | 毎年減少 | 毎年減少 |
| 毎年減少を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

燕市交通安全計画



施策3

良好な生活環境の保全

現況と課題

持続可能な社会の実現に向けた取組が世界的な潮流となっている中、環境面においては、ごみの発生を抑え、限りある資源を大切に、未来へとつなぐ資源循環型社会の形成が求められています。

本市では、ごみの減量化と再資源化を促進する4R³⁵活動として、平成27(2015)年度から、事業所から発生する飲料用空き缶を資源として回収し、その売却益で絵本を購入する「カンカンBOOK」事業に取り組んでいます。また、平成29(2017)年度からは、家庭で使われなくなった古着類を回収し、海外で必要としている方々に再利用していただくとともに、古着類の売却益で絵本を購入する「福服BOOK」事業にも取り組んできました。これらの取組により、令和3(2021)年度末までに1,423冊の絵本を保育園などに配付することができました。また、障がい福祉施設と連携し、ペットボトルの異物除去作業や小型家電に含まれる有用金属の再資源化なども進めてきました。



空き缶を資源として回収する「カンカンBOOK」事業

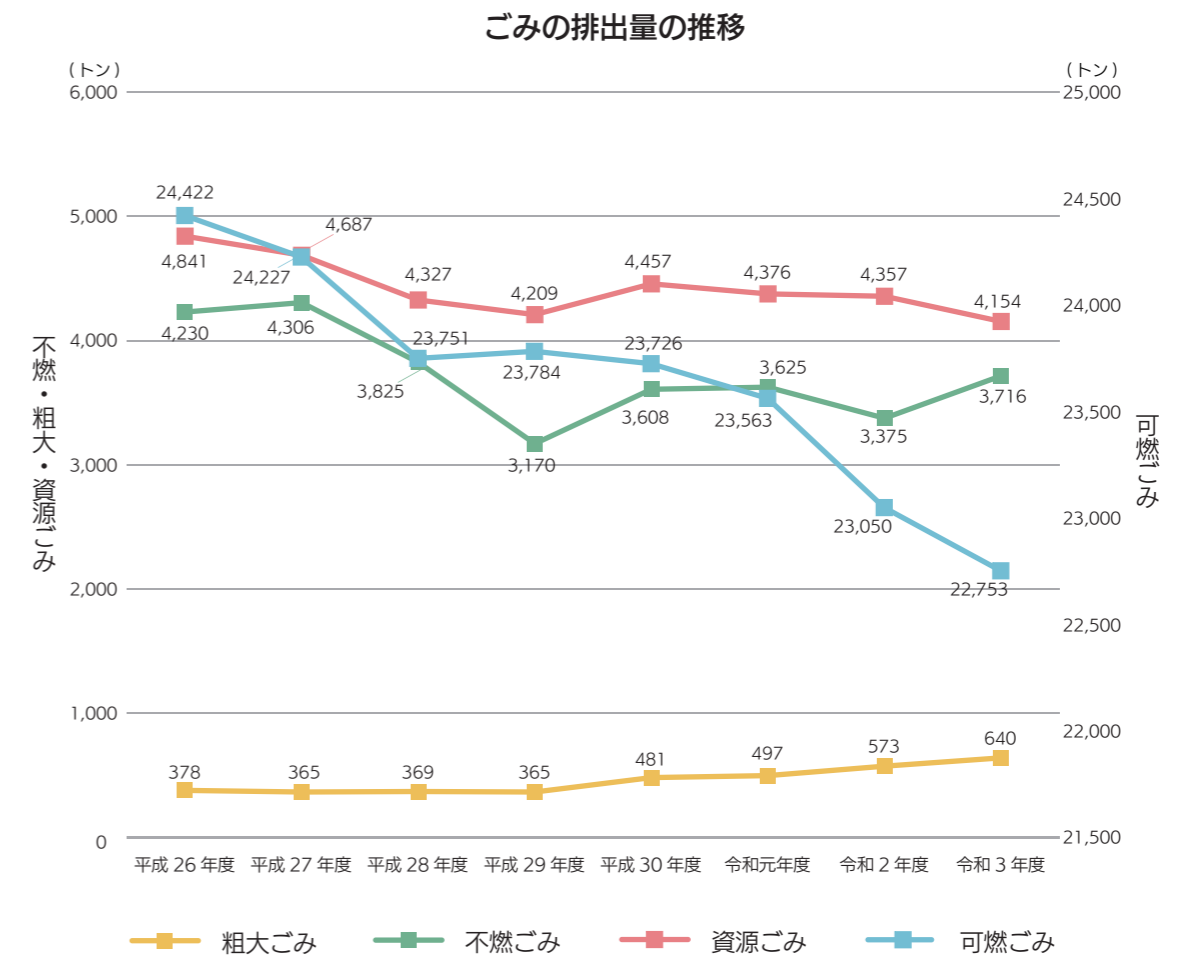
これらの取組の結果、本市のごみの総排出量は概ね微減傾向で推移してきていますが、未だに県内市町村別では下位(30市町村中24位)に位置しており、持続可能な環境を保全していくためには、排出抑制や資源の分別排出をより一層進めていく必要があります。

また、本市においても一般家庭や飲食店等での食べ残しなどによる「食品ロス³⁶」が大量に発生しており、水分の多い食品は重量が重く、運搬時や焼却時に多くの燃料を消費するなど環境負荷につながっています。そのため本市では、食料資源の有効活用や省エネルギー化を図るため、令和4(2022)年に「燕市食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減に向けた取組を開始しました。

併せて、市民の自主的かつ協同的な環境美化活動として「クリーンデー燕」を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、環境教育の推進と合わせて、環境保全に向けた市民意識啓発を図っていく必要があります。

さらに、安全・安心に暮らし続けるための公害対策については、揮発性有機化合物の排出を抑制する市内中小企業者の取組に対し、補助金等の支援を行うほか、県と協力して事業所の立入検査、指導を引き続き行っていく必要があります。

加えて、光化学スモッグや微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染についても発生が懸念されており、発生時の情報収集と、迅速な情報提供を行う必要があります。



資料：燕・弥彦総合事務組合調べ

35 4R：リフューズ (Refuse：レジ袋等を断る)・リデュース (Reduce：発生抑制)・リユース (Reuse：再使用)・リサイクル (Recycle：再生利用) の4つの頭文字をとった廃棄物減量のキャッチフレーズ。
 36 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと(食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚の骨等、食べられない部分が含まれる)。

施策の方向性

- ◆ 資源循環型社会の構築に向け、4R活動やごみの適正処理・再資源化を推進します。
- ◆ 市民一人ひとりが環境保全への意識を高め、学び、体験できる機会を創出します。
- ◆ 公害の発生抑止に努め、良好な生活環境を保全します。

主要施策

1. 4R活動とごみの適正処理の推進

各家庭や市内事業所に対し、ごみの排出抑制、減量化に向けた啓発活動を広報紙やイベント、出前講座などを通じて継続的に展開します。

また、家庭で不用となった物を再利用するフリーマーケットを新たに開催するなど、4R活動への理解促進を図ります。

2. ごみの再資源化の推進

引き続き、障がい福祉施設と連携した小型家電に含まれる有用金属の再資源化や事業所の協力による「カンカンBOOK事業」などに取り組みます。

3. 環境教育・普及啓発の推進

子どもたちが環境問題に関心を持ち理解が進むよう、引き続き「Let's Try Eco」啓発ポスターコンクールなどの活動を推進します。

また、今後も参加者への環境保全意識を醸成する契機となる「クリーンデー燕」など、環境美化活動への参加促進に取り組むほか、食品ロス削減に向け、市民や市内事業所に対する啓発や取組に対する支援を行います。

4. 公害対策の推進

県や関係団体等と連携し、事業所に対する定期的な立入検査や啓発活動を引き続き推進するとともに、有害大気汚染物質（トリクロロエチレン）については、環境負荷低減のための設備投資に対する補助金の活用等を促すことで排出抑制につなげます。

また、光化学スモッグやPM2.5等の大気汚染については、県からの情報を防災行政無線、防災メール、SNSにより速やかに市民へ情報提供し、注意喚起を行います。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------|----------------|
| ごみの総排出量 | 31,323t (R3年度) | 30,400t | 29,700t |
| | 計画期間において、年約0.05%削減を目指す。 | | |
| 「カンカンBOOK」事業におけるアルミ缶・スチール缶の回収量 | 2,270kg (R3年度) | 2,300kg | 2,400kg |
| | 計画期間において、年約15kg回収増加を目指す。 | | |
| 使用済小型家電の回収量 | 12,532kg (R3年度) | 13,700kg | 15,000kg |
| | 計画期間最終年度までに20%増加を目指す。 | | |

関連する個別計画等

- 燕市環境基本計画
- 燕市食品ロス削減推進計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（燕・弥彦総合事務組合）



施策4

脱炭素社会づくり



現況と課題

近年、世界各地で多発している猛暑や豪雨などの異常気象は、地球温暖化が原因と考えられており、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC³⁷ 「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を 1.5℃の水準に抑えるため、二酸化炭素排出量を令和 32 (2050) 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で令和 32 (2050) 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広まっています。

我が国では、令和 2 (2020) 年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする」目標を宣言し、その中間目標として、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46%の二酸化炭素排出量の削減を目指しています。このような中、本市では令和 4 (2022) 年 6 月に「燕市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしました。

これまで本市では、公有地でのメガソーラー発電所稼働等による再生可能エネルギーの活用のほか、ESCO 事業³⁸を活用した防犯灯の LED 化や燕市中央公民館の空調等の改修、公共施設の照明 LED 化等により二酸化炭素排出量削減を進めてきました。しかしながら、令和元 (2019) 年度の削減率は平成 25 (2013) 年度比で 20%となっており、国の中間目標を達成するためには、本計画期間中にさらに 26% (286 千 t-Co₂³⁹) 削減する必要があります。

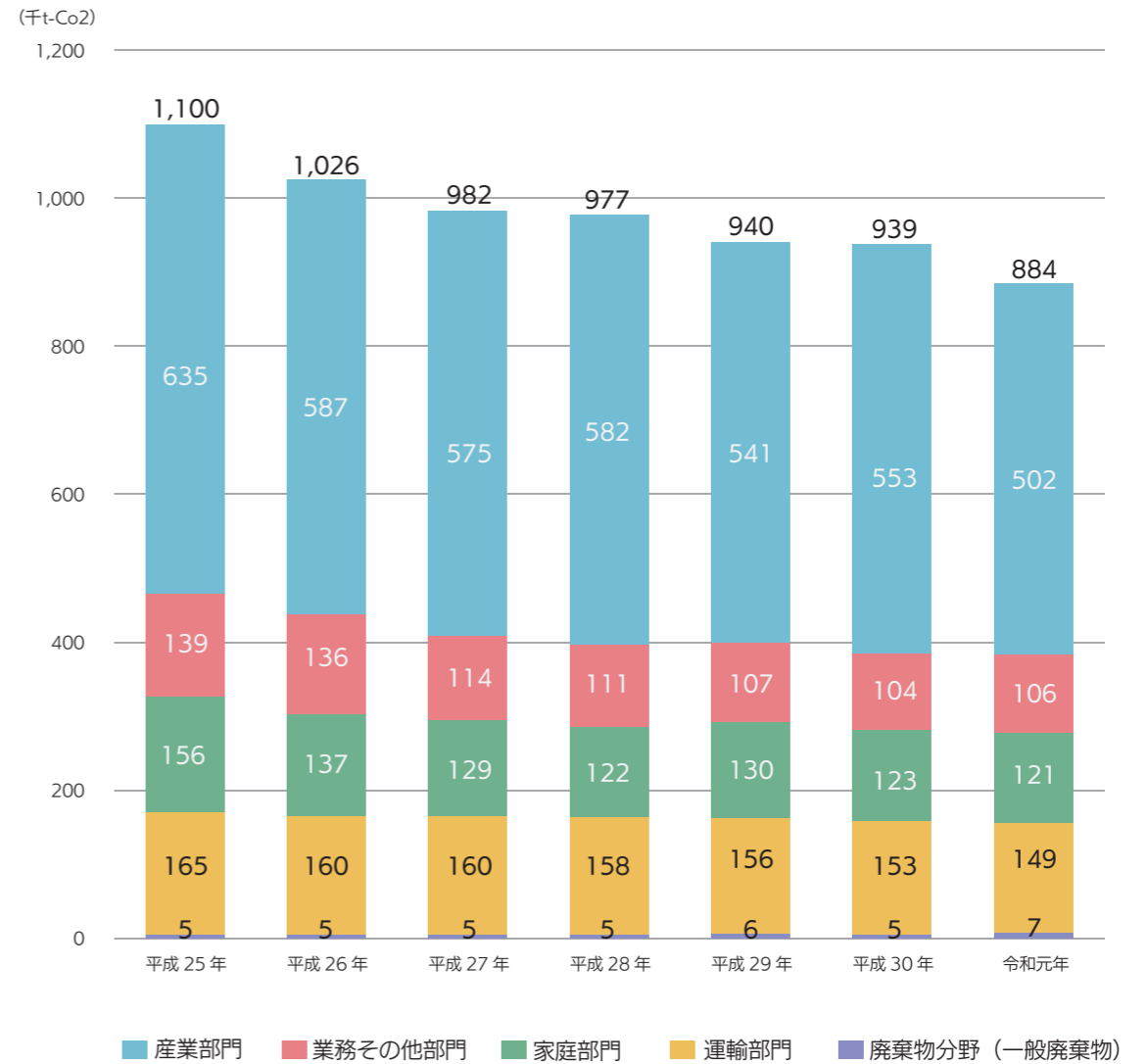


市内に設置された太陽光パネル

排出量削減には、二酸化炭素排出の主な原因である化石燃料の利用を減らす必要

があり、行政の取組だけでなく、市民や事業者の理解と主体的な取組が不可欠となっています。今後は、公共施設における再生可能エネルギーのさらなる活用に加え、市民や事業者の環境に対する意識を高め、官民一丸となって省エネルギー化に向けた取組や再生可能エネルギーの普及を一層推進していくことが重要です。

部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

37 IPCC:気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)のこと。世界気象機関(WMO)および国連環境計画(UNEP)により設立された政府間組織。
 38 ESCO事業:自治体が行う省エネルギー改修にかかるすべての経費を民間事業者等が一旦負担し、その分を省エネルギー改修で得られた光熱水費の削減分で補う事業。
 39 t-Co₂:二酸化炭素1トンを意味する単位。「トン Co₂」と呼ぶ。

施策の方向性

- ◆ 市民一人ひとりの地球温暖化対策への意識を高め、学び、体験する機会を創出します。
- ◆ 公共部門、民生部門、産業部門における再生可能エネルギーのさらなる利用促進に取り組みます。
- ◆ 庁舎・学校等の公共施設や住宅において、省エネ性能の向上を進めます。
- ◆ 自動車移動の脱炭素化に向け、電気自動車等の普及に努めます。

主要施策

1. 一人ひとりが取り組める省エネ活動の推進

市民一人ひとりが取り組める省エネ活動等を推進するため、引き続き広報紙やイベント、出前講座などを通じて環境に対する意識を高めます。

2. 再生可能エネルギー活用の推進

再生可能エネルギーの活用を推進するため、市内2か所目のメガソーラー発電施設を設置します。また、令和4(2022)年度実施の小風力発電実現可能性調査の結果に基づき、公共施設への小風力発電設備導入の検討を進めます。

3. 公共施設や住宅の省エネ性向上の推進

庁舎や学校等の公共施設の改修時に断熱性能を向上させるなど、省エネ化に取り組むとともに、住宅の省エネ性能の向上も推進します。

4. 「ゼロカーボン・ドライブ」の普及促進

新たに公用車の電気自動車等導入を進めるほか、市内企業への電気自動車等の普及に努めます。併せて、再生可能エネルギーを活用した充電施設整備を促進するための支援制度を検討します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|------------------------------------|--|-----------------|----------------|
| 燕市の二酸化炭素排出量 環境省「自治体排出量カルテ」 | 1,100千t-Co2 (H25年度) | 700千t-Co2 | 594千t-Co2 |
| | 国に基づき、令和12(2030)年度の排出量を平成25(2013)年比で46%削減を目指す。 | | |
| 燕市の産業部門の二酸化炭素排出量 環境省「自治体排出量カルテ」 | 635千t-Co2 (H25年度) | 433千t-Co2 | 394千t-Co2 |
| | 国に基づき、令和12(2030)年度の排出量を平成25(2013)年比で38%削減を目指す。 | | |
| 省エネに取り組んでいる人の割合 市民意識調査 | 59.0% (R4年度) | 67.0% | 75.0% |
| | 計画期間において、年2ポイント向上させ、計画期間最終年度までに75.0%を目指す。 | | |

関連する個別計画等

燕市環境基本計画
燕市地球温暖化対策実行計画



持続可能な都市基盤の構築

施策 1 空き家対策とまちなかの賑わいづくり

現況と課題

人口減少の進行により、空き家や空き地の増加等による市街地中心部の空洞化や商店街の衰退が進み、まちなかの活力低下がみられることから、平成 25（2013）年に「燕市空き家の適正管理およびまちなか居住に関する条例」を制定するとともに、平成 28（2016）年に「燕市空家等対策計画」を策定し、空き家の活用支援や解体支援、空き家総合相談会の開催など、総合的な空き家対策を推進してきました。また、平成 30（2018）年には「燕市立地適正化計画」を策定し、都市機能や居住の誘導を見据えて、賑わいを創出する様々な空き家対策を実施しながら、移住者や定住者の住宅の取得や改修に対して支援するなど、まちなかの活性化に取り組んできたところです。

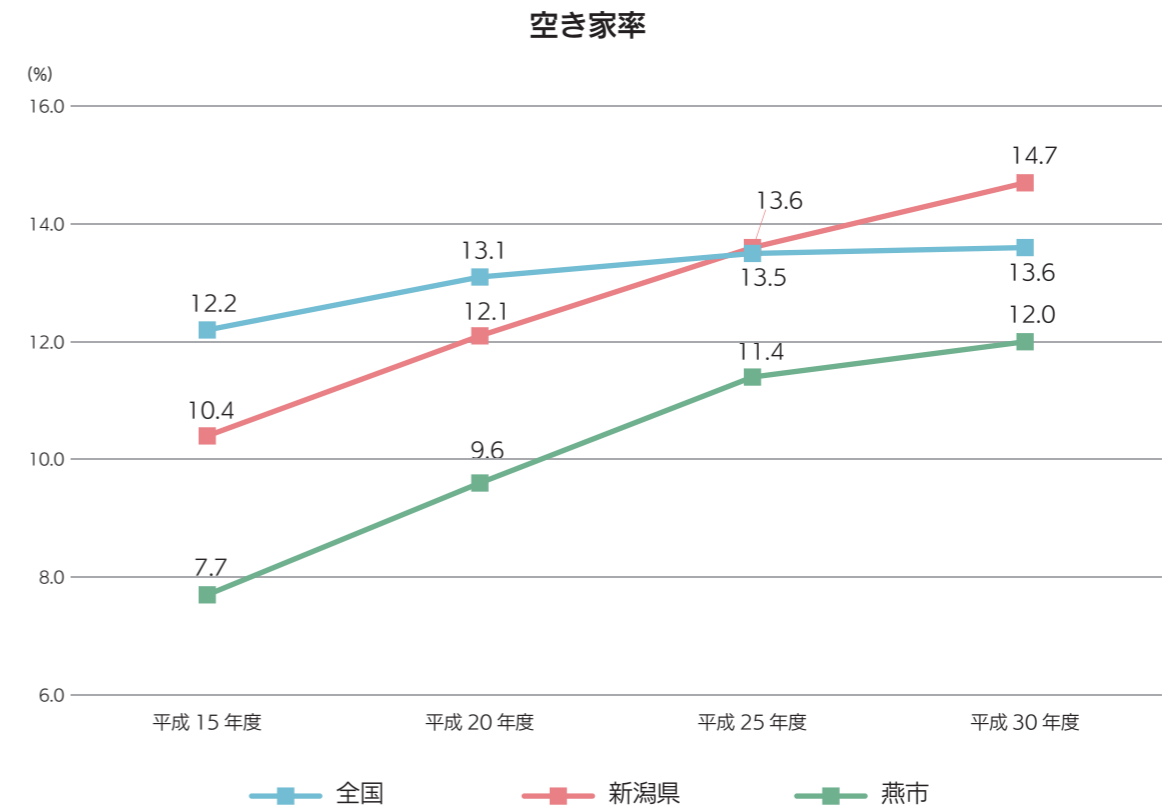
こうした取組により、管理不全のため著しく危険な状態となった特定空き家等⁴⁰の解体が進み、まちなかの住環境の改善が見られています。また、燕市空き家・空き地活用バンクなどを通じて、空き家・空き店舗等の既存ストック⁴¹の活用が進み、商店街を中心としたまちなかにおいては、移住者を加えた新たなコミュニティ形成や、まちなかの活性化を目指す自発的な動きも見られます。



著しく危険な状態となった特定空き家

このような地域や民間事業者等の連携による賑わいを、周辺地域へ波及させるよう、引き続き複数の空き家や空き地を活用した面的な整備を進めるとともに、^{きょうあい}狭隘道路の拡幅を含む、住宅取得や既存ストック改修に対する支援を行うことで、良好な住環境の整備が進み、まちなかの魅力向上につながっていくことが期待されます。

併せて、まちなかの持続的な賑わいと暮らしやすさの向上を図るため、まちなかへの都市機能や居住の誘導を柔軟かつ効果的に展開することも重要です。



40 特定空き家等：放置することが不適切な以下のような状態にある建物等のこと。

- ・ 放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・ 雑草もしくは雑木が繁茂し、または枯草もしくは枯木が密集し、かつ、それらが放置されている状態
- ・ 不特定者の侵入による火災および犯罪を誘発するおそれのある状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態

41 既存ストック：市街地において過去に整備され、現在も存在している建築物等のこと。

施策の方向性

- ◆ 都市機能誘導区域内⁴²の賑わいづくりに官民一体で取り組むことで、まちなかの魅力向上に努めます。
- ◆ 空き家や空き地の有効活用により住環境を向上させることで、住みたいと感じるまちづくりに努めます。
- ◆ 長期にわたり暮らしやすいまちを目指し、まちなかへの都市機能集積と、居住誘導を推進します。

主要施策

1. まちなかにおける賑わいと活気の創出

「中心市街地再生モデル事業」をはじめ、空き店舗、空き地を活用した取組や、マルシェやワークショップなど賑わいを創出する活動を官民一体で推進します。

2. 住居に適した区画再編の推進、定住の促進

狭隘道路など空き家活用の妨げとなる課題の解消を支援し、複数の空き家や空き地の一体利用を促進することにより、市街地の区画再編を推進し、居住環境の向上を図ります。

3. 空き家活用の促進

引き続き、空き家等の情報を「空き家・空き地活用バンク」へ掲載するとともに、空き家改修や家財道具処分に対し支援するなど、一層空き家の活用を促進します。

42 都市機能誘導区域：燕市立地適正化計画に定める、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部などに誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域。

4. 適切な土地利用の推進

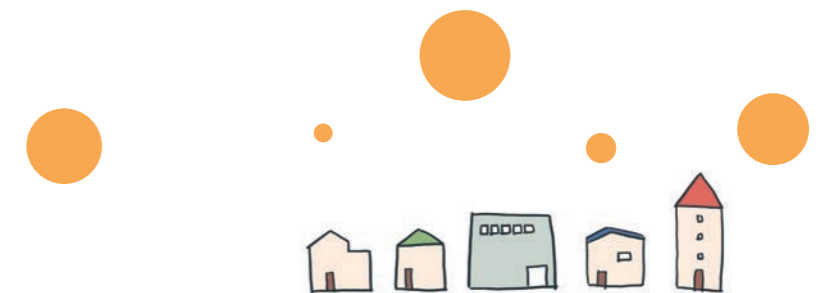
「燕市移住家族支援事業」等の施策を総合的かつ継続的に展開することで、人口減少に対応した都市機能の集積とまちなかへの居住の誘導を推進します。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|-----------------------------------|---------------------|-----------------|----------------|
| まちなか対策に対して満足と答えた人の割合 市民意識調査 | 12.7% (R4年度) | 14.9% | 17.0% |
| 計画期間最終年度までに17.0%を目指す。 | | | |
| 居住誘導区域 ⁴³ 内戸建住宅 新築数 | 148棟 (R1～3年度の平均) | 148棟 | 148棟 |
| 毎年度、基準値と同数の新築を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

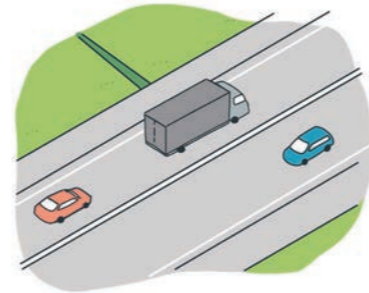
- 燕市都市計画マスタープラン
- 燕市立地適正化計画
- 燕市空家等対策計画



43 居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

施策2

道路・公園の整備



現況と課題

本市は、北陸自動車道の三条燕インターチェンジを高速交通体系の玄関口に、国道116号、国道289号および県道などの主要な幹線道路が道路網の骨格を形成しています。これら幹線道路は渋滞の解消が長年の課題となっており、既に事業着手されている国道116号吉田バイパス、国道289号燕北道路の早期整備を引き続き国・県に働きかけていく必要があります。

また、都市計画マスタープランにおける将来の土地利用計画等を踏まえ、今後必要となる新たな道路整備を継続して検討していくとともに、年間を通して利用しやすい道路環境となるよう、計画的な維持管理を行っていくことが重要です。

身近な生活道路においては、通学路など歩行者の多い路線で歩道が整備されていない箇所があることから、歩行者が安全・安心に通行できる歩道の整備を順次進める必要があります。また、古くからの住宅団地では、道路側溝の蓋のがたつきや破損に加え、勾配の不具合から排水が流れず悪臭が発生するなど、環境面においても問題がある箇所があることから、引き続き道路側溝の整備も必要となります。

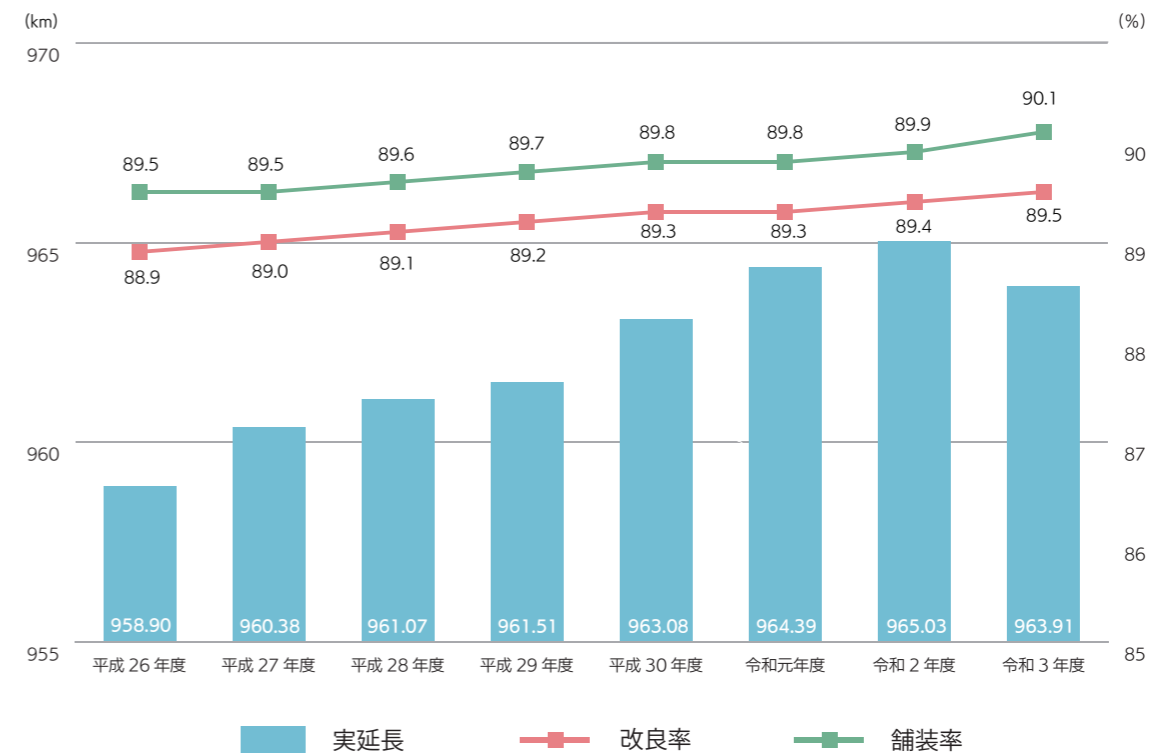
一方、市内の橋梁は、高度経済成長期に整備されたものが多く、一斉に老朽化が進んでいます。修繕や改修が同時期に重ならないよう、定期的な点検と橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕により、安全性を確保していくことが求められています。

さらに、各地の都市公園、児童遊園等においては、設置から長期間が経過することによるトイレや遊具等の公園施設の老朽化が進み、安全性の確保が課題となっています。そのため、都市計画と整合性を図りながら、公園施設の計画的な更新を進めるとともに、快適な公園環境を維持するため、民間活力の導入や利用ニーズに沿った適正な公園の管理手法を検討していく必要があります。



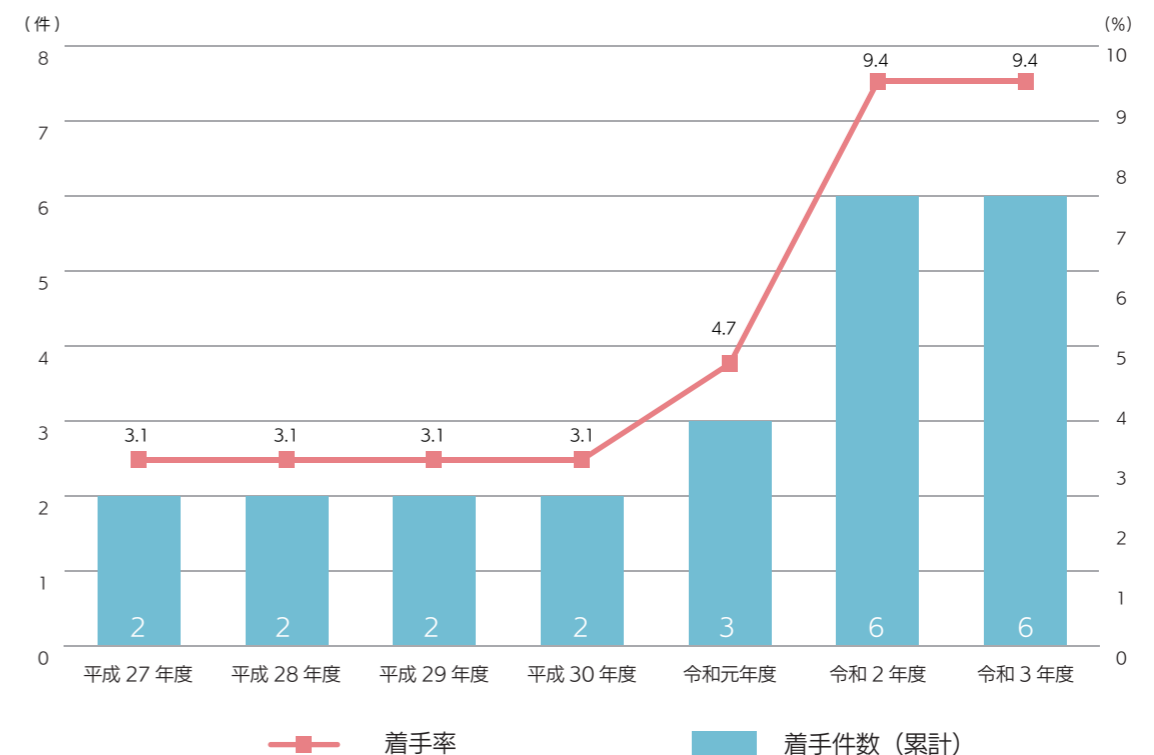
吉田ふれあい公園

市道の実延長および市道改良率、舗装率



資料：土木課「燕市道路台帳」(令和3年度)

橋梁修繕着手件数および着手率



資料：国土交通省「道路メンテナンス年報」(令和3年度)

施策の方向性

- ◆ 生活道路の改良により、通学児童はじめ歩行者の安全性や快適性を確保します。
- ◆ 消雪施設の整備や除雪体制の充実を図り、冬期間の円滑な通行を確保します。
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁の修繕を行います。
- ◆ 都市公園施設長寿命化計画に基づく都市公園等の計画的な維持管理・更新を行い、都市公園機能の安全性および機能の向上を図ります。
- ◆ 民間活力の導入等による都市公園の施設整備や利用環境の向上に努めます。

主要施策

1. 道路環境の整備

老朽化に伴う道路側溝の蓋の破損や勾配の不具合、道路幅員が狭く側溝に蓋がないなどの生活道路において、側溝改修や道路改良工事を行います。

また、歩行者等の安全を守るため、歩道の整備や燕市通学路交通安全プログラムによる要対策箇所への対応を行います。

2. 冬期間の交通の確保

冬期間の円滑な交通を確保するため、消雪施設の整備や除雪体制の充実を図ります。

3. 橋梁の長寿命化

定期的な橋梁点検の結果を反映させた、橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁修繕を行います。

4. 幹線道路の整備促進

国や県に対し、国道116号吉田バイパス、国道289号燕北道路の早期の整備完了および主要地方道燕分水線などの広域幹線道路の整備・改良を要望していきます。

また、事業着手した国道116号吉田バイパスと国道289号燕北道路に加え、都市の将来像を見据え必要な道路整備を検討します。

5. 公園施設の計画的な更新

令和5（2023）年度に策定する都市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新等に取り組みます。また、子どもの楽しめる遊具や高齢者に優しい洋式トイレなど、市民ニーズに対応した施設整備を検討します。

6. 公園の整備等における民間活力の導入

民間活力の導入により公園内の施設整備や利用環境の向上が見込まれる須頃郷第一号公園などにおいて、P-PFI⁴⁴等の活用を推進します。



44 P-PFI：公募設置管理制度（Park-PFI）のことで、都市公園に飲食店、売店等の利便性を向上させる施設を整備し、その収益を活用して園路や広場等、公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|--------------------------------|--|-----------------|----------------|
| 市道改良率 土木課「燕市道路台帳」 | 89.5% (R3年度) | 89.9% | 90.2% |
| | 計画期間において、年約0.1ポイントの進捗を目指す。 | | |
| 橋梁長寿命化着手率 国土交通省「道路メンテナンス年報」 | 9.4% (R3年度) | 21.1% | 30.5% |
| | 計画期間において、年約3ポイントの進捗を目指す。 | | |
| 都市公園の長寿命化対象施設の対策実施率 | — (R3年) | 30.0% | 70.0% |
| | R5年度に計画期間をR6年度からの10年間とした都市公園施設長寿命化計画を策定、R6年度以降、年10ポイントの進捗を目指す。 | | |

関連する個別計画等

橋梁長寿命化修繕計画



施策3 公共交通の利便性向上

現況と課題

モータリゼーション⁴⁵の進展により、主に働く世代における公共交通の需要は低下していますが、鉄道やバスなどの公共交通は、通学者や高齢者等の車を持たない人にとって大切な移動手段です。

本市には、JR上越新幹線の燕三条駅があるほか、JR越後線、JR弥彦線が市内各地を結んでいます。越後線と弥彦線の市内各駅の定期利用者は、沿線の高校生等が少なくなっていることから、減少傾向にあります。また、燕三条駅では、コロナ禍の影響を受け、観光や出張等が減少したことに伴い、令和元（2019）年と令和2（2020）年を比較すると、定期外利用者が約7割減少しました。

このような状況を踏まえ、さらなる利用者離れの要因とならないよう、鉄道の運行本数の維持等について、継続的にJR東日本に要望していくことが必要です。

また、国の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の提言では、一日の平均乗客数が1,000人を下回る区間を対象に、特定線区再構築協議会（仮称）を設置して、存続策やバスへの転換などを議論することとされています。

本市では、JR越後線の吉田駅から柏崎駅の区間とJR弥彦線の吉田駅から弥彦駅の区間が、その対象区間に該当することから、利用者のニーズを踏まえた適切な議論を行っていく必要があります。

一方、市内においては、燕地区と三条市および新潟市南区、分水地区と長岡市および三条市を結ぶ民間路線バスが運行されているほか、市内3地区を結ぶ循環バス「スワロー号」や弥彦村と共同で運営する広域循環バス「やひこ号」を運行しています。これらのバスにおいては、定常的に利用されている時間帯がありますが、バス交通全体の利用者数は、人口減少や感染症拡大の影響により、減少傾向にあります。

また、弥彦村と共同で運行しているデマンド交通「おでかけきららん号」は、出発地から目的地までドアツードアで送迎する



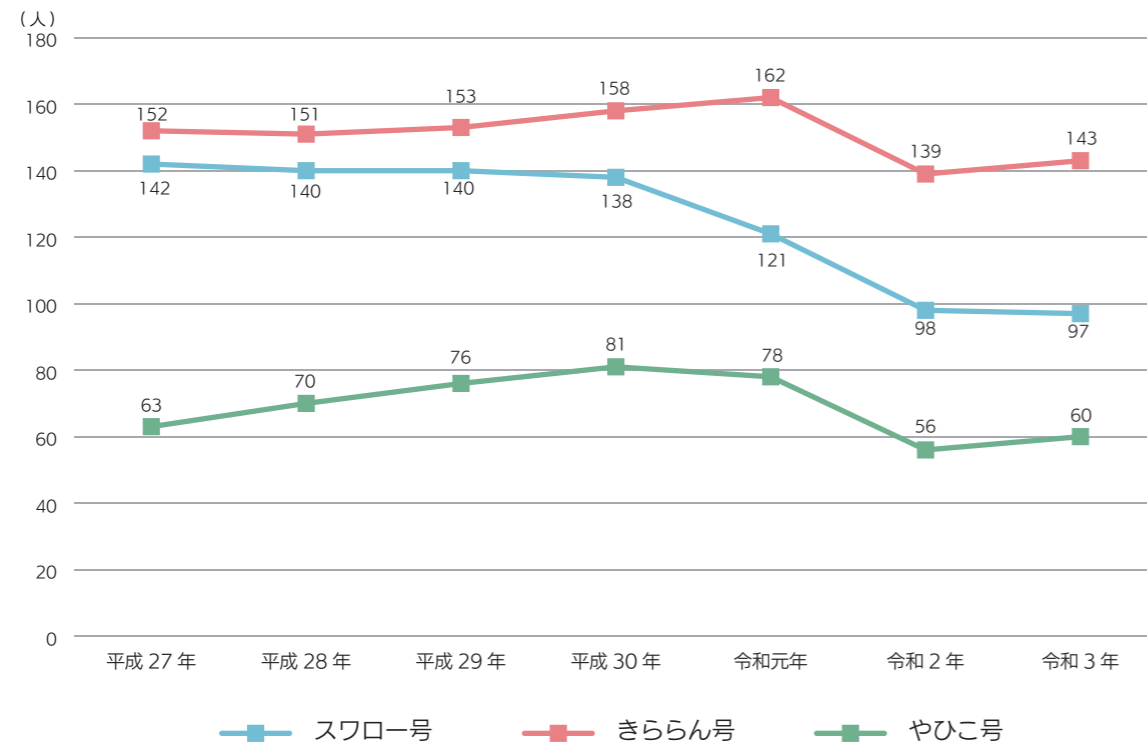
デマンド交通「おでかけきららん号」

45 モータリゼーション：自家用車が一般市民・家庭に普及すること。

ため利便性が高く需要が多い一方、高齢の利用者等による、予約時や乗降時に支援が必要な状況が見受けられます。

今後は、こうした課題への対応に加え、県央基幹病院開院を契機とした須頃郷地区の開発等に伴う人の流れの変化や、市民からの新たなニーズを踏まえた交通網の再編等により、さらなる利便性向上を図り、利用者を確保していく必要があります。

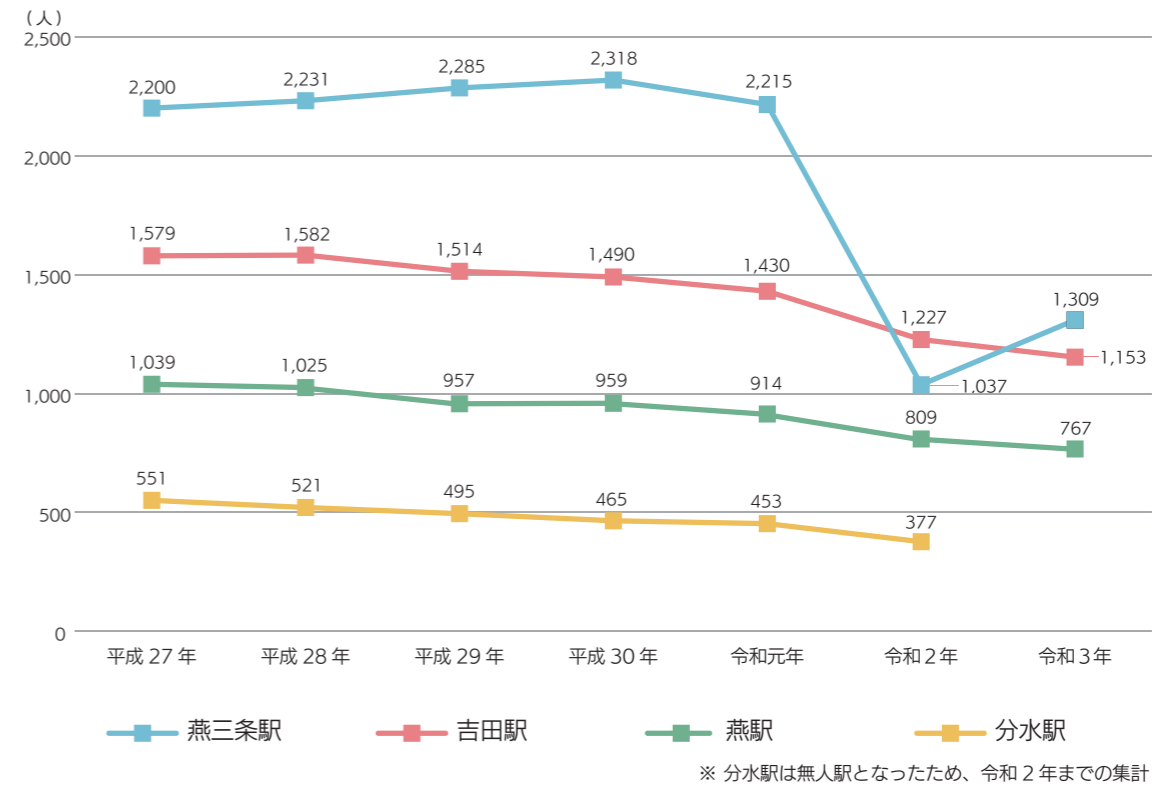
市営バス、デマンド交通の
1日当たりの利用者数



資料：都市計画課調べ



市内主要駅の1日当たりの乗車人員



※ 分水駅は無人駅となったため、令和2年までの集計

資料：JR東日本「各駅の乗車人員」(令和3年度)

施策の方向性

- ◆ 引き続き、燕・弥彦地域公共交通会議の開催等により、総合的な公共交通体系の運営を推進します。
- ◆ 多様化する市民ニーズに対応するため、まちづくりと一体となった公共交通運行路線の再編に取り組みます。
- ◆ 予約システムの見直しや乗降支援等により、公共交通のさらなる利便性向上に取り組みます。

主要施策

1. 公共交通の最適化

県央基幹病院を中心とした須頃郷地区の開発を受け変化する人の流れに対応するため、コミュニティバスの運行ルートやダイヤの見直しを行うほか、JR 東日本へ運行本数の維持を要望していくとともに、交通拠点である JR 吉田駅前広場の利便性向上を図ります。

2. デマンド交通の利便性向上

多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる体制整備へ向け、デマンド交通における適正台数の検討や予約のオンライン化などシステムの見直しを進めます。

3. 高齢者の乗降等支援

福祉政策と連携した高齢者の乗降支援等により、誰もが利用しやすい公共交通の整備を推進します。

4. 新たなモビリティサービス⁴⁶ 導入の検討

新たなモビリティサービスである MaaS⁴⁷ や、IoT・AI 技術を活用した自動運転バスといった最新の動向に注視し、将来における活用可能性についての研究を進めます。

46 モビリティサービス：鉄道やバス、タクシーなどの公共交通や自家用車、レンタカーなど移動に関する各種サービス全般のことをいい、近年ではカーシェアリングや AI を活用したオンデマンド交通などといったものも含む。
47 MaaS：マース（Mobility as a Service）。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|--------------------------------|----------------------|------------------|-----------------|
| 市営バス、デマンド交通の 1 日当たりの利用者数 | 300 人 / 日 (R3 年度) | 300 人 / 日を維持 | 300 人 / 日を維持 |
| 人口が減少していく中、計画期間において、基準値維持を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

燕・弥彦地域公共交通網形成計画



施策4

水道水の安定供給と汚水処理の効率化

現況と課題

本市の水道は市内3地区それぞれにある浄水場から供給していますが、いずれの浄水場も老朽化による更新時期を迎えていることから、全国でも先進的な取り組みとして、同様の課題を持つ弥彦村との共同による「統合浄水場」の整備を進めています。安全で安心な水道水を継続して供給していくため、令和7(2025)年度の供用開始に向けた統合浄水場の整備を着実に推進するとともに、老朽化した配水管路や重要給水施設管路の整備・更新を進めていくことが必要です。



統合浄水場完成イメージ

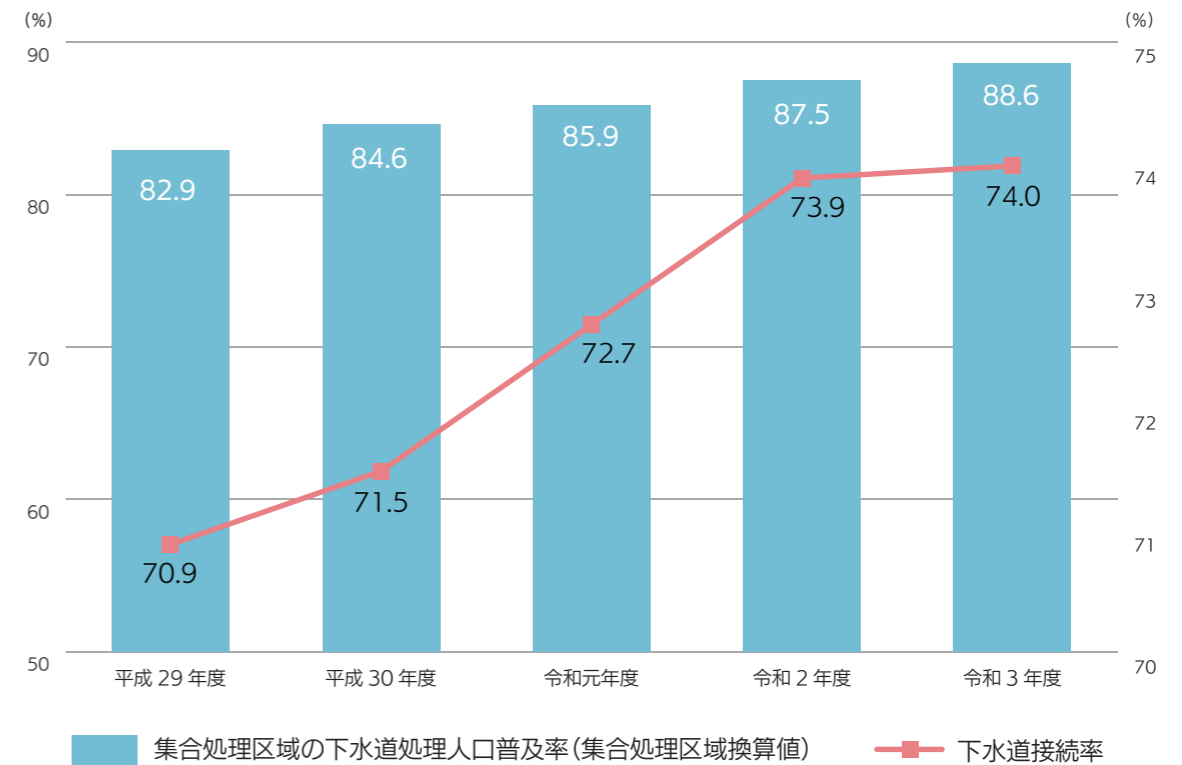
一方、下水道などの汚水処理については、平成31(2019)年3月に策定した燕市汚水処理施設整備構想に基づき、下水道を整備する集合処理区域と合併処理浄化槽で整備する個別処理区域とを明確に区分し、効率的な汚水処理施設の整備を進めているところです。

集合処理区域では、令和10(2028)年度までに区域内の下水道処理人口普及率⁴⁸が100%となるよう整備を進めています。また、老朽化が進む下水終末処理場など下水道施設は、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、計画的かつ効率的な更新を行い、長寿命化を図る必要があります。

個別処理区域では、汲み取り方式や単独処理浄化槽で処理されない生活雑排水の削減を目指し、引き続き合併処理浄化槽への転換を促進していくことが必要です。

また、現在、し尿等の処理を行っている燕市衛生センターの老朽化が進んでいることから、下水終末処理場の余裕処理能力で、し尿等を受け入れるなど、既存施設を有効利用した効率的施設整備の検討が必要です。

集合処理区域の下水道処理人口普及率(集合処理区域換算値)および下水道接続率の推移



資料：下水道課調べ

施策の方向性

- ◆ 統合浄水場および老朽化した配水管路や重要給水施設管路の整備・更新を着実に進めます。
- ◆ 集合処理区域における下水道の面的整備を進めるとともに、下水終末処理場など下水道施設の計画的な長寿命化を図ります。
- ◆ 個別処理区域における合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◆ 下水終末処理場でのし尿受入整備を進めます。

48 下水道処理人口普及率：自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合。

主要施策

1. 統合浄水場・配水管網の整備および既存浄水場の跡地利用検討

令和7（2025）年度の供用開始に向け、統合浄水場の整備を着実に推進するとともに、既存浄水場の跡地利用の検討を進めます。また、引き続き老朽化した配水管路および重要給水施設管路の更新・整備を進めます。

2. 集合処理区域における下水道の未普及対策の推進

令和10（2028）年度までの集合処理区域内の概成を目指し、下水道整備を進めます。

3. スtockマネジメント計画⁴⁹等による効率的な下水道施設の更新

Stockマネジメント計画を策定し、下水終末処理場など下水道施設を計画的に更新します。

4. 個別処理区域における合併処理浄化槽への転換促進

個別処理区域における単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

5. 効率的な汚水処理の推進

下水終末処理場の現況処理能力を活かした、し尿等の受入整備について検討を進めます。

49 Stockマネジメント計画：下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

施策の達成目標

| 指標項目 | 基準値 (年度) | 中間目標値 (R8年度) | 目標値 (R12年度) |
|---|-----------------|-----------------|----------------|
| 統合浄水場の整備の整備進捗率 燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画 | 8.7% (R3年度) | 100% | 完了 |
| R7年度供用開始を目指す。 | | | |
| 老朽管路（石綿セメント管および重要給水施設管路）更新事業の整備進捗率 燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画 | 30.5% (R3年度) | 100% | 完了 |
| R8年度整備完了を目指す。 | | | |
| 集合処理区域の下水道処理人口普及率 ⁵⁰ | 88.6% (R3年度) | 96.9% | 100% |
| R10年度までに100%普及を目指す。 | | | |
| 合併処理浄化槽転換設置数 (年間) | 48基 (R3年度) | 50基 | 55基 |
| 計画期間最終年度には年55基の転換を目指す。 | | | |

関連する個別計画等

燕市・弥彦村水道事業広域化基本計画
燕市汚水処理施設整備構想



50 集合処理区域の下水道処理人口普及率（換算値）：各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合である下水道処理人口普及率を集合処理区域内における割合に換算した値（令和10年度概成とした下水道処理人口普及率59%を集合処理区域の下水道処理人口普及率100%に換算している）。

資料編

-
1. 策定経過
 2. 総合計画審議会
 - (1) 燕市総合計画審議会条例
 - (2) 燕市総合計画審議会委員名簿
 - (3) 諮問・答申書
 3. 本編補足資料
 - (1) 第2次燕市総合計画成果指標一覧表
 - (2) 将来人口推計
 - (3) 中期財政見通し
 4. 用語の説明

1

策定経過

| 期 日 | 会議名称等 | 内 容 |
|------------------------|-----------------------|--|
| 令和3年度 | | |
| 7月6日 | 令和3度第1回 燕市総合計画審議会 | 第3次燕市総合計画策定スケジュールについての報告 |
| 9月18日 ～10月7日 | — | 市民意識調査の実施 |
| 11月15日 | — | 第1回燕ジョイ活動部ワークショップ（若者による燕市の課題やあるべき将来像などについての意見出し） |
| 11月25日 | — | 第2回燕ジョイ活動部ワークショップ |
| 1月28日資料送付 2月14日意見聴取 | 令和3度第2回 燕市総合計画審議会 | 第2次燕市総合計画の実績評価についての協議 第3次燕市総合計画策定の考え方についての協議 ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 |
| 令和4年度 | | |
| 7月7日 | 令和4年度第1回 燕市総合計画審議会 | 第3次燕市総合計画策定について（諮問） 第3次燕市総合計画の骨子案についての協議 |
| 8月30日 | 市議会議員協議会 | 第3次燕市総合計画の骨子案について報告 |
| 10月28日 | 令和4年度第2回 燕市総合計画審議会 | 第3次燕市総合計画の素案についての協議 |
| 10月21日 ～11月8日 | — | 市民意識調査の実施 |
| 12月5日 | 市議会議員協議会 | 第3次燕市総合計画の素案についての報告 |
| 12月6日 ～12月27日 | — | 第3次燕市総合計画（素案）のパブリックコメント |
| 1月26日 | 令和4年度第3回 燕市総合計画審議会 | 第3次燕市総合計画の答申案についての協議 第3次燕市総合計画案について（答申） |
| 2月22日 | 市議会議員協議会 | 第3次燕市総合計画案について（最終説明） |

2

総合計画審議会

(1) 燕市総合計画審議会条例

平成 18 年 9 月 29 日

条例第 192 号

改正 平成 22 年 12 月 24 日条例第 38 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、燕市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
- (2) 関係公共的団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議す

るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議結果を会長に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第38号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 燕市総合計画審議会委員名簿

| 条例上の選出区分 | 氏名 | 団体名 | 備考 |
|-----------------|-------|----------------------------------|-----|
| 関係行政機関の委員および職員 | 佐藤 孝明 | 新潟県三条地域振興局長 | |
| | 杉本 至 | 巻公共職業安定所長 | |
| 関係公共的団体の役員および職員 | 田邊 一郎 | 燕市自治会協議会長 | |
| | 山岡 重雄 | 燕市社会福祉協議会長 | |
| | 佐藤 稔 | 燕市民生委員児童委員協議会長 | |
| | 水澤 彰郎 | 燕市医師会長 | |
| | 田邊 良文 | 燕市子ども・子育て会議 副会長 | |
| | 瀬戸 正秋 | 新潟かがやき農業協同組合 経営管理委員 | |
| | 田野 隆夫 | 燕商工会議所 会頭 | |
| | 高浪智哉子 | 吉田商工会 女性部長 | |
| | 上田 佳澄 | 分水商工会 女性部長 | |
| | 池内 博 | 協栄信用組合 理事長 新潟県中小企業支援プラットフォーム | |
| | 小林 勇二 | 新潟県司法書士会三条支部 | |
| | 山崎 貴典 | 日本労働組合総連合会 新潟県連合会県央地域協議会 燕支部長 | |
| 識見を有する者 | 穴戸 邦久 | 新潟大学 副学長・教授 | 会長 |
| | 樋口 秀 | 新潟工科大学 教授 | 副会長 |
| | 中原 丈二 | 分水高等学校長 | |
| | 塩井 清隆 | 第四北越銀行 上級コンサルタント | |
| | 渡部麻里子 | 新潟日報社 三条総局長 | |
| | 藤井 美穂 | つばめ若者会議 | |
| | 清水レイ子 | つばめ生活学校 | |
| | 田辺美香子 | 活動☆つばめこまち応援隊 | |
| 公募により選任された者 | 山口 博幸 | | |
| | 小田 吉徳 | | |

(順不同、敬称略)

(3) 諮問・答申書

燕企第 310 号
令和 4 年 7 月 7 日

燕市総合計画審議会
会長 穴戸 邦久 様

燕市長 鈴木 力

第 3 次燕市総合計画の策定について（諮問）

燕市総合計画審議会条例第 1 条の規定により、第 3 次燕市総合計画の策定について諮問します。

令和 5 年 1 月 26 日

燕市長 鈴木 力 様

燕市総合計画審議会
会長 穴戸 邦久

第 3 次燕市総合計画について（答申）

令和 4 年 7 月 7 日付、燕企第 310 号で諮問された「第 3 次燕市総合計画の策定」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において出された各施策・事業に対する個別の意見・要望等について、十分検討されることを要望します。

3 本編補足資料

(1) 第 2 次燕市総合計画成果指標一覧表（令和 3（2021）年度末調査時点）

本編の第 1 部 総論「4. 第 2 次燕市総合計画の進捗状況」に掲載されている達成状況のグラフに対する個別の進捗状況一覧表です。

【計画期間：平成 28（2017）年度～令和 4（2022）年度】

戦略 1 定住人口増戦略

基本方針 1 雇用・就労を支える産業の振興

施策 1 ものづくり産業の活性化

| 指標項目 | 計画策定時 基準値 | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|--------------|
| 製造品出荷額等 | 384,460 百万円 (H25 年) | 426,134 百万円 (R1 年) | 437,500 百万円 | 78.6% |
| 金属製品製造品出荷額 | 82,660 百万円 (H25 年) | 95,217 百万円 (R1 年) | 92,400 百万円 | 達成 |
| 従業員一人当たり製造業付加価値額 | 8,180 千円 (H25 年) | 8,233 千円 (R1 年) | 9,640 千円 | 3.6% |

施策 2 新たな産業育成・創業の支援

| | | | | |
|------------|------------------|-----------------|------|----|
| 新規創業者数（年間） | 26 人 (H26 年度) | 57 人 (R3 年度) | 50 人 | 達成 |
|------------|------------------|-----------------|------|----|

施策 3 変化に対応する農業の振興

| | | | | |
|---------------------------------------|---------------------|--------------------|---------|-------|
| ブランド米販売実績 | 33.3t (H26 年度) | 33.2t (R3 年度) | 38.0t | 基準値以下 |
| 直播栽培面積（コスト低減） | 5.4% (H26 年度) | 10.8% (R3 年度) | 13.0% | 71.1% |
| 担い手の集積率・面積 | 59.5% (H26 年度) | 74.3% (R3 年度) | 85.5% | 56.9% |
| | 3,386ha (H26 年度) | 4,096ha (R3 年度) | 4,868ha | 47.9% |
| 主食用水稲に占める化学肥料・化学合成農薬の 5 割以上の低減による作付割合 | 27.6% (H26 年度) | 22.0% (R3 年度) | 32.7% | 基準値以下 |

| 指標項目 | 計画策定時 (基準値) | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|--|--|---|-----------------|--------------|
| 30 アール区画以上のほ場整備率 | 64.5% (H26 年度) | 68.6% (R3 年度) | 66.5% | 達成 |
| 基本方針 2 地域に根ざした教育の推進・子育て支援 | | | | |
| 施策 1 知・徳・体を育成する教育の推進 | | | | |
| 全国標準学力検査 (NRT) 偏差値平均 50 以上の中学 1 年生から 3 年生の教科の数 (国語・数学・英語) ※中学 1 年生の英語を除く全 8 教科 | 2 教科 (中 1) 3 教科 (中 2) 1 教科 (中 3) 計 6 教科 (H27 年度) | 2 教科 (中 1) 1 教科 (中 2) 0 教科 (中 3) 計 3 教科 (R3 年度) | 8 教科 (全教科) | 基準値以下 |
| 「学校に行くのは楽しい」と回答した小学 6 年生と中学 3 年生の割合 | 小学校 89.0% (H27 年度) | 小学校 88.8% (R3 年度) | 小学校 92.0% | 基準値以下 |
| | 中学校 84.4% (H27 年度) | 中学校 85.9% (R3 年度) | 中学校 87.0% | 57.7% |
| 「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学 6 年生と中学 3 年生の割合 | 小学校 86.2% (H27 年度) | 小学校 77.1% (R3 年度) | 小学校 90.0% | 基準値以下 |
| | 中学校 71.5% (H27 年度) | 中学校 71.6% (R3 年度) | 中学校 80.0% | 1.2% |
| 施策 2 安心して生き育てられる子育て支援 | | | | |
| 子育て支援に対して満足と答えた人の割合 (市民意識調査) | 31.9% (H26 年度) | 36.0% (R3 年度) | 60.0% | 14.6% |
| 特定不妊治療助成事業利用者の出生数 (累計) | 39 人 (H23 ~ 26 年度) | 143 人 (H23 ~ R3 年度) | 134 人 | 達成 |
| 育児相談会・育児教室参加者 (年間延べ数) | 2,301 人 (H26 年度) | 904 人 (R3 年度) | 2,596 人 | 基準値以下 |
| 育児が楽しいと感じる人の割合 (乳幼児健診時のアンケート調査) | 71.7% (H26 年度) | 67.0% (R3 年度) | 75.0% | 基準値以下 |
| 病児・病後児保育の利用者数 | 462 人 (H26 年度) | 394 人 (R3 年度) | 658 人 | 基準値以下 |
| 地域子育て支援センター利用者 (年間延べ数) | 37,286 人 (H25 年度) | 22,381 人 (R3 年度) | 74,300 人 | 基準値以下 |
| 基本方針 3 健やかな暮らしを支える医療福祉の充実 | | | | |
| 施策 1 医療サービスの機能強化 | | | | |
| 病気になった時の医療体制に対して不満と答えた人の割合 (市民意識調査) | 46.6% (H26 年度) | 49.8% (R3 年度) | 30.0% | 基準値以下 |
| 休日在宅当番医の実施率 | 100.0% (H26 年度) | 100.0% (R3 年度) | 100.0% | 達成 |
| 土日祝日の二次救急病院開院率 | 100.0% (H26 年度) | 100.0% (R3 年度) | 100.0% | 達成 |
| 施策 2 地域で支える高齢者福祉 | | | | |
| 高齢者の生きがいがづくりや介護制度の充実に対して満足と答えた人の割合 (市民意識調査) | 35.2% (H26 年度) | 31.0% (R3 年度) | 40.0% | 基準値以下 |

| 指標項目 | 計画策定時 基準値 | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 介護予防体操を行う自主グループの登録者数 | 414 人 (H26 年度) | 536 人 (R3 年度) | 700 人 | 42.7% |
| 要介護認定率 | 18.1% (H26 年度) | 18.7% (R3 年度) | 介護保険事業計画で推計した認定率を下回る (R3 年度 19.5%) | 達成 |
| 施策 3 障がいのある人への切れ目のない支援 | | | | |
| 障がいのある人への支援に対して不満と答えた人の割合 (市民意識調査) | 20.7% (H26 年度) | 18.5% (R3 年度) | 16.5% | 52.4% |
| 福祉的就労施設利用者 (就労移行支援、就労継続支援 A・B) | 215 人 (H26 年度) | 298 人 (R3 年度) | 268 人 | 達成 |
| つながりのある療育支援体制の形成 | 無 (H26 年度) | 有 (R3 年度) | 有 | 達成 |
| 基本方針 4 移住・定住の促進 | | | | |
| 施策 1 移住・定住希望者へのサポート強化 | | | | |
| 移住相談者に係る本市定住者数 | — | 49 人 (R3 年度) | 10 人 | 達成 |
| 社会動態 (純移動数) (年間) | △ 88 人 (H26 年) | △ 16 人 (R3 年) | ± 0 人 | 81.8% |
| 戦略 2 活動人口増戦略 | | | | |
| 基本方針 1 市民が主役の健康づくり・生きがいがづくり | | | | |
| 施策 1 元気を磨く健康づくり | | | | |
| 各種がん検診受診率 | 胃がん検診 18.9% (H26 年度) | 胃がん検診 12.6% (R3 年度) | 胃がん検診 50.0%以上 | 基準値以下 |
| | 大腸がん検診 33.7% (H26 年度) | 大腸がん検診 27.9% (R3 年度) | 大腸がん検診 50.0%以上 | 基準値以下 |
| | 肺がん検診 44.8% (H26 年度) | 肺がん検診 24.8% (R3 年度) | 肺がん検診 50.0%以上 | 基準値以下 |
| | 子宮がん検診 60.1% (H26 年度) | 子宮がん検診 59.6% (R3 年度) | 子宮がん検診 80.0%以上 | 基準値以下 |
| | 乳がん検診 35.8% (H26 年度) | 乳がん検診 35.9% (R3 年度) | 乳がん検診 50.0%以上 | 0.7% |
| 胃がん男性死亡者数 (直近 5 力年の対 10 万人当たり平均) | 80.6 人 (H21 ~ 25 年の平均) | 61.7 人 (H28 ~ R2 年の平均) | 69.3 人 | 達成 |
| 大腸がん女性死亡者数 (直近 5 力年の対 10 万人当たり平均) | 45.4 人 (H21 ~ 25 年の平均) | 56.9 人 (H28 ~ R2 年の平均) | 39.0 人 | 基準値以下 |
| 特定保健指導率 | 36.2% (H26 年度) | 57.9% (R2 年度) | 60.0% | 91.2% |

| 指標項目 | 計画策定時 基準値 | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|---------------------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|
| 施策 2 健全な心と体を支えるスポーツの推進 | | | | |
| 市民 1 人当たりのスポーツ施設利用回数 | 10.58 回/年 (H26 年度) | 5.97 回/年 (R3 年度) | 10.82 回/年 | 基準値以下 |
| 地域総合型スポーツクラブ会員数 | 1,150 人 (H26 年度) | 1,072 人 (R3 年度) | 1,500 人 | 基準値以下 |
| 小学生の体力テストで県の平均得点を上回る割合 | 50.0% (H26 年度) | 43.8% (R3 年度) | 100.0% | 基準値以下 |
| 施策 3 心豊かな生涯学習・文化活動の充実 | | | | |
| 市民 1 人当たりの講座・講演会等の参加回数 | 0.63 回/年 (H26 年度) | 0.23 回/年 (R3 年度) | 0.67 回/年 | 基準値以下 |
| 文化協会加盟団体数 | 129 団体 (H26 年度) | 99 団体 (R3 年度) | 130 団体 | 基準値以下 |
| 基本方針 2 支え合い・助け合い活動の活発化 | | | | |
| 施策 1 支え合いの地域福祉 | | | | |
| 地域支え合い体制づくり実践地区数(まちづくり協議会数) | 4 地区 (H27 年 7 月) | 9 地区 (R3 年度) | 全 13 地区 | 55.6% |
| 地域見守り協定締結数 | 2 箇所 (H27 年 7 月) | 7 箇所 (R3 年度) | 5 箇所 | 達成 |
| ボランティア・市民活動登録団体数 | 86 団体 (H27 年 7 月) | 100 団体 (R3 年度) | 120 団体 | 41.2% |
| 地域の交流場所数 | 79 箇所 (H27 年 7 月) | 68 箇所 (R3 年度) | 87 箇所 | 基準値以下 |
| 施策 2 市民協働のまちづくり | | | | |
| 市民活動団体の登録数 | 69 団体 (H26 年度末) | 77 団体 (R3 年度) | 100 団体 | 25.8% |
| 自治会やまちづくり協議会、ボランティア活動などへの参加割合(市民意識調査) | 27.4% (H26 年度) | 26.6% (R3 年度) | 30.0% | 基準値以下 |
| 基本方針 3 若者・女性の力を活かしたまちづくり | | | | |
| 施策 1 若者の活動の活性化 | | | | |
| つばめ若者会議プロジェクト実行数(累計) | 8 事業 (H26 年度末) | 110 事業 (R3 年度) | 80 事業 | 達成 |
| 施策 2 女性が活躍しやすい環境づくり | | | | |
| ハッピー・パートナー企業の登録数 | 30 社 (H27 年 8 月) | 90 社 (R3 年度) | 66 社 | 達成 |
| 各種審議会等における女性委員の割合 | 31.9% (H27 年 4 月 1 日) | 31.7% (R3 年 4 月 1 日) | 36.0% | 基準値以下 |

| 戦略 3 交流・応援(燕)人口増戦略 | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|
| 基本方針 1 観光の振興 | | | | |
| 施策 1 着地型観光の振興 | | | | |
| 指標項目 | 計画策定時 基準値 | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
| 観光客入込数 | 699,100 人 (H26 年) | 500,184 人 (R3 年) | 1,000,000 人 | 基準値以下 |
| 外国人観光客入込数(燕三条地場産センター) | 300 人 (H26 年) | 111 人 (R3 年) | 4,000 人 | 基準値以下 |
| 基本方針 2 都市間交流の推進 | | | | |
| 施策 1 都市交流・広域連携の推進 | | | | |
| 燕・弥彦地域定住自立圏連携事業数 | 5 事業 (H27 年度) | 11 事業 (R3 年度) | 7 事業 | 達成 |
| 相互の地域住民が交流する都市数 | 3 都市 (H26 年度) | 5 都市 (R3 年度) | 6 都市 | 66.7% |
| 基本方針 3 燕市のファンづくり | | | | |
| 施策 1 イメージアップ・ふるさと応援 | | | | |
| ふるさと燕応援寄附金の寄附者数(年間) | 6,012 人 (H26 年度) | 137,168 人 (R3 年度) | 26,000 人 | 達成 |
| 全国調査において本市を「魅力的」と答えた人の割合(ブランド総合研究所「地域ブランド調査」) | 10.1% (H27 年) | 23.6% (R3 年) | 13.5% | 達成 |
| 戦略 4 人口増戦略を支える都市環境の整備 | | | | |
| 基本方針 1 安全・安心機能の向上 | | | | |
| 施策 1 災害に強いまちづくり | | | | |
| 自主防災組織の組織率 | 70.8% (H27 年 4 月 1 日) | 75.1% (R3 年 4 月 1 日) | 85.0% | 30.3% |
| 総合防災訓練参加者数 | 2,561 人 (H27 年度) | 2,299 人 (R3 年度) | 4,250 人 | 基準値以下 |
| 地区防災計画策定地区数(累計) | — | 0 団体 (R3 年 4 月 1 日) | 8 団体 | 0.0% |
| 住宅用火災警報器の設置率 | 67.0% (H27 年 6 月 1 日) | 81.3% (R3 年 6 月 1 日) | 80.0% | 達成 |
| 施策 2 防犯・消費者保護対策の推進 | | | | |
| 防犯対策に対して満足と答えた人の割合(市民意識調査) | 31.5% (H26 年度) | 37.2% (R3 年度) | 35.0% | 達成 |

| 指標項目 | 計画策定時 (基準値) | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|---------------------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|--------------|
| 犯罪認知件数 | 448 件 (H27 年) | 245 件 (R3 年) | 毎年減らす | 達成 |
| 県消費生活センターと燕市の消費者相談の合計件数に対する市への直接相談の割合 | — | 58.1% (R3 年度) | 37.0% | 達成 |
| 施策 3 交通安全の推進 | | | | |
| 交通事故発生件数 | 207 件 (H27 年) | 119 件 (R3 年) | 毎年減らす | 達成 |
| 高齢者交通事故発生件数 | 87 件 (H27 年) | 54 件 (R3 年) | 毎年減らす | 達成 |
| 交通事故死者数 | 2 人 (H27 年) | 2 人 (R3 年) | 毎年減らす | 未達成 |
| 施策 4 公共交通の整備 | | | | |
| バスや鉄道などの公共交通の充実に対して不満と答えた人の割合(市民意識調査) | 48.3% (H26 年度) | 52.3% (R3 年度) | 33.0% | 基準値以下 |
| 市が運行するバス等の乗車人数 | 70,164 人 (H26 年度) | 72,632 人 (R3 年度) | 95,800 人 | 9.6% |
| 施策 5 快適な環境の確保 | | | | |
| ゴミの総排出量 | 33,871t (H26 年度) | 31,323t (R3 年度) | 31,500t | 達成 |
| アルミ缶・スチール缶の回収量 | — | 2,270kg (R3 年度) | 2,400kg | 94.5% |
| 使用済小型家電の回収量 | 3,854kg (H26 年度) | 12,532kg (R3 年度) | 6,300kg | 達成 |
| 環境美化活動の参加人数 | 11,537 人 (H26 年度) | 9,687 人 (R3 年度) | 13,900 人 | 基準値以下 |
| 基本方針 2 快適な都市機能の向上 | | | | |
| 施策 1 まちなか居住と空き家等対策の推進 | | | | |
| 移住・定住人口数(年間) | 152 人 (H26 年度) | 270 人 (R3 年度) | 300 人 | 79.7% |
| 特定空き家等の件数 | 86 件 (H28 年 4 月) | 61 件 (R3 年度) | 60 件 | 96.2% |
| 施策 2 親しみのある公園づくり | | | | |
| 市民 1 人当たりの公園面積(都市公園、児童遊園、分水路高水敷) | 5.64㎡/人 (H27 年 4 月 1 日) | 5.88㎡/人 (R3 年 4 月 1 日) | 8.78㎡/人 | 7.6% |
| 管理を自治会、NPO、民間企業などに委託する都市公園、児童遊園数 | 114 箇所 (H27 年度) | 115 箇所 (R3 年度) | 124 箇所 | 10.0% |
| 施策 3 人にやさしい道路環境の整備 | | | | |
| 市道改良率 | 88.9% (H26 年度) | 89.5% (R3 年度) | 91.5% | 23.1% |

| 指標項目 | 計画策定時 (基準値) | R3 実績値 | 最終目標値 (R4 年) | 最終目標値 達成率 |
|------------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|--------------|
| 側溝改修率および整備延長 | 1.8% (H27 年度末) | 15.0% (R3 年度) | 30.3% | 46.3% |
| | 1.2km (H27 年度末) | 9.9km (R3 年度) | 20.0km | 46.3% |
| 施策 4 安全・安心・おいしい水道水の供給 | | | | |
| 配水管に占める石綿管比率 | 9.6% (H26 年度) | 2.1% (R3 年度) | 1.1% | 88.2% |
| 経常収支比率 | 119.2% (H26 年度) | 145.3% (R3 年度) | 120.0% | 達成 |
| 施策 5 適正な汚水処理の推進 | | | | |
| 下水道処理人口普及率 | 45.8% (H26 年度) | 52.3% (R3 年度) | 53.5% | 84.4% |

(2) 将来人口推計(令和2(2020)年国勢調査結果を用いた人口推計)

前回(平成27(2015)年)の国勢調査結果に基づき国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が行った推計方法により、今回(令和2(2020)年)の国勢調査結果を用いて、独自に将来人口推計を行いました。

1 推計結果

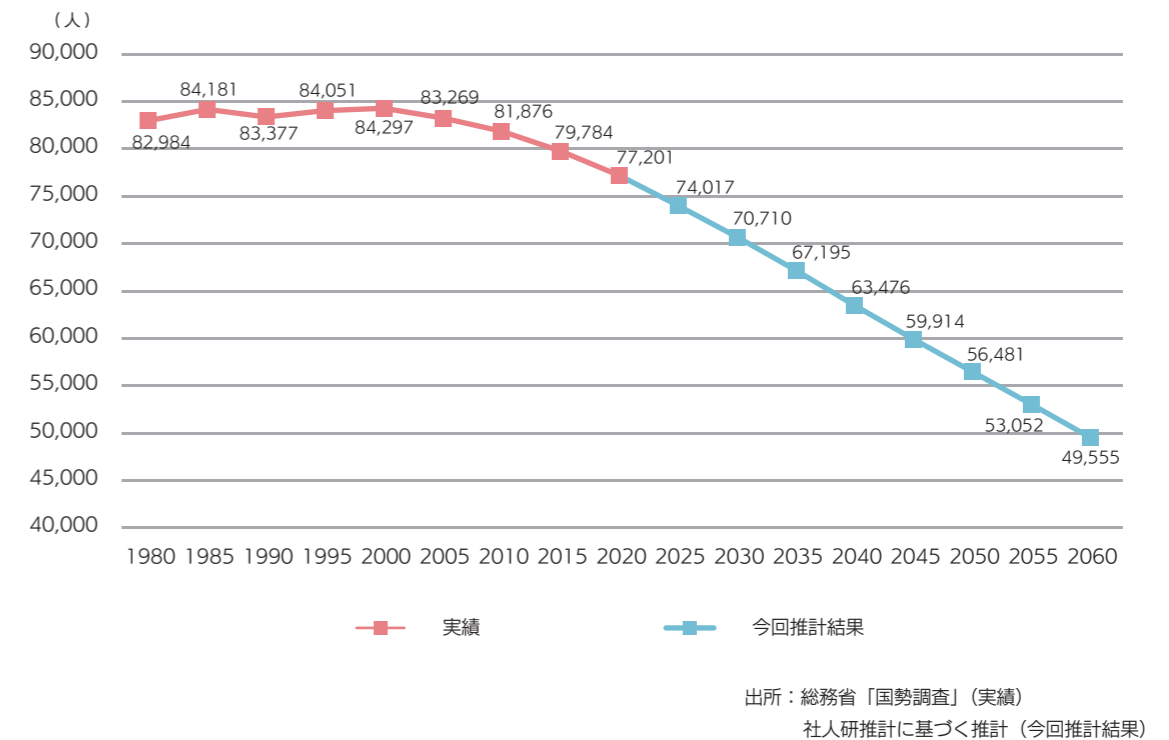
| | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 | 2045 | 2050 | 2055 | 2060 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | R02 | R07 | R12 | R17 | R22 | R27 | R32 | R37 | R42 |
| 全体 | 77,201 | 74,017 | 70,710 | 67,195 | 63,476 | 59,914 | 56,481 | 53,052 | 49,555 |
| 男 | 37,629 | 36,110 | 34,477 | 32,751 | 31,000 | 29,306 | 27,635 | 25,961 | 24,275 |
| 女 | 39,572 | 37,907 | 36,233 | 34,444 | 32,476 | 30,608 | 28,846 | 27,092 | 25,279 |
| 燕地区 | 41,315 | 39,583 | 37,870 | 36,042 | 34,099 | 32,236 | 30,443 | 28,633 | 26,772 |
| 男 | 20,222 | 19,372 | 18,514 | 17,624 | 16,716 | 15,826 | 14,933 | 14,031 | 13,114 |
| 女 | 21,093 | 20,211 | 19,357 | 18,418 | 17,383 | 16,410 | 15,510 | 14,602 | 13,658 |
| 吉田地区 | 22,840 | 22,000 | 21,084 | 20,107 | 19,049 | 18,033 | 17,028 | 16,024 | 14,987 |
| 男 | 11,073 | 10,684 | 10,240 | 9,756 | 9,256 | 8,774 | 8,296 | 7,813 | 7,326 |
| 女 | 11,767 | 11,316 | 10,844 | 10,351 | 9,793 | 9,259 | 8,733 | 8,210 | 7,660 |
| 分水地区 | 13,046 | 12,434 | 11,755 | 11,047 | 10,327 | 9,646 | 9,010 | 8,395 | 7,796 |
| 男 | 6,334 | 6,054 | 5,723 | 5,371 | 5,028 | 4,706 | 4,406 | 4,116 | 3,835 |
| 女 | 6,712 | 6,379 | 6,032 | 5,675 | 5,299 | 4,940 | 4,603 | 4,279 | 3,961 |

2 将来の総人口

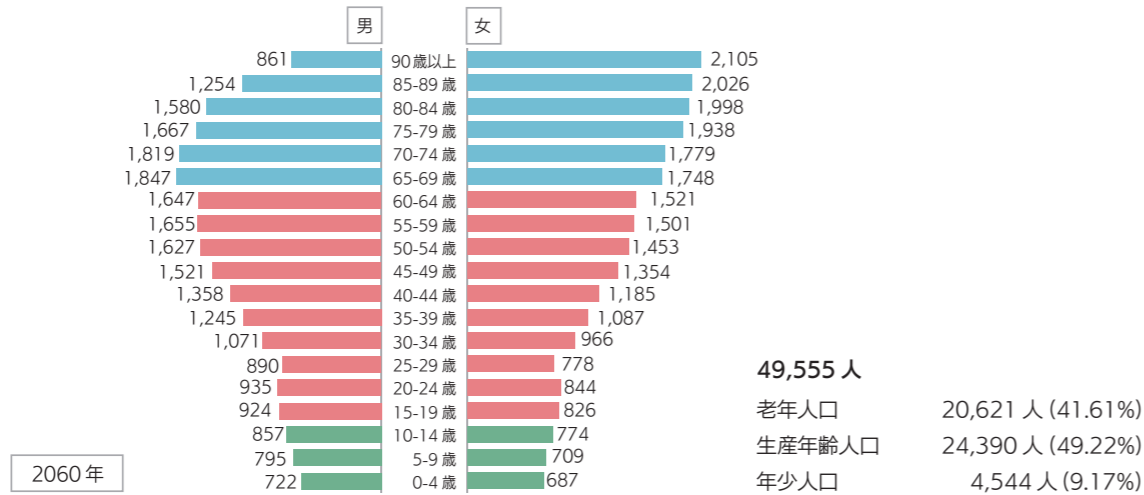
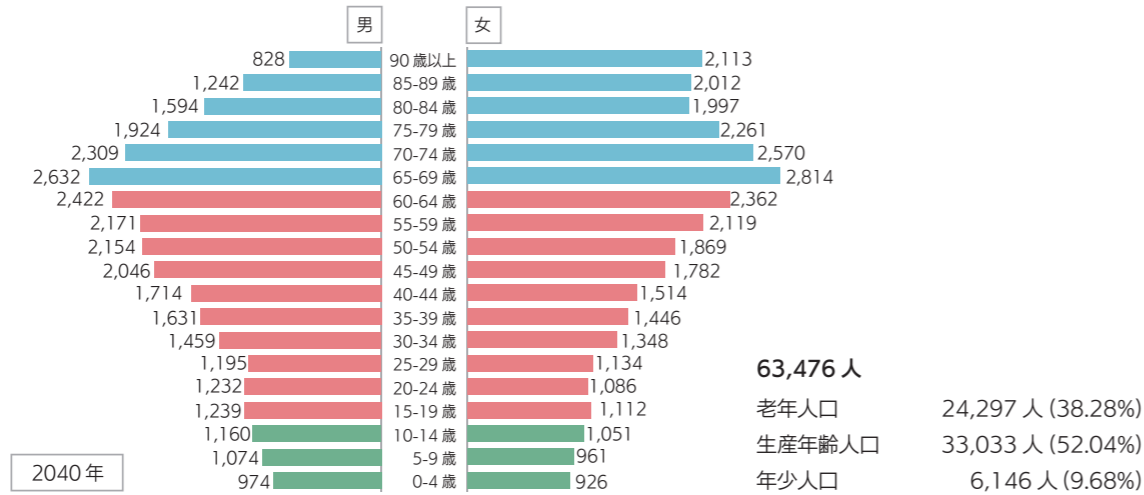
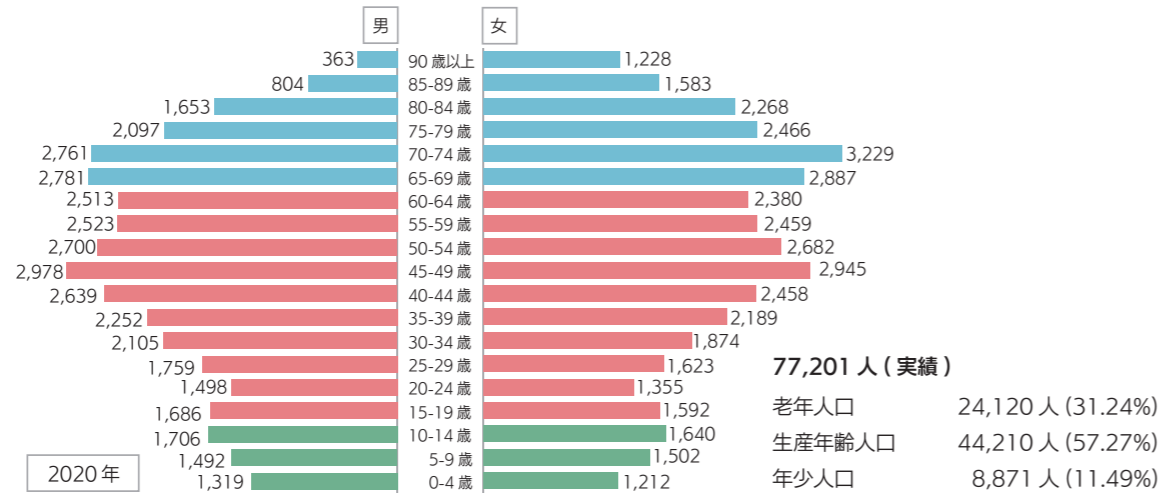
① 総人口の将来展望

平成30(2018)年に社人研が行った推計に準拠して2060年までの将来人口を推計すると、2040年の人口は63,476人、2060年には49,555人になると推計されます。

図表 人口の将来展望



図表 人口ピラミッド推移 (単位:人)

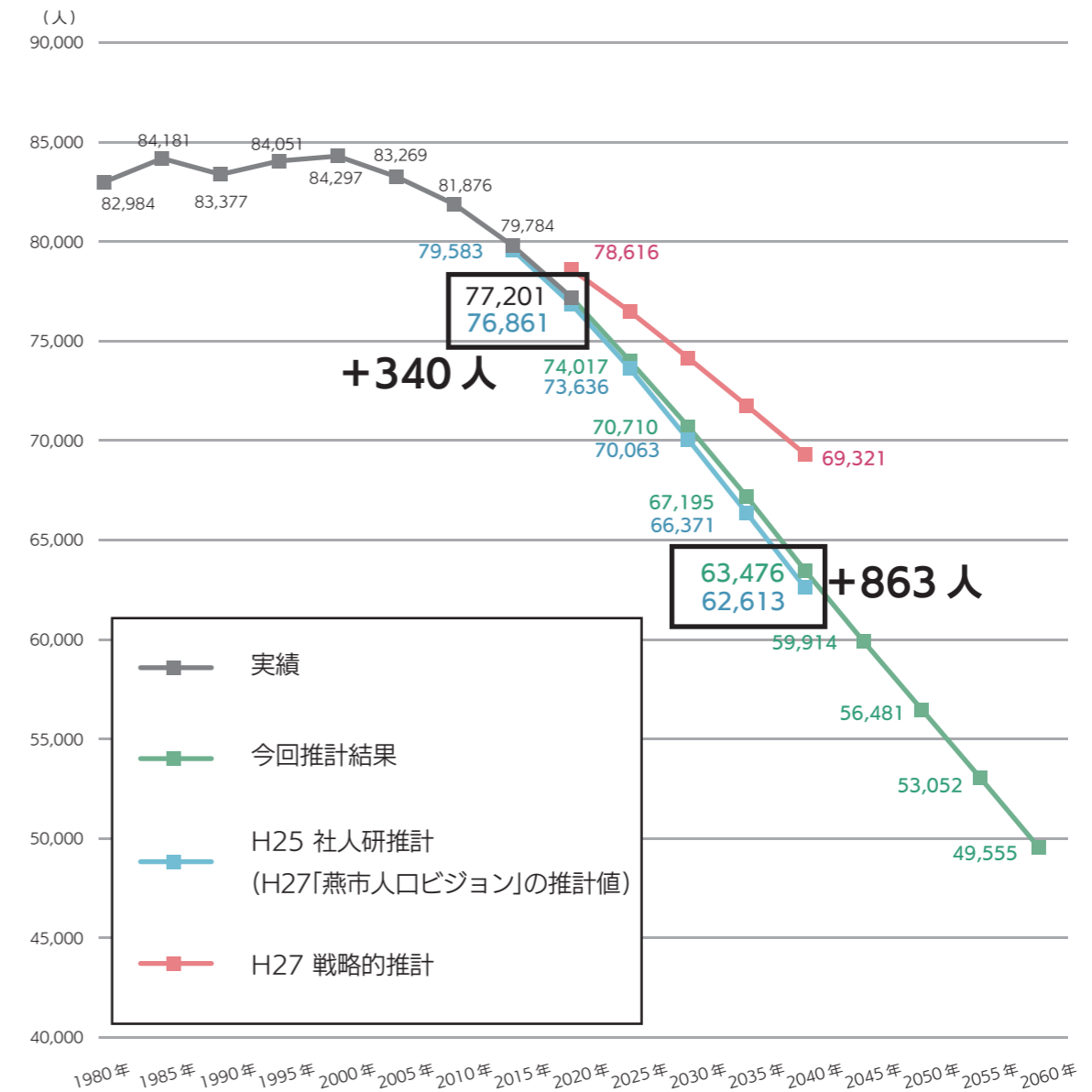


出所: 総務省「国勢調査」(実績)
 社人研推計に基づく推計 (今回推計結果)

② 前回推計との比較

「燕市人口ビジョン (平成 27(2015)年 9月策定)」の推計値と比較すると、2040年時点の今回推計値 (63,476人) は 863人の増加でした。

図表 将来の総人口



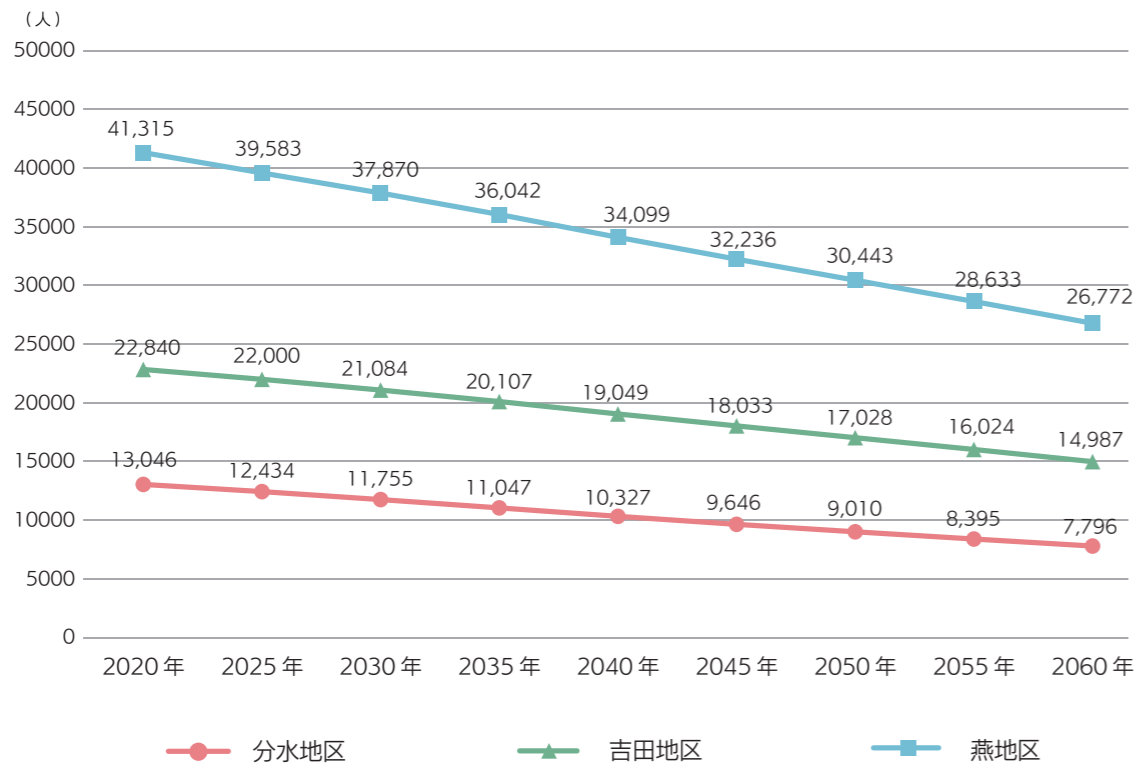
※戦略的推計・直近の実績に基づく推計・社人研推計は、「燕市人口ビジョン (H27年9月策定)」より

3 地区別人口

① 3地区別人口の将来展望

3地区別に推計すると、2040年の人口は、燕地区で34,099人、吉田地区で19,049人、分水地区で10,327人、2060年では、燕地区で26,772人、吉田地区で14,987人、分水地区で7,796人でした。

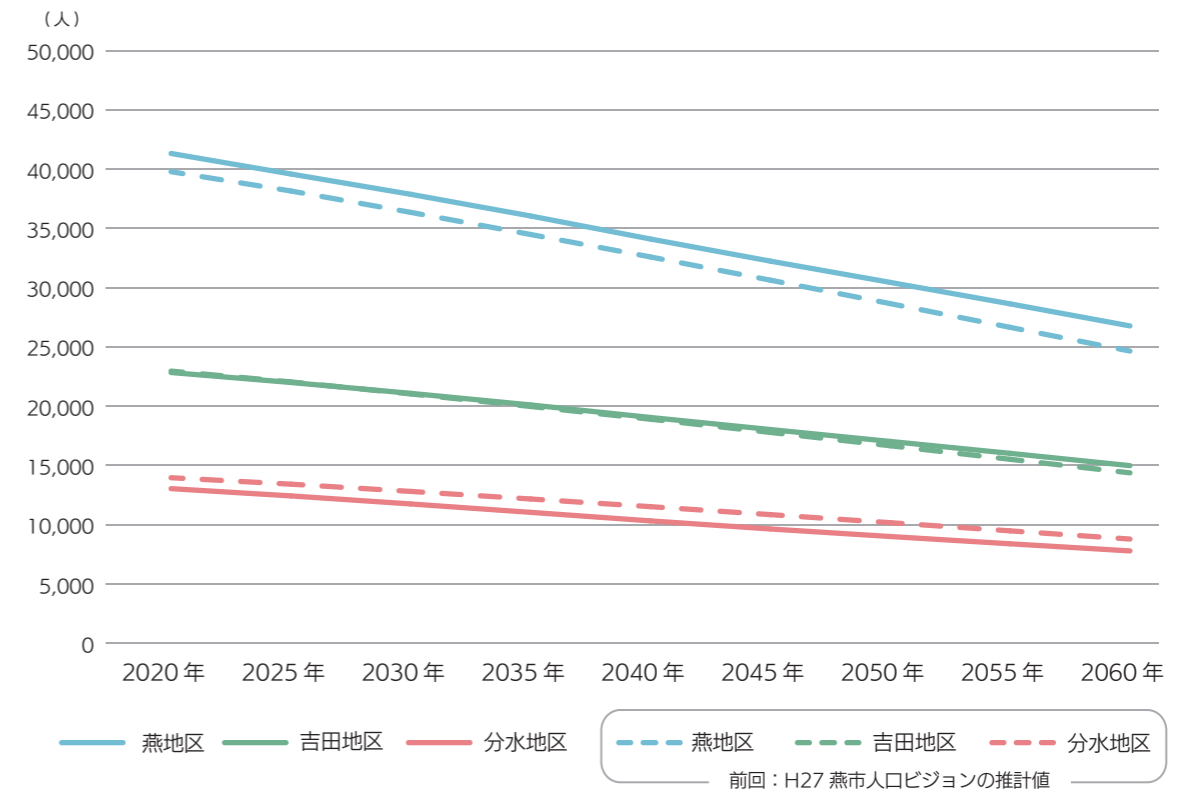
図表 3地区別の推計人口



② 前回推計との比較

今回の推計は、燕地区では前回推計よりも上回っていますが、分水地区では前回推計よりも下回っています。

図表 3地区別の推計人口の前回比較



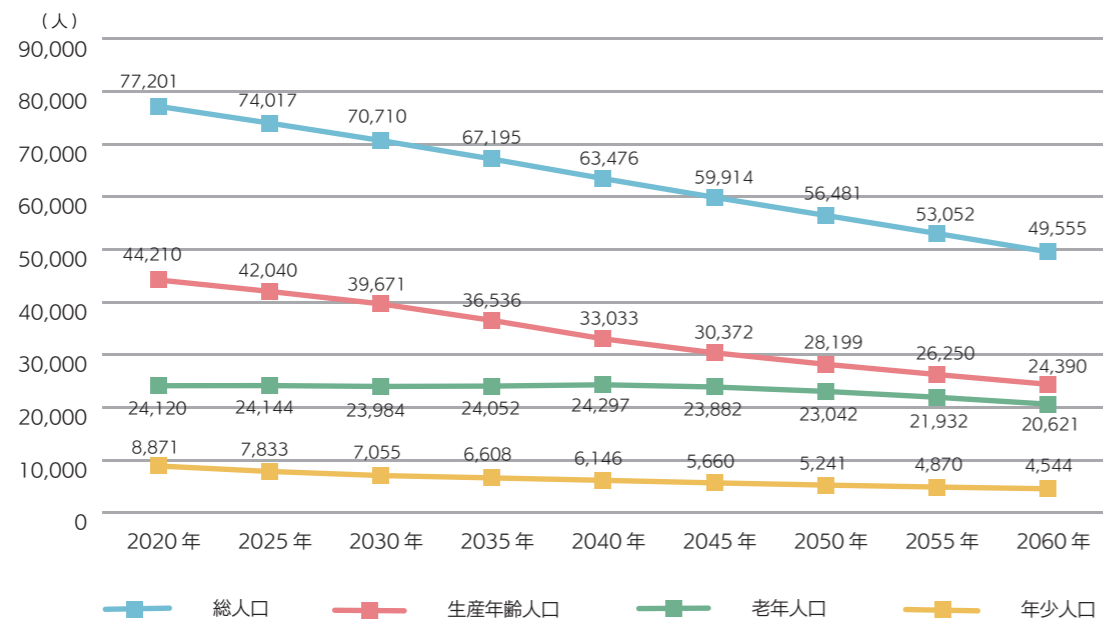
| | | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| R3年度 推計 | 燕地区 | 41,315 | 39,583 | 37,870 | 36,042 | 34,099 | 32,236 | 30,443 | 28,633 | 26,772 |
| | 吉田地区 | 22,840 | 22,000 | 21,084 | 20,107 | 19,049 | 18,033 | 17,028 | 16,024 | 14,987 |
| | 分水地区 | 13,046 | 12,434 | 11,755 | 11,047 | 10,327 | 9,646 | 9,010 | 8,395 | 7,796 |
| | 計 | 77,201 | 74,017 | 70,710 | 67,195 | 63,476 | 59,914 | 56,481 | 53,052 | 49,555 |
| H27年度 推計 | 燕地区 | 39,778 | 38,150 | 36,347 | 34,482 | 32,588 | 30,630 | 28,652 | 26,652 | 24,650 |
| | 吉田地区 | 22,960 | 22,049 | 21,033 | 19,976 | 18,902 | 17,789 | 16,664 | 15,523 | 14,380 |
| | 分水地区 | 13,968 | 13,423 | 12,812 | 12,175 | 11,527 | 10,856 | 10,176 | 9,487 | 8,795 |
| | 計 | 76,705 | 73,621 | 70,192 | 66,633 | 63,017 | 59,275 | 55,492 | 51,662 | 47,826 |

※ R3年度推計の2020年人口は国勢調査の実績

4 年齢3区分別人口

年齢3区分別で見ると、2040年の年少人口は6,146人、生産年齢人口は33,033人、老年人口は24,297人、2060年には年少人口は4,544人、生産年齢人口は24,390人、老年人口は20,621人となります。総人口は、2020年の77,201人から、40年間で約27,600人（約36%）の大幅な減少となります。

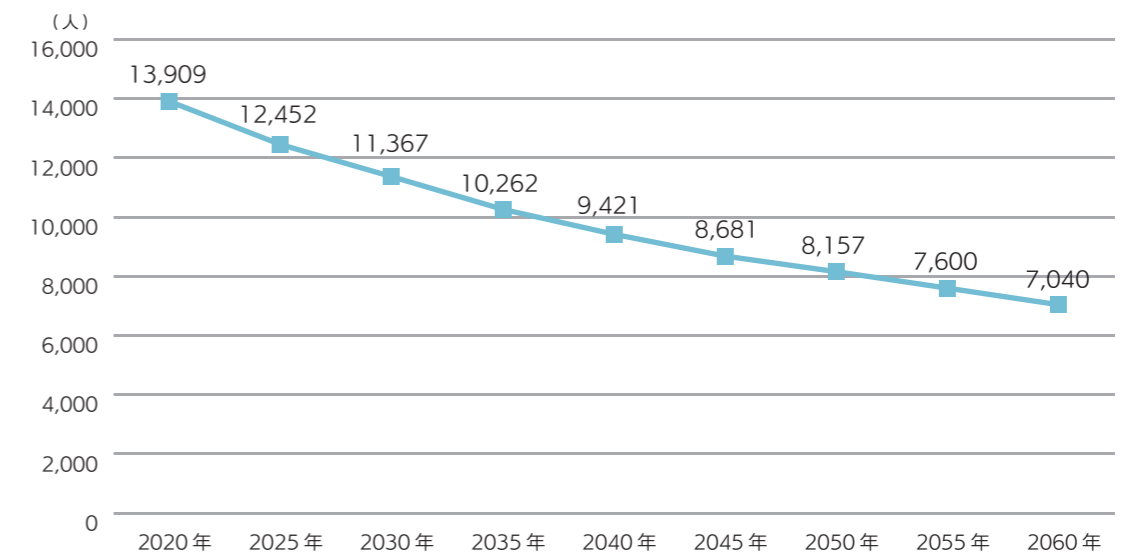
図表 年齢3区分別の推計人口



5 出産可能年齢の女性人口

出産可能年齢（15歳～49歳）の女性の人口は、令和2（2020）年の13,909人から2060年には7,040人となり、40年間で約6,900人（約49%）の大幅な減少となります。

出産可能年齢の女性人口



(3) 中期財政見通し

1 作成の趣旨

中期財政見通しは、将来にわたって持続可能な財政運営を進めながら、本計画に掲げた施策を着実に推進するために作成するものであり、市税をはじめとする歳入や各政策分野における歳出の見通しを中期的に推計し、今後の財政状況を明らかにするものです。

なお、ここに掲載する中期財政見通しは、本計画策定時点での将来推計に基づいて作成したのですが、今後もその時々々の社会経済情勢や国・県の動向、地方財政計画などを踏まえ、毎年度の当初予算編成時点の推計に基づいて時点修正し、毎年公表します。

2 推計の前提条件

① 基本的な前提条件

- ・令和5年度の一般会計当初予算をベースとしました。
- ・市債の借換分を除く実質的な予算規模で推計しました。
- ・現行の税財政制度及び社会保障制度を基本としました。

② 個別の前提条件

〈歳入〉

ア 市税

- ・市民税は、少子高齢化による労働力人口の減少を反映して見込みました。
- ・固定資産税は、評価替の影響を見込みました。

イ 地方譲与税等

- ・現行の税財政制度に基づき積算しました。

ウ 地方交付税

- ・合併特例債等の公債費算入額の減少を見込みました。

エ 国・県支出金

- ・普通建設事業費や扶助費に係るものは、歳出と連動させて積算しました。

オ 市債

- ・施設の更新等を含む普通建設事業の事業費と連動させて積算しました。
- ・借換債は除きました。

カ その他歳入

- ・自治体クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金は、「全天候型子ども遊戯施設整備をはじめとした子育て支援」の目標額を令和6年度まで見込み、令和7年度以降は令和6年度と同額の10億円で見込みました。
- ・ふるさと燕応援寄附金および自治体クラウドファンディング型ふるさと燕応援寄附金の寄附見込額は、令和5年度当初予算と同額の40億円で見込みました。

〈歳出〉

キ 人件費（委員報酬等含む）

- ・職員人件費は、定員適正化計画等により見込みました。
- ・会計年度任用職員に対する地方自治法改正の影響を見込みました。

ク 扶助費

- ・高齢化などによる関係経費等の影響を見込みました。

ケ 普通建設事業費

- ・通常事業に加え、今後見込まれる主要な建設事業や施設の更新費用などを見込みました。

コ 物件費

- ・各種通常選挙の増減を見込むとともに、ふるさと燕応援寄附金の歳入に連動させて積算しました。
- ・内閣府「中長期の経済財政に関する試算」を参考に物価の上昇を見込みました。

サ 公債費

- ・市債の発行額と連動させて積算しました。
- ・市債の借換分は除きました。

シ 繰出金

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業の3つの特別会計は、高齢化などの影響を見込みました。
- ・下水道事業会計は、公債費償還分などの影響を見込みました。

3 一般会計（借換分を除く）の財政見通し

歳入においては、人口減少などにより市税収入が減少することが見込まれることに加え、歳出において今後見込まれる施設の改修・更新費用や高齢者人口の増加に伴う扶助費等の増加により、歳入歳出差引額はマイナスとなり、厳しい財政状況が続くことを示唆する結果となっています。

また、新分水良寛史料館基本構想などを踏まえた各種事業費が今後見込まれるほか、ふるさと納税制度の見直しなど、不確定な要素も想定されることから、引き続き事務事業の見直しや公共施設の統廃合などの行財政改革に取り組み、限られた経営資源を効率的・効果的に配分しながら、持続可能な行財政運営に努め、次代を担う子どもたちの未来を見据えた、いつまでも住み続けられるまちの実現に取り組んでいきます。

借換債を除く実質的な予算規模による財政見通し

(単位：百万円)

| 項目 | 年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | (2022年度) | (2023年度) | (2024年度) | (2025年度) | (2026年度) |
| 歳入 | 市税 | 10,689 | 10,560 | 10,530 | 10,501 | 10,344 |
| | 地方交付税 (臨時債を含む) | 8,100 | 8,140 | 8,033 | 8,076 | 8,090 |
| | 地方譲与税等 | 3,034 | 3,027 | 3,027 | 3,027 | 3,027 |
| | 国・県・支出金 | 6,263 | 6,128 | 6,699 | 6,566 | 6,560 |
| | 市債 (臨時債を除く) | 1,401 | 1,109 | 2,783 | 2,425 | 1,302 |
| | その他の歳入 | 7,366 | 6,682 | 5,662 | 5,582 | 5,587 |
| | 合計 | 36,853 | 35,647 | 36,733 | 36,178 | 34,910 |
| 歳出 | 人件費 | 5,967 | 6,157 | 6,180 | 6,192 | 6,136 |
| | 扶助費 | 5,744 | 5,871 | 6,000 | 6,132 | 6,267 |
| | 普通建設事業費 | 3,249 | 2,879 | 4,332 | 3,649 | 2,034 |
| | 物件費 | 7,070 | 6,887 | 6,877 | 6,876 | 6,821 |
| | 補助費等 | 5,619 | 5,406 | 5,417 | 5,430 | 5,330 |
| | 公債費 | 4,521 | 4,399 | 4,306 | 4,388 | 4,351 |
| | 他会計繰出金 | 3,597 | 3,609 | 3,613 | 3,547 | 3,529 |
| | 貸付金・その他歳出 | 1,930 | 1,450 | 1,450 | 1,450 | 1,450 |
| | 合計 | 37,697 | 36,659 | 38,174 | 37,665 | 35,919 |
| 歳入歳出差引額 | △844 | △1,012 | △1,441 | △1,487 | △1,009 | |

※ 市債・公債費については、借換分を除いています。

※ 歳入歳出差引額は、財源対策として財政調整基金から繰り入れる前の収支差引額を示しています。

| 財源対策的基金 | 財政調整基金 年度末残高 | 2,503 | 2,193 | 1,904 | 1,568 | 1,711 |
|---------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 減債基金年度末残高 | 996 | 1,074 | 1,152 | 1,230 | 1,308 |
| | ふるさと燕応援基金 年度末残高 | 3,033 | 2,307 | 2,651 | 3,025 | 3,394 |
| | 合計 | 6,532 | 5,574 | 5,707 | 5,823 | 6,413 |

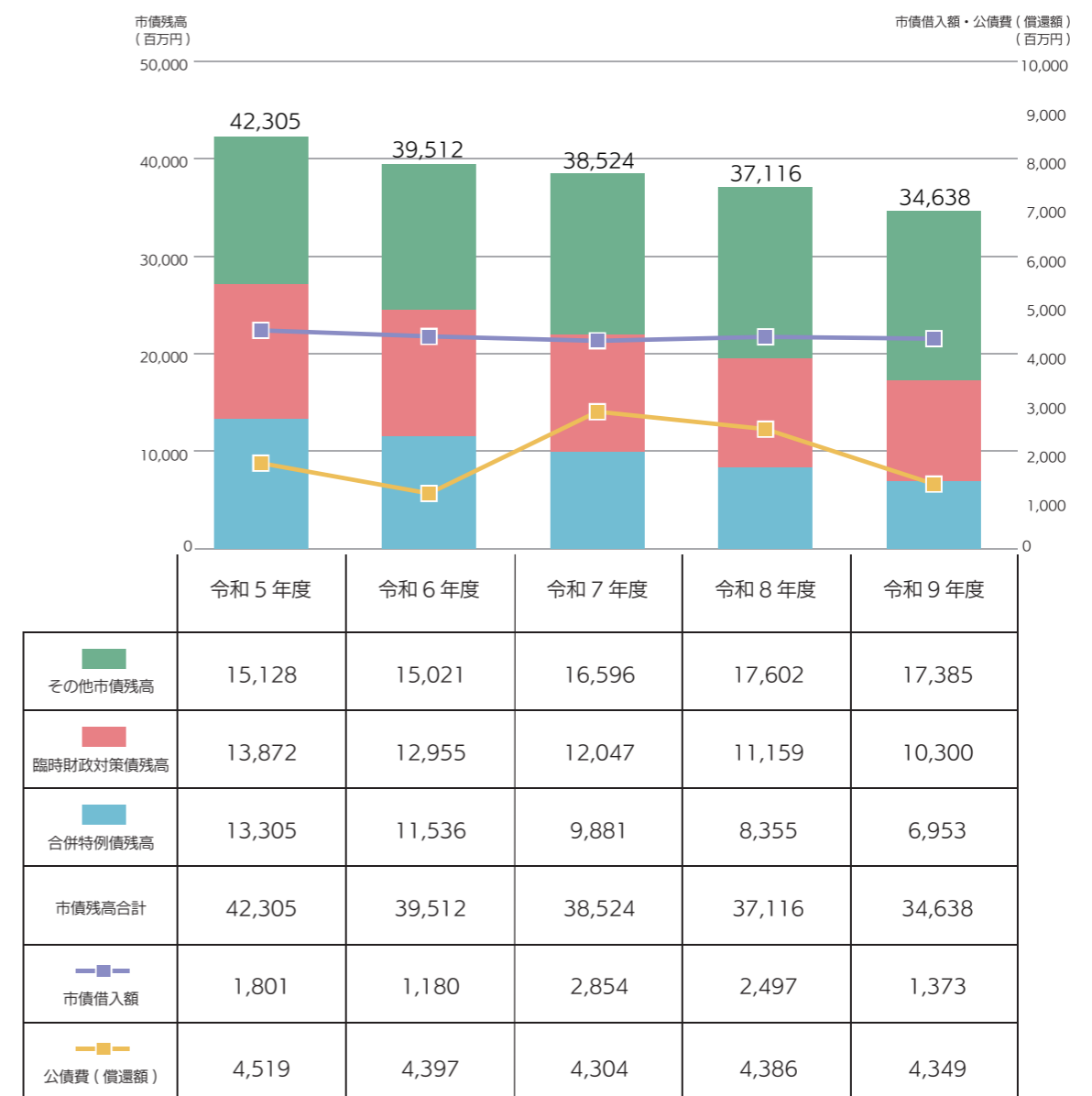
※ 計数については、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しないものがあります。

4 市債残高・公債費等の見通し

市債残高は、合併特例債および国の財源対策である臨時財政対策債の償還の進展に伴い、減少傾向にあります。

今後も、ふるさと燕応援寄附金の活用や建物系公共施設保有量適正化計画に基づく施設の統廃合などを図りながら、新規借入の抑制や交付税措置のある有利な市債を積極的に活用するなど、将来負担の抑制に取り組んでいきます。

市債残高・公債費等見通し



※市債借入額には臨時財政対策債が含まれているため、「一般会計（借換分を除く）の財政見通し」における市債の額と一致しません。

4

用語の説明

【あ】

| 用語 | 解説 | ページ |
|-------------|---|-----|
| 悪性新生物 | がんならびに肉腫の悪性腫瘍をいう。 | 84 |
| オープンイノベーション | 製品開発や技術改革等において、自社以外の企業や組織等がもつ知識や技術を取り込んで、自前主義からの脱却を図ることをいう。 | 47 |

【か】

| | | |
|-------------|--|-----|
| カーボンニュートラル | 二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。 | 19 |
| 居住誘導区域 | 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。 | 151 |
| ゲートキーパー | 身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。 | 85 |
| 下水道処理人口普及率 | 自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合。 | 162 |
| こども家庭センター | すべての妊産婦・子育て世代・子どもの包括的な相談支援等を行う機関のこと。 | 62 |
| 子ども食堂 | 無料または低価格で子どもや保護者等に食事や居場所を提供するコミュニティの場。 | 97 |
| コミュニティ・スクール | 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる制度。 | 57 |

【さ】

| | | |
|--------------|---|-----|
| 食品ロス | 本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる）。 | 140 |
| ストックマネジメント計画 | 下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。 | 164 |

【た】

| 用語 | 解説 | ページ |
|------------|--|-----|
| 地域生活支援拠点等 | 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をもつ、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。 | 79 |
| 地域連携ネットワーク | 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう適切な支援を行うための、市町村と関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所など）による連携体制のこと。 | 98 |
| 中核機関 | 成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関。 | 98 |
| つばめ輝く女性表彰 | 性別による固定的性別役割分担意識にとらわれず、女性が事業所や地域等あらゆる分野で個性と能力を十分発揮できる燕市を目指すことを目的として、各分野で輝く女性個人や、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業所・団体を表彰する制度。 | 110 |
| 特定空き家等 | 放置することが不適切な以下のような状態にある建物等のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ・雑草もしくは雑木が繁茂し、または枯草もしくは枯木が密集し、かつ、それらが放置されている状態 ・不特定者の侵入による火災および犯罪を誘発するおそれのある状態 ・その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態 | 148 |
| 都市機能誘導区域 | 燕市立地適正化計画に定める、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部などに誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域。 | 150 |

【は】

| | | |
|--------------|--|-----|
| ハイリスクアプローチ | 健康リスクの高い人を対象として、リスクを減らすように個別もしくは集団での生活指導や治療を行う取組方法で、二次予防の役割を果たす。 | 73 |
| ハッピー・パートナー企業 | 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んだりする企業等を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援する新潟県の制度。 | 110 |
| 販売チャンネル | 商品やサービスを販売するための場所や方法、流通するための経路のこと。 | 49 |

| 用語 | 解説 | ページ |
|---------------|---|-----|
| フードバンク | まだ食べられるのに不要になった食品を個人や企業から無償で受け取り、それらを必要とする人へ無償で提供する取組。 | 97 |
| フェニックス11+ | 新型コロナウイルス感染症対策を目的とした、事業継続・雇用維持や需要喚起、生活弱者支援などからなる燕市独自の事業群の名称。 | 23 |
| 福祉的就労 | 障がいなどの理由で一般就労が難しい場合に働く場を提供する福祉サービス。 | 75 |
| フレイル状態 | 加齢とともに運動機能や認知機能が低下した状態ではあるが、適切な介入・支援により機能の維持向上を図ることが可能で、健康な状態と介護が必要な状態の間を意味する。 | 70 |
| プレコンセプションケア | プレ (pre) は「～の前の」、コンセプション (conception) は「妊娠・受胎」のことで、女性やカップルを対象に将来の妊娠のための健康管理を促す取組のことをいう。本人の健康寿命の延伸に加え、妊娠・出産を希望する女性の不妊症予防と健康な妊娠・出産、将来生まれてくる子どもの健康につながることを期待される。 | 62 |
| 平均自立期間 | 「日常生活動作が自立している期間の平均」のことで、平均余命から要介護2以上の期間を除いた期間をいう。 | 74 |
| ヘイトスピーチ | 特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。 | 112 |
| ポピュレーションアプローチ | 健康リスクの高低・有無に関わらず、集団全体を対象として、全体としてリスクを下げる取組方法で、一次予防の役割を果たす。 | 73 |

【ま】

| | | |
|-----------|---|-----|
| モータリゼーション | 自家用車が一般市民・家庭に普及すること。 | 157 |
| モビリティサービス | 鉄道やバス、タクシーなどの公共交通や自家用車、レンタカーなど移動に関する各種サービス全般のことをいい、近年ではカーシェアリングやAIを活用したオンデマンド交通などといったものも含む。 | 160 |

【や】

| | | |
|---------|---|----|
| ヤングケアラー | 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。 | 98 |
|---------|---|----|

【ら】

| | | |
|--------|--------------------------------|-----|
| ロールモデル | 考え方や価値観、実際の行動が、他者の模範となる人物等のこと。 | 110 |
|--------|--------------------------------|-----|

【数字・アルファベット】

| | | |
|-----------------------|---|-----|
| 4R | リフューズ (Refuse: レジ袋等を断る)・リデュース (Reduce: 発生抑制)・リユース (Reuse: 再使用)・リサイクル (Recycle: 再生利用) の4つの頭文字をとった廃棄物減量のキャッチフレーズ。 | 140 |
| DX (デジタルトランスフォーメーション) | デジタル化により、社会や生活の形・スタイルが変わること。 | 18 |

| 用語 | 解説 | ページ |
|------------|---|-----|
| ER 救急医療体制 | 重症度、傷病の種類、年齢に関係なく、基本的にすべての救急患者の初期診療を行い、病態に応じた専門医師による適切な治療に安全に引き継ぐ診療体制をいう。 | 67 |
| ESCO 事業 | 自治体が行う省エネルギー改修にかかるすべての経費を民間事業者等が一旦負担し、その分を省エネルギー改修で得られた光熱水費の削減分で補う事業。 | 144 |
| IPCC | 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) のこと。世界気象機関 (WMO) および国連環境計画 (UNEP) により設立された政府間組織。 | 144 |
| LGBTQ | Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クイアやクエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ (性的少数者) を表す総称として使われている。 | 112 |
| MaaS | マース (Mobility as a Service)。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス。 | 160 |
| NPO | 非営利団体 (Non Profit Organization) のことで、営利を目的とせず社会貢献活動や慈善活動を行う団体の総称。 | 101 |
| P-PFI | 公募設置管理制度 (Park-PFI) のことで、都市公園に飲食店、売店等の利便性を向上させる施設を整備し、その収益を活用して園路や広場等、公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。 | 155 |
| SDGs 経営 | SDGs の理念を活かし、持続可能な企業経営を進めること。 | 44 |
| Society5.0 | 狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続くもので、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムによって開かれる新たな社会。 | 18 |

第 3 次燕市総合計画

令和 5 年 3 月

【編集・発行】

燕市企画財政部企画財政課

〒 959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL.0256-77-8352(直通) FAX.0256-92-2112

【URL】 <https://www.city.tsubame.niigata.jp>

【e-mail】 kikaku@city.tsubame.lg.jp

